

平成24年 6 月12日 開 会

平成24年 6 月28日 閉 会

# 平成24年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目

## 次

## 6月12日（火曜日）第1号

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ○議事日程                          | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                   | 2  |
| ○出席議員                          | 3  |
| ○欠席議員                          | 3  |
| ○説明のため出席した者の職氏名                | 3  |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名            | 3  |
| ○開　　会（午前10時00分）                | 4  |
| ○日程第1　会議録署名議員の指名について           | 4  |
| ○日程第2　会期の決定について                | 4  |
| ○日程第3　諸般の報告について                | 4  |
| ○日程第4　報第1号から日程第7　報第4号まで        | 5  |
| ○日程第8　発議第2号　特別委員会の設置に関する決議について | 5  |
| 村瀬伊織議会運営委員会委員長趣旨説明             | 5  |
| ○日程第9　質　　疑                     | 6  |
| ○日程第10　討　　論                    | 6  |
| ○日程第11　採　　決                    | 7  |
| ○追加日程　特別委員会委員の選任について           | 7  |
| ○休　　憩（午前10時15分）                | 8  |
| ○再　　開（午前10時52分）                | 8  |
| ○日程第12　議第68号から日程第21　議第77号まで    | 8  |
| 林市長提案説明                        | 9  |
| ○散　　会（午前11時20分）                | 15 |

## 6月20日（水曜日）第2号

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○議事日程           | 17 |
| ○本日の会議に付した事件    | 18 |
| ○出席議員           | 18 |
| ○欠席議員           | 19 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 19 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名        | 19 |
| ○開　　議（午前10時00分）            | 20 |
| ○日程第1　質　　疑（議第68号から議第77号まで） | 20 |
| 5番　石神　真議員質疑                | 20 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 20 |
| 5番　石神　真議員質疑                | 21 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 21 |
| 4番　上野欣也議員質疑                | 21 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 21 |
| 4番　上野欣也議員質疑                | 21 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 22 |
| 4番　上野欣也議員質疑                | 22 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 22 |
| 4番　上野欣也議員質疑                | 22 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 22 |
| 4番　上野欣也議員質疑                | 23 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 23 |
| 3番　吉田茂広議員質疑                | 23 |
| 谷村産業課長答弁                   | 23 |
| 3番　吉田茂広議員質疑                | 24 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 24 |
| 9番　横山哲夫議員質疑                | 25 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 25 |
| 9番　横山哲夫議員質疑                | 25 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 25 |
| 9番　横山哲夫議員質疑                | 26 |
| 山口建設課長答弁                   | 26 |
| 9番　横山哲夫議員発言                | 26 |
| 7番　寺町知正議員質疑                | 26 |
| 林市民環境課長答弁                  | 27 |
| 7番　寺町知正議員質疑                | 29 |
| 林市民環境課長答弁                  | 29 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 29 |
| ○休 憩（午前10時33分）              | 29 |
| ○再 開（午前10時34分）              | 29 |
| 林市長答弁                       | 30 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 30 |
| 笠原福祉課長答弁                    | 30 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 30 |
| 笠原福祉課長答弁                    | 30 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 30 |
| 笠原福祉課長答弁                    | 31 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 31 |
| 宮川学校教育課長答弁                  | 32 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 32 |
| 森田教育長答弁                     | 33 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 33 |
| 松田副市長答弁                     | 34 |
| 7 番 寺町知正議員質疑                | 34 |
| 宮川学校教育課長答弁                  | 34 |
| 笠原福祉課長答弁                    | 35 |
| 7 番 寺町知正議員発言                | 35 |
| 林市民環境課長答弁                   | 35 |
| ○日程第2 委員会付託（議第68号から議第77号まで） | 35 |
| ○散 会（午前10時51分）              | 36 |

### 6月26日（火曜日）第3号

|                     |    |
|---------------------|----|
| ○議事日程               | 37 |
| ○本日の会議に付した事件        | 37 |
| ○出席議員               | 37 |
| ○欠席議員               | 37 |
| ○説明のため出席した者の職氏名     | 37 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 38 |
| ○開 議（午前10時00分）      | 39 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○日程第1 一般質問                   | 39 |
| 1. 5番 石神 真議員質問               | 39 |
| (1) 窓口業務のサービスは               | 39 |
| 林市民環境課長答弁                    | 39 |
| 石神 真議員質問                     | 40 |
| 林市民環境課長答弁                    | 40 |
| 石神 真議員質問                     | 41 |
| 林市長答弁                        | 41 |
| (2) 市内循環バスについて               | 42 |
| 久保田企画財政課長答弁                  | 43 |
| 石神 真議員質問                     | 47 |
| 久保田企画財政課長答弁                  | 48 |
| 石神 真議員発言                     | 50 |
| 2. 12番 影山春男議員質問              | 50 |
| (1) 生活保護認定者について              | 50 |
| 笠原福祉課長答弁                     | 51 |
| 影山春男議員質問                     | 52 |
| 笠原福祉課長答弁                     | 52 |
| 影山春男議員質問                     | 54 |
| 笠原福祉課長答弁                     | 54 |
| (2) ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の取り組み状況について | 54 |
| 谷端国体推進課長答弁                   | 55 |
| 影山春男議員発言                     | 58 |
| ○休 憩 (午前11時10分)              | 58 |
| ○再 開 (午前11時20分)              | 58 |
| 3. 6番 杉山正樹議員質問               | 58 |
| (1) 消防の広域化について               | 58 |
| 渡辺消防長答弁                      | 59 |
| 杉山正樹議員質問                     | 60 |
| 渡辺消防長答弁                      | 60 |
| 杉山正樹議員質問                     | 60 |
| 林市長答弁                        | 61 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 4. 14番 後藤利瑗議員質問       | 61 |
| (1) 児童の通学時による事故対策について | 61 |
| 宮川学校教育課長答弁            | 62 |
| 後藤利瑗議員質問              | 63 |
| 宮川学校教育課長答弁            | 64 |
| 後藤利瑗議員質問              | 64 |
| 林市長答弁                 | 65 |
| ○休憩（午前11時48分）         | 65 |
| ○再開（午後1時00分）          | 65 |
| 5. 4番 上野欣也議員質問        | 65 |
| (1) 都市宣言について          | 65 |
| 林市長答弁                 | 66 |
| (2) 登下校の安全確保について      | 67 |
| 森田教育長答弁               | 69 |
| 上野欣也議員質問              | 70 |
| 森田教育長答弁               | 72 |
| 上野欣也議員質問              | 72 |
| 宮川学校教育課長答弁            | 73 |
| 6. 8番 尾関律子議員質問        | 73 |
| (1) 災害に強いまちづくりについて    | 73 |
| 船戸総務課長答弁              | 75 |
| 尾関律子議員質問              | 77 |
| 船戸総務課長答弁              | 78 |
| (2) 熱中症対策について         | 78 |
| 田原健康介護課長答弁            | 79 |
| 尾関律子議員質問              | 80 |
| 森田教育長答弁               | 80 |
| 尾関律子議員質問              | 81 |
| 林市長答弁                 | 81 |
| ○休憩（午後1時58分）          | 82 |
| ○再開（午後2時15分）          | 82 |
| 7. 1番 恩田佳幸議員質問        | 82 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 企業誘致の観点から見る法人市民税の減税について……………   | 82  |
| 林市長答弁……………                         | 83  |
| 恩田佳幸議員質問……………                      | 86  |
| 林市長答弁……………                         | 87  |
| (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について…………… | 89  |
| 笠原福祉課長答弁……………                      | 90  |
| 恩田佳幸議員質問……………                      | 91  |
| 笠原福祉課長答弁……………                      | 91  |
| 恩田佳幸議員質問……………                      | 92  |
| 宮川学校教育課長答弁……………                    | 92  |
| (3) 外出支援サービス事業について……………            | 93  |
| 笠原福祉課長答弁……………                      | 93  |
| 8. 7 番 寺町知正議員質問……………               | 94  |
| (1) 震災がれきの受けいれは困難ではないか……………        | 94  |
| 林市長答弁……………                         | 96  |
| 寺町知正議員質問……………                      | 99  |
| 林市長答弁……………                         | 99  |
| (2) 消防団に対する寄付金の是非……………             | 100 |
| 渡辺消防長答弁……………                       | 102 |
| 寺町知正議員質問……………                      | 104 |
| 松田副市長答弁……………                       | 105 |
| (3) P T A会計の使途の適性確保について……………       | 106 |
| 宮川学校教育課長答弁……………                    | 108 |
| ○散    会（午後 3 時51分）……………            | 109 |

#### 6 月28日（木曜日）第 4 号

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| ○議事日程……………               | 111 |
| ○本日の会議に付した事件……………        | 113 |
| ○出席議員……………               | 114 |
| ○欠席議員……………               | 115 |
| ○説明のため出席した者の職氏名……………     | 115 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名…………… | 115 |

|                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| ○開 議（午前10時00分） .....                                  | 116 |
| ○日程第1 常任委員会委員長報告 .....                                | 116 |
| ○日程第2 委員長報告に対する質疑 .....                               | 117 |
| ○日程第3 討 論（議第68号から議第77号まで） .....                       | 117 |
| ○日程第4 採 決（議第68号から議第77号まで） .....                       | 118 |
| ○日程第5 発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意<br>見書について ..... | 119 |
| 杉山正樹総務産業建設常任委員会委員長提案説明 .....                          | 120 |
| ○日程第6 質 疑 .....                                       | 120 |
| ○日程第7 討 論 .....                                       | 120 |
| ○日程第8 採 決 .....                                       | 121 |
| ○日程第9 議員派遣の件 .....                                    | 121 |
| ○閉 会（午前10時17分） .....                                  | 121 |
| ○会議録署名者 .....                                         | 121 |



平成24年 6 月12日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第    1    号 )

平成24年 6 月12日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第    1    号 )

平成24年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 6月12日（火曜日）

---

○議事日程 第1号 平成24年6月12日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

日程第5 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

日程第6 報第3号 平成23年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報第4号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第8 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第9 質 疑

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第10 討 論

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第11 採 決

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第12 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

日程第15 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）

日程第16 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第20 議第76号 市有財産の無償貸付けについて

日程第21 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第6 報第3号 平成23年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第4号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第8 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第9 質 疑  
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第10 討 論  
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第11 採 決  
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第12 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第21 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

て

追加日程 特別委員会委員の選任について

---

○出席議員（14名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 恩 田 佳 幸 君 | 2 番  | 山 崎 通 君   |
| 3 番  | 吉 田 茂 広 君 | 4 番  | 上 野 欣 也 君 |
| 5 番  | 石 神 真 君   | 6 番  | 杉 山 正 樹 君 |
| 7 番  | 寺 町 知 正 君 | 8 番  | 尾 関 律 子 君 |
| 9 番  | 横 山 哲 夫 君 | 10 番 | 武 藤 孝 成 君 |
| 11 番 | 藤 根 圓 六 君 | 12 番 | 影 山 春 男 君 |
| 13 番 | 村 瀬 伊 織 君 | 14 番 | 後 藤 利 瑗 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市 長    | 林 宏 優 君   | 副 市 長  | 松 田 勲 君   |
| 教 育 長  | 森 田 正 男 君 | 総務課長   | 舩 戸 時 夫 君 |
| 企画財政課長 | 久保田 裕 司 君 | 税務課長   | 神 原 義 広 君 |
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消 防 長  | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |     |       |
|------|---------|-----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書 記 | 林 強 臣 |
| 書 記  | 大 野 幹 根 |     |       |

---

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から、市議会議員として10年以上務められたことによりまして、後藤利環君と影山春男君が表彰を受けられましたので、その表彰状の伝達を行いたいと思います。

また、元市議会議員の久保田 尙氏は、市議会正副議長として4年以上務められたことによりまして同じく表彰を受けられましたので、ここに御披露申し上げます。

それでは、後藤利環君、影山春男君、演台の前までお進みください。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○議長（藤根圓六君） 受賞されました後藤利環君、影山春男君、まことにおめでとうございます。皆さん、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（藤根圓六君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 山崎 通君、14番 後藤利環君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会は、本日から6月28日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月28日までの17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年4月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第1号から日程第7 報第4号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第4、報第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第5、報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第6、報第3号 平成23年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報第4号 山県市土地開発公社経営状況について、以上4議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第3号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書、報第4号につきましては、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきます。

---

日程第8 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（藤根圓六君） 日程第8、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について、提出者に提案の理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村瀬伊織君。

○議会運営委員会委員長（村瀬伊織君） ただいま議長より御指名をいただきましたので、特別委員会の趣旨説明を申し上げます。

それでは、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、市議会に2つの特別委員会を設置することの決議をお願いするものでございます。

地方分権、地域主権が従来にも増して重要なポイントとなります。地方自治体の一層の自己決定、説明責任が強く求められるようになってまいりました。一方で、地方議会においては、二代表制のもとで、市民の代表機関、あるいは地方自治体の意思決定機関として、審議機能、監視機能、さらには政策形成機能を十分に発揮し、市民の負託にこたえるため、これまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが必要であります。

そこで、1つ目には、これから地方議会の果たす役割の重要性を踏まえ、議会活動の充実を軸とした、市議会に対する市民の信頼向上を図るための方策の調査・研究が目的

で、委員定数を6名とする議会改革特別委員会を設置するものでございます。

2つ目は、東海環状自動車道に関連して、当市内において既に一部道路建設工事にも着手していることをかんがみ、東海環状自動車道西回りルート開通を見据えた魅力あるまちづくりの方策の調査・研究を目的で、委員定数を7名とするまちづくり特別委員会を設置するものでございます。

なお、特別委員会の設置の根拠は、両委員会とも、地方自治法第110条及び山県市議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

また、調査期間は、議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとするものでございます。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山県市議会規則第14条第2項の規定により提案をいたします。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

---

#### 日程第9 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第9、質疑。

ただいまから、発議第2号に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第10 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第10、討論。

ただいまから、発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、発議第２号に対する討論を終結いたします。

---

#### 日程第11 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第11、採決。

ただいまから、発議第２号の採決を行います。

発議第２号 特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることは可決されました。

---

#### 追加日程 特別委員会委員の選任について

○議長（藤根圓六君） 追加日程、特別委員会委員の選任について。

ただいま設置されました議会改革特別委員会及びまちづくり特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長において、議会改革特別委員会委員に、山崎 通君、吉田茂広君、上野欣也君、石神 真君、寺町知正君、尾関律子君を、まちづくり特別委員会委員に、恩田佳幸君、杉山正樹君、横山哲夫君、武藤孝成君、影山春男君、村瀬伊織君、後藤利瑗君をそれぞれ指名します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会委員及びまちづくり特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま選任されました各特別委員会委員の任期は、平成26年４月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会委員の任期は、平成26年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、各特別委員会で正副委員長の選出をお願いします。

委員会開催場所の指定をいたします。

議会改革特別委員会は第1委員会室、まちづくり特別委員会は第2委員会室で選出をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時52分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、上野欣也君、副委員長、吉田茂広君。

まちづくり特別委員会委員長、武藤孝成君、副委員長、恩田佳幸君。

以上であります。

---

日程第12 議第68号から日程第21 議第77号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第12、議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第16、議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第20、議第76号 市有財産の無償貸付けについて、日程第21、議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について、以上10議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成24年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、後藤利瑛議員、影山春男議員が長年の議会活動として市政の発展のために御尽力をされました。その功績によりまして、全国市議会議長会と東海市議会議長会から表彰を受けられました。心からお喜びを申し上げる次第でございます。おめでとうございます。今後とも、市政発展のために御尽力をいただきますことをお願い申し上げます。よろしく願いを申し上げます。

さて、東日本の大震災につきましては、発生から1年3カ月を経過した現在も、多くの方々が仮設住宅などでの生活を余儀なくされております。本市におきましては、昨年の3月に山県市災害支援本部を設置いたしまして以来、支援物資の受け付け、搬送、義援金の受け付け、職員派遣などの支援を関係機関と連携をして行ってきたところでもあります。

このうち人的支援といたしましては、昨年度中には、岐阜県緊急消防援助隊として消防職員と消防車両を派遣いたしました。また、健康生活調査に従事する保健師2名を岩手県陸前高田市へ派遣をいたしました。また、建築士の資格を有する職員1名を同じく岩手県の釜石市へ学校建設や改修に従事するため派遣をいたしたところでもあります。

また、今年は、現在でございますけれども、5月31日から7月3日までの予定で、高齢者介護予防、要支援者家庭訪問等に従事する保健師1名を現在岩手県釜石市へ派遣いたしております。

今後におきましても、引き続き可能な限り支援を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

また、日本国内の原子力発電所50基がすべて停止し、この夏の電力不足が懸念されることから、経済産業省は、中部電力管内においては5%以上の節電を呼びかけております。こうした状況を受けまして、市におきましては、昨年度に引き続きまして、この8月の電気使用量を昨年に比べ8%以上削減された世帯に市の指定可燃ごみ袋をプレゼントする事業を実施いたしておりますので、市民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

さて、季節の移り変わりは早いものでございまして、梅雨の時期となってまいりました。昨年も台風やゲリラ豪雨による災害が各地で発生しており、ことしの5月には栃木県などで竜巻が発生し、大きな被害が出ております。

本市におきましても、災害に迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めていきたい

と考えているところでもございます。

また、雨による災害もさることながら、さらに警戒を強めなければならないのが、東海・東南海・南海地震でございます。市民の皆様に避難・救助訓練を通じて日ごろから防災意識を持っていただくことを目的といたしました本年度の山県市総合防災訓練を、8月26日日曜日に美山小学校を会場として実施する予定でございます。この訓練につきましては、昨年度も美山小学校を会場として実施する予定でありましたが、台風12号の接近によりまして中止をいたしました。美山地域の自治会関係者及び関係団体の皆様には、本年度も御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、市民の皆様の御参加、御協力につきまして、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、去る5月27日、伊自良総合運動公園におきまして、第10回山県市消防操法大会を実施いたしました。自動車ポンプ操法に4チーム、小型ポンプ操法に12チームが出場され、日ごろの訓練成果を発揮して見事な操法を披露していただきました。私は、このような消防団活動が有事における救助活動等の礎になるものと確信をしているところでもございます。

なお、小型ポンプ操法において優勝されました第5分団は、8月5日に羽島市で開催されます第61回岐阜県消防操法大会に出場されますが、本市の代表として健闘されることを祈念申し上げます。

今後とも消防・防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し努力をしてまいりますので、議員各位を初め市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

また、6月3日には、ぎふ清流大会のリハーサル大会を山県市総合体育館において開催、6月9日と10日には、ぎふ清流国体の馬術競技のリハーサル大会を完成したばかりのあの馬術競技場において開催をいたしました。今回のリハーサル大会におきまして関係者の皆様からいただきました御意見等を、これから本番でございます9月下旬からのぎふ清流国体・ぎふ清流大会の運営に反映をさせ、実行委員会並びに市民の皆様のお力をおかりしながら、実り多き大会にしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、現在、山県市役所から西深瀬農免道路までの間におきまして、ぎふ清流国体にあわせて供用できるよう、国道256号バイパス改良工事が進められております。交差点工事のため交通規制をしなければなりませんので、地域の方々には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件4件、条例案件3件、補正予算案

件5件、その他案件2件の計14案件でございます。ただいまから、上程されました14案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民につきましても日本人と同様に住民票が作成されることとなりましたので、外国人住民の印鑑登録事務に関する規定整備を行うため改正するものでございます。

次に、議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学識経験のある委員、その他特別な委員を除く各種委員の日額報酬について、日額6,000円を日額5,500円に改め、また、公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額を統一するため改正するものでございます。

次に、議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの議第68号と同様に、外国人住民につきましても日本人と同様に住民票が作成されることとなり、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止されることに伴い、規定整備を行うため改正するものでございます。

次に、資料ナンバー5、議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3億4,487万5,000円を追加し、その総額を131億4,853万4,000円とするとともに、地方債の補正をするものでございます。地方債の補正につきましては、緊急防災・減災事業で、これは、事業に必要な財源の100%を市債で賄いますと、将来その償還金の70%または80%が地方交付税に算入されるという、過疎債と同等で合併特例債よりも有利な起債でございますので、これを活用し、7つの事業について補正をいたしております。

内容といたしましては、まず、災害時の緊急避難場所に指定しております児童福祉施設と義務教育施設の校舎等のガラス飛散防止フィルムを張る工事がございます。具体的には、8つの保育所、高富児童館、子どもげんきはうす、ピッコロ療育センター、そして、耐震ガラスとなっていない小中学校の学校体育館、給食棟がございます。今般、非構造部材耐震化工事で、市内の児童福祉施設と義務教育施設、すべての施設にガラス飛散防止フィルムを施工いたしますが、県内市町村で100%完了するのは本市が最初と思われます。

なお、義務教育施設につきましては国庫補助金を見込み、補助残は市債で賄います。

また、消防緊急無線につきましては、平成28年5月までにデジタル方式に切りかえなければなりません。平成23年度の補正予算で有利な制度があり、国庫補助の要望申請をいたしましたところ、補助金の交付決定がされましたので、当該補助金を見込み、補

助残は市債で賄います。工事費は2億2,411万2,000円、管理委託料が300万円でございますが、その財源等の概要といたしましては、まず、国庫補助対象となる共通波の工事費が約1億600万円で、その3分の1の約3,500万円を国庫補助金で見込み、残額の約7,100万円を市債で見込んでおります。

なお、この市債の償還額の80%は地方交付税に算入されます。そして、非補助であります活動波の工事費約1億2,100万円は全額市債で見込んでおりますが、この市債の償還額の70%は地方交付税に算入されます。こうしたことから、実質的な市の負担分は事業費の約22%である5,000万円程度となる見込みでございます。

その他の避難所施設BSテレビ配線事業、にしむげ公園トイレ設置事業、避難道路整備事業、この避難道路は、京ヶ洞地内、持成地内、栢野地内、大洞地内、上馬場地内でございます。これにつきましては、本年度の当初予算で一般財源で見込んでおりましたが、今般、有利な市債を財源にするため、財源更正をいたしております。

それでは、補正予算の歳出予算の補正につきまして御説明いたします。

人件費の予算科目の組み替え補正は、主に組織再編に係る人事異動に伴うものでございますが、給与費明細書においては、常勤一般職が3名減となっております。これは、本年3月末に定年退職した職員以外に退職した職員がいましたので、それに伴い総額で1,811万円の減額をいたしているものでございます。また、非常勤の特別職職員の報酬につきましては、今般上程をいたしております条例改正案に伴い報酬を減額いたしておりますし、特別会計での減額分につきましては、一般会計からの繰出金を減額いたしております。

それでは、こうした人件費以外の歳出予算補正につきまして順次御説明いたします。

初めに、議会費につきましては、本年第1回定例会において議員報酬が引き下げられましたので、再計算し、総額で946万9,000円を減額させていただくものでございます。ほかに、議会事務局の故障した冷蔵庫を買いかえるための備品購入費12万3,000円を追加補正いたしております。

総務費につきましては、私の公約でもある事業仕分けの事務委託料として121万7,000円を追加しつつ、総合計画策定のためのアンケートを簡易なものとするため、総合計画策定委託料の253万1,000円を減額いたしております。

国民体育大会推進費につきましては、ぎふ清流大会に付随して改修する工事と備品購入費として488万6,000円を増額補正するものでございますが、その全額を県補助金として見込んでおります。

労働費につきましては、企業立地・動向調査事業委託料として836万2,000円を追加補

正するものでございますが、これを県の緊急雇用創出事業の対象と見込み、その全額を県補助金として見込んでおります。

農林水産業費につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金として1,348万4,000円を増額補正するものでございますが、これは、同特別会計において金利が比較的高い借入金の繰上償還が認められましたので、これを繰上償還するとともに、その財源を一般会計から繰り出そうとするものでございます。

土木費につきましては、市道02011号線、いわゆる西深瀬農免道路の改良工事に伴いまして、民家等に損害がなかったかどうかを調査するため、工損事後調査業務委託料170万1,000円を追加補正するものでございます。

消防費につきましては、4月に発生した強風により、市消防団第2分団の詰所の屋根部材であるアスファルトシングルが一部剥離したため、これを改修するため148万3,000円を追加補正するもので、損害共済金として12万4,000円を財源の一部といたしております。

歳入につきましては、ただいま御説明申し上げました国県支出金、市債、保険金のほかに、当初予算では一般財源で計上してあった市道02011号線、いわゆる西深瀬農免道路の改良工事に対し、新たに社会資本整備総合交付金が1,100万円交付されることから、増額補正いたしております。

同じく、当初予算では一般財源で計上してあった高規格救急自動車の購入費2,650万円の、緊急消防援助隊施設整備費補助金として1,085万8,000円交付されることになりましたので、これを増額補正し、当初見込んでおりました消防施設整備基金の繰入額を同額分減額いたしております。これらの特定財源を増減額補正し、最終的に余剰することとなる7,797万円につきましては、財政調整基金の繰入額を減額計上いたしております。

続きまして、議第72号 平成24年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に70万2,000円を追加し、その総額を24億3,970万2,000円とするものでございます。

その趣旨は、会計間の人事異動に伴う常勤職員の人件費分と委員等の報酬改定によるものでございます。

次に、議第73号 平成24年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,348万4,000円を追加し、その総額を4億7,048万4,000円とするものでございます。

その趣旨は、会計間の人事異動に伴う常勤職員の人件費分と、先ほど一般会計にて御説明いたしました、金利が比較的高い借入金の繰上償還に係るものでございます。

次に、議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に17万5,000円を追加し、その総額を6億317万5,000円とするものでございます。

その趣旨は、会計間の人事異動に伴う常勤職員の人件費分でございます。

次に、議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出を31万6,000円、資本的支出を285万2,000円増額補正するものでございます。

その趣旨は、会計間の人事異動に伴う常勤職員の人件費分でございます。

以上、各会計ごとの補正予算の概要を御説明いたしました。

続きまして、その他の案件につきまして御説明申し上げます。

資料ナンバー1、議第76号 市有財産の無償貸付けにつきましては、旧乾小学校校舎等を有効活用し、地域雇用や地域の活性化に資するため、株式会社美工に無償貸し付けしようとするもので、貸付期間は平成24年7月1日から10年間でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、体育館及び運動場につきましては、地域のスポーツ団体を初め消防団が利用されております。

次に、議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市内の4つの小学校のパソコン教室のパソコンが購入後8年ほど経過し老朽化が進み、パソコン学習に支障を来している状況でございます。このため、各校の児童数に応じて児童用パソコンを4校合計で129台を購入するほか、教師用パソコン、カラーレーザープリンター、サーバー、その他ネットワーク機器及びソフトウェアを購入し、情報教育の充実を図るものでございます。入札方法は指名競争入札とし、6月1日に11社の参加により入札を執行した結果、最低価格入札者である株式会社ハイパーブレイン岐阜支社と契約金額3,242万4,000円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、予定価格は3,381万円、落札率は95.9%でございます。

以上、10案件につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。



○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす13日より19日までの7日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす13日より19日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、14日は総務産業建設委員会、15日は厚生文教委員会がそれぞれ第2委員会室において午前10時から開催されます。

また、20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時20分散会

平成24年 6 月20日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第   2   号 )

平成24年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 6月20日（水曜日）

---

○議事日程 第2号 平成24年6月20日

日程第1 質 疑

- |       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 議第68号 | 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について                     |
| 議第69号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第70号 | 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について                   |
| 議第71号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）                    |
| 議第72号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）                |
| 議第73号 | 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 議第74号 | 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 議第75号 | 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）                  |
| 議第76号 | 市有財産の無償貸付けについて                            |
| 議第77号 | 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について             |

日程第2 委員会付託

- |       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 議第68号 | 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について                     |
| 議第69号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第70号 | 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について                   |
| 議第71号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）                    |
| 議第72号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）                |
| 議第73号 | 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 議第74号 | 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 議第75号 | 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）                  |
| 議第76号 | 市有財産の無償貸付けについて                            |
| 議第77号 | 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について             |
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について  
議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について  
議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第76号 市有財産の無償貸付けについて  
議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第2 委員会付託

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について  
議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について  
議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第76号 市有財産の無償貸付けについて  
議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

---

○出席議員（14名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 恩 田 佳 幸 君 | 2 番 | 山 崎 通 君   |
| 3 番 | 吉 田 茂 広 君 | 4 番 | 上 野 欣 也 君 |
| 5 番 | 石 神 真 君   | 6 番 | 杉 山 正 樹 君 |

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 7 番   | 寺 町 知 正 君 | 8 番   | 尾 関 律 子 君 |
| 9 番   | 横 山 哲 夫 君 | 1 0 番 | 武 藤 孝 成 君 |
| 1 1 番 | 藤 根 圓 六 君 | 1 2 番 | 影 山 春 男 君 |
| 1 3 番 | 村 瀬 伊 織 君 | 1 4 番 | 後 藤 利 瑗 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市 長    | 林 宏 優 君   | 副 市 長  | 松 田 勲 君   |
| 教 育 長  | 森 田 正 男 君 | 総務課長   | 舩 戸 時 夫 君 |
| 企画財政課長 | 久保田 裕 司 君 | 税務課長   | 神 原 義 広 君 |
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消 防 長  | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |     |       |
|------|---------|-----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書 記 | 林 強 臣 |
| 書 記  | 大 野 幹 根 |     |       |

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、6月12日に議題となりました議第68号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結についてまでの10議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に従い質疑を行います。

資料5のページ5、第2表の地方債補正のところではありますが、これで避難道路整備事業というところがありますが、起債されたこの中に、3月議会でこれは議決したものと認識しておりまして、私も3月議会のものを見てみましたら、その中に、快適なまちづくりの中の一環の金額だと思っておりますが、列が違っていたらおわび申し上げます。この起債の中のものが後の5ページ以降に、土木事業の中に載っていなかったもので、これの道路の対象路線はどこなのか説明していただきたいと思います。企画財政課長でよかったかな。どうぞ。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

3月議会で御議決いただいたものかということに関しまして、お見込みのとおりで、当初予算で御議決いただいたものでございます。個別の道路については明細がありませんが、道路改良事業の中の一環でございます。

避難道路整備事業に係る3,160万円につきましては、次の5本の道路の合計を予定いたしております。1つ目は、高富の京ヶ洞地内の約80メートルの道路改良で金額が約707万円、2つ目は、高木の持成地内の約100メートルの道路改良で金額は807万円、3つ目は、大桑の栢野地内の約90メートルの道路改良で金額は約762万円、4つ目は、富波の大洞地内の約11メートルの道路改良で金額は約375万円、5つ目は、葛原の上馬場地内の約50メートルの道路改良で金額は509万円でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 場所は5カ所ということでありましたが、これを避難道路にしたその理由、位置づけはどういうことでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、今回、起債対象にしました経緯でございますが、まず第一義的には、市内の道路改良で必要なものということで、担当の建設部局のほうから予算要求があったものを優先にしております。その中で、防災担当部局、今でいいますと総務課になりますが、そちらのほうとも協議いたしまして、避難道としての位置づけが必要であるという協議をいたしまして、その中で選定して避難道路整備事業として位置づけたという経緯でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、3点、学校教育課長にお尋ねをいたします。

第1点、資料5になるかと思いますが、議第71号の平成24年度山口市一般会計補正予算に関しまして、小学校費、中学校費の中に非構造部材耐震化工事の7,323万円と1,389万円が上がっておりますが、これはガラス飛散防止フィルムを張るということをお聞きしておりますけど、この見積もり方法についてお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、これ、ガラスが割れた場合の補修等の関係がございますので、どういった方法で積算されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをいたします。

ガラス飛散防止フィルムの見積もり方法でございますが、単価につきましては、本年4月に出されました『建築コスト情報』のガラス工事を参考に積算し、1平方メートル当たり1万円としております。

また、面積、枚数につきましては、各学校の設計図面を参考に概算数量を算出したところで、小中学校合計で8,712平方メートルで計上をしております。

なお、詳細な数量等の算出及び工事費の積算に関しましては、設計監理委託により業者委託を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 関連して、今申し上げましたように、ガラスが割れた場合には緊急に対応できるようになっているわけですか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） そのように対応したいと考えております。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 2点目に質問いたします。同じく、議第77号、市内4小学校パソコン等購入契約について2点お伺いをいたします。

資料ナンバーでいうと5、ページで25、26ページになるかと思いますが、児童用パソコンの台数が38、40、39、それから、ソフトが39、41、40、管理ソフトが40、42、41と、いわ桜を除いてでございますけど、数字が異なっていますけど、それは何か根拠があるのでございますか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをします。

高富小学校で申し上げますと、児童用パソコン38、ソフト39、管理ソフト40となっておりますが、ソフトには教師用ソフトが含まれ、管理ソフトにはサーバー用ソフトが含まれているため、数が異なります。

また、学校によりパソコン台数が異なりますのは、現在の小学校1年生から6年生までの1学級当たりの最大児童数及び今後6年先までの児童数の推移から算出をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） はい、わかりました。

3点目、同じくその中に、授業支援ソフトの内容、それから、これ、授業支援ソフトを購入するわけですけど、パソコンそのものはたしか8年更新とか、それに応じて支援ソフトというのは購入していく予定になっているのか、その辺、カリキュラムとの関係で御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

授業支援ソフトにつきましては、ジャストスマイルという名称のソフトを考えております。このソフトは、全国の小学校の約8割が導入しておりますソフトで、小学校の低学年の児童でも抵抗なくパソコンに親しめるように開発をされましたソフトでございます。メニューバーも大きく見やすくされています。そして何より、子供たち一人一人が自分の意見を書き込んですぐに提出できたり、友達の意見も即座に見られるので、考えを練り上げたりできるようになっております。また、楽しみながら漢字が学べたり、簡単にイラストを利用して文章に張りつけられたり、自分でイラストを書き加えたりする



ことができます。また、教師が画面を拡大したり、比較画面を加えたりして子供たちに転送したり、子供たちの意見を一覧表にして表示をしたり、グラフ化したりすることができるソフトとなっております。

小学校の情報教育の内容が大きく変わったわけではございませんが、現在使用しておりますソフトは本年度で10年目となりまして、その間に情報量が増大していますことや、パソコンあるいはソフトの機能が分進秒歩の改良が重ねられていますことから、児童がより適切に活用できるよう導入するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） カリキュラムの関係でいいますと、今後、パソコンを8年ごとに更新ということで進みますと、ソフトについて8年ごとに更新されていくのか、カリキュラムとの関係で更新していくのか、そのあたりをちょっと明確にお願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） カリキュラムの関係でも当然更新をしていきたいと思っております。

○議長（藤根圓六君） いいですか。

上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、通告に従いましてお尋ねをいたします。

議第76号の旧乾小学校の校舎を無償貸与するという件でございますけれども、この乾小学校の建物が耐震基準を満たしているかどうか。それと、もし耐震基準を満たしていないとすると、万が一地震による事故などが起こったときに本市としてどういうふうな対応をしていくのかということを産業課長にお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

旧乾小学校の校舎の耐震基準ですが、校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建てで、昭和54年に建築されております。耐震指数、別名I s 値と言っておりますけれども、I s 値は0.49です。一般的な建物のI s 値は0.6以上としておりますので、耐震基準は満たしていないことになります。

ちなみに、耐震指数であるI s 値が0.6以上ある建物は、震度6強程度の大地震に対しましても建物が倒壊や崩壊する危険性は低いものと考えられております。

なお、乾小学校の校舎の耐震基準ですけれども、今回企業の募集をしました募集要項

にその旨も明記してありますので、企業側も御存じであります。

万が一地震等の災害が起こった場合ですけれども、市は、現在加入しております全国自治協会建物災害共済、建物保険と言っておりますけれども、その保険によりまして支払われる賠償金の範囲を限度として市がこれを負担することで協定書を締結したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） はい、わかりました。

じゃ、次の質問に移ります。

議第71号、企画財政課長にお尋ねいたしますけれども、これ、非構造部材耐震化工事、いわゆるフィルム張りの事業でございますけれども、起債をして行うというふうに伺っています。

これ、この学校、保育園、それから児童施設、そのフィルム張りだけではなくて、実は今回、緊急防災の減災事業ということで、合計で3億2,300万という起債の金額になっていますが、これ、7割以上が交付税算入されるという大変有利な起債だというふうに聞いてはいます。ただ、ここに、議場に御参集の皆さんは御承知のとおり、本市は大変大きな起債の残高を抱えております。そんな中で、今後の事業展開におきましても、有利だというふうな認識、有利な起債は積極的に活用をして財政運営を行っていくというおつもりなのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

現在、県内では岐阜県のほかに本市と郡上市がいわゆる起債許可団体となっておりますので、起債を積極的に行っていくわけにはまいりませんが、余り消極的になり過ぎないようにも留意してまいりたいと考えております。

と申しますのは、国費等を活用できる有利な制度は、近年では国家財政が厳しいことから、こうした地方債を活用した制度が多くなっているという実情にもあるからでございます。そもそも、地方債は世代間の公平性を確保するための制度なのでございますが、いわゆる投資的経費を前倒しすれば実質公債費比率は高くなり、起債許可団体となる仕組みになっております。

ただ、本市の起債残高が大きいことは事実でございますので、起債に当たっては、有利な制度にやみくもに飛びつくことなく、かといって有利な財源確保を逸することのないよう、個別事案ごとに慎重に検討して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） よろしいですか。

吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） お許しをいただきましたので、2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、資料ナンバー5、山県市一般会計補正予算の19ページの緊急雇用創出事業委託料ですが、臨時雇用2人を雇っているような企業立地に向けた調査をするというお話ですが、これの細かい内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

企業立地・動向調査事業委託料に係る委託内容の概要といたしましては、議員おっしゃられましたように、企業立地に関する知識を持たれた失業者を調査員として2人を半年間雇用いたしまして、本市のリーフレット等も作成し、基本的には中部圏を中心として100社程度を想定しておりますが、訪問していただいて本市をPRしていただくとともに、また、企業立地の本市の魅力を積極的にPRしていただくとともに、本市への企業進出の意向等の調査を把握していただき、逐一報告していただきながら、まとめて報告していただくとするものでございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） 調査員を2人ですが、この調査に当たっては、2人1組で今の100社程度を回るのか、一人一人に分けて回るのか、また、どのぐらいの期間を想定されておるのかをお聞きます。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 基本的には、この事業委託に当たりましては、どこの業者に委託するかということについては現段階では全く白紙でございまして、基本的にはプロポーザルによりまして業者を募りたいと思っています。すなわち、どのような提案が最も山県市の企業立地動向調査にふさわしいかということを経営に含めまして、適正な業者を選択したいと考えておりますので、業者の提案によって手法は検討してまいりたいと考えております。

ただ、私どもで2人と言っておりますのは、基本的には、情報を逸することのない、誤った情報を提出することのないよう、基本は2人同行ということを想定いたしております。

ますが、業者の提案によっては原則を貫くつもりではございません。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） はい、了解しました。

それでは、2問目の、同じ資料ナンバー5、22ページの道路新設改良委託料の工損事後調査業務委託料、この辺の内容についてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

国道256号バイパスの道路改良工事及び市道02011号線、通称農免道路の歩道設置工事について、国道256号本線部分及び農免道路の車道部は岐阜県が、農免道路北側の歩道部は山県市にて現在施工中でございます。

施工場所は非常に軟弱地盤であり、家屋に隣接している場所も多く、工事の施工に起因する振動、地盤変動等による家屋への影響を調査する目的で、平成24年5月までに関係する家屋について工損事前調査を岐阜県にて実施しております。

市としては、農免道路北側で歩道設置工事を行うことから、工事が完了した後に市工事に起因する家屋への影響を調査し、区切りをつける目的で、施工場所からおおむね50メートルの範囲内にある北側の10軒の家屋を対象に、県が実施した工損事前調査をもとに工損事後調査を行います。

なお、国道256号バイパスの工事は今後も岐阜県において進められるため、工事進捗に合わせてその都度工損調査を行う予定であると聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○9番（横山哲夫君） 終わります。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、議第68号、資料1の3ページ、市の印鑑条例の一部を改正する条例についてという議案です。

これについてですけれども、当初の説明では、関連する法律の改正などがあってここに至っているというようなこともありましたけど、そもそも日本という中で、単なる印鑑だけじゃなくて、もっともとの法律を変えるということに至った経過とか、その趣旨や目的というのは一体どういうところにあるのかということですね。

それから、この議案資料の中にも出てくる非漢字圏という、いわば漢字を使わないエリアという意味だと思うんですけれども、非常に非日常の言葉なのでわかりにくいので、

漢字圏と非漢字圏の意味と、具体的にこんなところですか、あるいは、じゃ、その国の数はどれくらいというように示してください。

それから、現在の条例の本文のほうを見ると、住民基本台帳に記載されている者というふうに定義づけがあるというふうに思いますけれども、その対象者がこの改正によって広がるわけですけど、そのときに想定されるおよその市民の数ですね。

今の条例の2条の2項を見ると、15歳未満は印鑑条例の対象じゃないですよというのが現在ですから、当然、そこの改正は入ってきていないので、同じように15歳未満は対象にしないというふうに受けとめます。すると、いずれ、今後毎年1歳の世代ずつふえてくるわけですけど、そういう意味で、15歳未満の人数、それから18歳を今成人と見る、見ないという法律の過渡期にありますから、一応18歳未満、それから20歳未満、附帯してそれ以上ですね。それから、男女別と、それから合計、それから先ほどの漢字圏と非漢字圏という、その圏域別にもし違いがわかれば、その数を教えてください。

それから、そもそもこういう改正をするということによってどういったメリットがあるのか、あるいは何かデメリット、不都合があるのか、そのあたりをお知らせください。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

まず、法改正に至った趣旨と目的でございますが、これまで日本に入国し在留される外国の方は、出入国管理及び難民認定法に、いわゆる入管法に基づきまして、上陸を許可された後に居住する市町村の窓口で外国人登録を行うこととされております。市町村は、この外国人登録により、外国人の方の居住に関する情報を把握し、行政事務に活用することとしておりますが、外国人登録制度では、日本の方の住民基本台帳とは別に管理されるため、その居住実態や世帯情報が十分に把握できないため、行政サービスの行き届きにくいなど、課題が指摘されておりました。

こうした課題に対応し、外国人住民の利便性の向上と市町村行政事務の合理化を目的に、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とするために、住民基本台帳法を改正するとともに、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部が改正され、また新たに在留管理制度が導入されることとなり、それに伴い外国人登録法が廃止されます。

住基改正法による改正及び入管法改正法第4条による外国人登録法の廃止が平成24年7月9日に施行されることから、それによりまして、山田市印鑑条例に表記されている外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語を削除し、また、登録申請、登録印鑑に関する条文にある氏、名、氏名に通称を加え、また、非漢字

圏の外国人住民の方の氏名等に片仮名表記を可能とするなど所要の整備を行うものです。

次に、漢字圏と非漢字圏の意味でございますが、漢字圏は、東アジア地域にある日本、中国大陆、台湾、韓国・朝鮮、ベトナムで、漢字語が普及している国とされておりますが、ベトナムではほぼ完全に漢字を廃止しており、外国人登録の申請は今すべてローマ字を使用されております。非漢字圏とは、母国語で漢字を使っていない国とされることから、漢字を使用していない国や地域を非漢字圏と解しております。したがいまして、ベトナムの方につきましては非漢字圏として分けております。

具体的な例、国の数でございますが、山口市においては、平成24年6月19日現在、外国人登録をされている方は、漢字圏では中国及び台湾、韓国・朝鮮の方、非漢字圏で多い方からブラジル、ベトナム、フィリピン、パキスタン、アメリカなどでございます。

続いて、全国の外国人登録者数及び国籍ですが、平成23年末で総数207万8,500人余り、国籍別では多いほうから中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、アメリカ、ペルーなどでございます。

次に、漢字圏と非漢字圏別の対象者でございますが、これは、今回の改正後に対象となる外国人登録者数でよろしいかと思います。

平成24年6月19日現在の漢字圏の年齢別、男女別は、15歳未満で男性2人、女性2人の4人、18歳未満、男性が2人、女性が3人の5人、二十未満は男性4人、女性21人の25人、二十以上が男性65人と女性が367人の432人、合わせて男性73人、女性393人の466人。印鑑登録の対象者は15歳未満を除きますので、男性71人と女性391人、462人になります。

ベトナムを含む非漢字圏では、15歳未満で男性が3人、女性が3人で6人、18歳未満、男性が3人、女性が2人、二十未満は男性がゼロ人と女性が2人、二十以上が男性46人と女性58人の104人、合わせて男性52人、女性が65人の117人。印鑑登録の対象者は、男性49人と女性62人の111人でございます。

両方、漢字圏、非漢字圏を合わせますと印鑑登録対象者は573人でございます。

ちなみに、今現在外国人登録で登録されている方は35人でございます。

最後に、この改正によるメリット、デメリットでございますが、メリットとしては、外国人住民の方も同じように、同じ住民票とそれから印鑑登録証で作成することができる行政事務の合理化でございます。デメリットとしては、今のところないと思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、基本的な背景をお聞きしたんですけれども、じゃ、素朴に、具体的に当事者の方が市役所の窓口に来たときに、今までと何か変わるのか変わらないのか、あるいは、今まで市でできなかったけど今度は市でできるのかとか、ちょっと制度もよく知らないんで、そういう当事者から見るとどういうふうになっていくのかというのを説明してください。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 今までとの違いでございますが、今既に仮住民票と申しますか、外国人登録の方に対してすぐに住民票となるように通知を5月末にさせていただいて、今異動を図っております。7月9日からはもう住民票を作成できた状態になっております。

それで、その外国人の方たち、今までは単独、外国人登録法によります登録でございましたが、同一世帯で表記されることとなる所と、それから、同じ住民票ですし、それから、他の市町村に例えば転出されても、今までは在留カードで手続されていたんですけど、そういうのが簡素化されたということです。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、市長にお尋ねしますけれども、今の具体的な改正に伴う変更があるわけですけど、そもそも外国人の方というのは納税義務は全く市民と一緒に、滞納した場合のペナルティーも一緒だったんですけれども、いろんな行政サービスに違いがあったということ、幾つかある背景の中でそういったことの平等化も1つあると思うんですけれども、そういう意味で1つ気になるのは、例えば、今住民票などは広域サービスですよ、周辺と。広域で交付できるというふうになっていますが、これは山口市だけじゃないけれども、周辺を含めて、一般の私たちと一緒に広域で取得できるのかというところの確認と、それから、そもそも、こういった制度が始まって社会が等しくなっていくと思うんですけど、市長はそのあたりをどういうふうに評価されているのか、お答えください。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず、住民票の広域化ということでございますが、一般の市民の方と同じような取り扱いとなります。

また、2つ目の、社会が等しくなるという評価でございますが、私は具体的には余りそういった評価はいたしておりませんが、これも社会の流れのうちの1つかなとは思いますがけれども、こういった評価を私がするかということは、現時点で、やっぱり市民の皆さんがどう思ってみえるのか、いろんな考え方の方がおみえになりますので、ここで私が個人的な評価につきましては控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 質問をかえてください。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の通告ですけど、同じく資料の1の10ページ、議第70号、市の出産祝金条例の一部改正ということですけども、この制度について、まず確認ですけど、昨年度、一昨年度、22年、23年の対象実績というのはどうだったかということと、今年度の見込みはどのように考えるのかということですね。

それから、通告では7月9日について聞いていましたけど、先ほどの答弁で、法改正の関係という、その1つのことであろうと想像しますが、それでよければ答弁は結構ですし、補足があればお願いします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

22年、23年の対象実績につきましては、22年度におきましては41名、23年度におきましては34名となっております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 課長に確認ですけど、今の数では……。補足でいいですか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 大変申しわけございません。

今年度に対しての見込みにつきましては、全体の出生数の動向から考えますと、40前後の数字になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問ですよ、先ほど答弁漏れだったから。



確認ですが、今の数字、41、34で40の見込みというのは、これは新しく対象になる方たちについてなのか、もともとの市民の人たちなのか。それは、過去の制度の詳細を知らないから、済みませんね、過去はこの条例の対象にいわゆる外国人の方がなっていなかったか、その数が入った数なのか、そこがわからないんですよ。もともと同じようにやっていましたがということでもないと思うので、そのあたりの数の中身をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 済みません。

出産祝金に関しましては、平成19年から実施しておりまして、市内に住民票を有する方たちがここで継続して1年以上お住まいになっていらっしゃる方とか、出産後市内に住所を有することになった日から起算して1年以上経過した人ということで、第3子を対象にしております。

〔「何を対象」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（笠原秀美君） 第3子以降。

外国人につきましても従来どおり対象としておりましたので、対象者に関してはここは変わらないというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、通告で、議第77号、パソコンの購入契約ですね。

資料2の12ページ、一番最後ですけど、この関連で、各課で予算をつくる、前年の秋ぐらいから始まると思うんですけども、この件の予算をつくる経過において、当然これぐらいの規模だと見積もりを業者からとって、それを前提に金額を積み上げていくというふうに受けとめます。じゃ、この件については、多分昨年のある時期だと思いますが、その見積もりをとった業者の名前、それから出てきた価格と、取得日というふうに通告しましたが、取得日でもいいし、できれば業者が見積もり日、何月何日、10月15日とかと書くと思うんですけど、その見積もり日がわかればと思ってお聞きしたいところです。

それから、じゃ、その見積書を前提に進むと思うんですけども、予算査定の中で、例えば、減った、ふえた、追加したとか、いろんな経過があると思うんですが、そのあたり、どんな部分が秋のスタートの時点から見て減ったりふえたりしたのか、その辺の予算編成過程の経過をお願いします。

それと、主要な機器についてですけども、今まで何年ぐらい使ってきたものを更新

しようというのかということと、今後どれくらい使う予定で購入しようというのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

昨年度、予算策定時の見積もり業者は、株式会社ハイパーブレインで、価格は合計で3,894万2,000円でございます。

予算積算の参考とするための見積もり取得日でございますが、平成23年10月となります。

予算査定の経過としましては、見積価格で計上しております。

今年度、高富小学校、富岡小学校、美山小学校につきましては、昨年度の予算策定時は38台で予定しておりますので、若干数に変更になっております。

主要機器につきましては、平成15年に購入いたしましたので、今年度10年目となります。

今後の予定につきましては、パソコンの進化やネットワーク通信状況、情報量等の進化によって、一概には申し上げられませんが、およそ7年から8年をめぐりに更新をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答えて、去年の予算をつくるために業者から見積もりをとった、これは当然必要なことですね、専門の業者から。そこはわかるんですが、その業者がハイパーブレインという説明でした。これは、今回の議案の資料の2に、入札の経過ですね、11社参加して10番目のハイパーブレインが落札したというふうに資料が出ています。市が前年の秋に見積もりをとった、予算を積み上げていって、最終的に市長査定で予算が決まり、3月の議会を通った、年度がかわって契約するわけでしょう。そこで、入札とはいえ同じ会社が落とすというのは極めて不自然じゃないですか。11社参加して、県内にもっと関係業者はあるはずですよ。見積もりをとった業者に、はい、おたくですよねということをまるで示したような去年の見積もりをとった行為じゃないでしょうかね。

そのあたりについて、非常に透明性、公正さに疑問を持つんですが、教育長は最終責任、市長部局と教育関係ってちょっと違うところもありますので、そのあたり、見積もりをとった業者が、11社のうちを指名を前提にした入札でそこが落としたという、非常に不自然に感じます、私は。教育長はこの結果を見て不自然に思わなかったのか。不自然

然に思ったら何らかの確認作業とかするはずですね。例えば、入札で談合があったよという通報があったら、そこは一たん手続をとめて調査するとかということが今通常になってきています。そういった意味で、非常に不自然な、不透明なことについて、教育長自身はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをしたいと思います。

私たちの場合には、いわゆる予算を決めるときに、先ほど申し上げたとおり、業者に見積もりをしていただいてという形で予算を組み立ててまいります。その予算は、当然膨らんだり減ったりしていくわけですが、私どもの仕事といたしまして、教育委員会はそこまでの仕事でございます。

したがって、いわゆる先ほど申されました入札に関しては、いわゆる選定委員会だとか、そういったところが開かれますので、例えば入札業者がどうだというようなことは私どもには全くわかりませんという状況で市は進められておりますし、また、その見積もりをとった業者が入札に参加してはいけないということではないとも私は認識しておりますので、そういうチェックも当然する必要がないというふうな見解で進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 教育長が、入札のことは率直に言って自分たちのテリトリー外だという趣旨を答えられたと思いますので、じゃ、市長部局の現在の入札制度のチーフは副市長になるんですか、制度上。じゃ、副市長にお聞きしますけれども、今教育長は入札について関知しないよということなので、先ほども申し上げましたけど、例えば談合などの情報があった場合は、一たん手続をとめて調査するというのが最近普通になっているわけですね。今回はといいますと、教育委員会は自分たちが見積もりをとったところが落としたということはわかるんだろうけれども、じゃ、選定委員会はそこまでわかるかどうか知りませんが、いかがだったんでしょうね。去年見積もりをとったところが落としたんだよということを認識したのかしていないのか。じゃ、していないとして、何か問題があるとは思わないんですかということ。

それから、市の契約規則で、随契の場合は2社以上見積もりをとるようにという、できればという言葉ですけど、原則がうたってありますよね。今回入札だからということですけど、これだけの大きな金額で競争性がある業務、事業の場合は、複数の見積もりをとって予算立てをしていくということも必要じゃないかと思うんですが、教育委員会

は1つから見積もりをとって予算をつくっていったということですが、そのあたりのことも、ある種、見積もりを複数にかけるということの中で、競争性も高まるし、透明性も高まると思うんですが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 今の質問にお答えをいたします。

まず1つ目の、見積もり業者が落札したことについて不自然ではないかということなんですけれども、指名業者の選定につきましては、私が会長を務めます選定委員会のほうで検討をして毎回決めておりますが、この件につきましても、11社を選定委員会のほうで原課のほうからリストアップされたものを適正かどうかを検討して、その結果で11社選んでいるものでございまして、その選定しました業者の間で入札が行われ、結果、どういった業者が落札されたかについては、あくまでも指名競争入札の結果でありますので、それについては特に不自然だというふうには考えておりません。

それから、当初の見積価格の設定について、複数の業者から見積もりをとった上で決めたらどうかという御指摘でございますけれども、確かに適正な見積価格を決めるに当たっては、1社ではなくて複数の業者からとることがより適正な価格を決めるに当たっては有効だろうというふうには考えます。この点、徹底されていない部分はそれぞれいろんな事情があるんだと思いますけれども、極力徹底できるように指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、通告で次の分に行きますけれども、補正予算ですね。資料の5、議第71号ですけど、例えば5ページに地方債の補正というところで、保育所とか小中学校の耐震化が上がっています。その後のほうの歳出の各部分でも出ていますが、一応全体的なこととして、保育園や小中学校において必要とされる耐震化ということの現在の達成度、では、その達成度は県内ではどのような位置づけなのかということですね。それと、今後、耐震化ということでどんなことが予定されて、あるいはどれぐらいの予算が必要なのか、年数はどれぐらい必要なのかというその基本的な情報をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 学校教育課長からお願いします。

宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 質問にお答えします。

本市の小中学校の耐震化の状況につきましては、12校のうち11校の施設で完了してお

ります。本年度、23年度の繰越明許費3,235万1,000円にて残りの大桑小学校の耐震工事を終了すれば耐震化は完了いたします。

なお、県内の順位でございますが、23年度4月1日現在で県内22位ということになっております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

保育園に関しましては、8園すべて21年度で完了しております。

県内での位置づけに関しましては、公立保育所のみの耐震化状況というものはちょっと見当たらないということで、社会福祉施設全般の耐震化状況の公立の施設における岐阜県下の状況としては83.6%となっております。本市におきましては、一応100%ということです。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 結構です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。

林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 済みません、先ほど寺町議員の再質問の中で、私、在留カードと申しましたけど、正しくは住基カードでございます。住基カードはそのまま他市の市町村へ転入されてもそのまま使えるということで訂正させていただきます。お願いします。

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第68号から議第77号までの10議案の質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員会付託。

議第68号から議第77号までの10議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

21日は総務産業建設委員会、22日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、26日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時51分散会

平成24年 6 月26日

# 山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成24年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月26日（火曜日）

---

○議事日程 第3号 平成24年6月26日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員（14名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 恩 田 佳 幸 君 | 2番  | 山 崎 通 君   |
| 3番  | 吉 田 茂 広 君 | 4番  | 上 野 欣 也 君 |
| 5番  | 石 神 真 君   | 6番  | 杉 山 正 樹 君 |
| 7番  | 寺 町 知 正 君 | 8番  | 尾 関 律 子 君 |
| 9番  | 横 山 哲 夫 君 | 10番 | 武 藤 孝 成 君 |
| 11番 | 藤 根 圓 六 君 | 12番 | 影 山 春 男 君 |
| 13番 | 村 瀬 伊 織 君 | 14番 | 後 藤 利 瑗 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市 長    | 林 宏 優 君   | 副 市 長  | 松 田 勲 君   |
| 教 育 長  | 森 田 正 男 君 | 総務課長   | 舩 戸 時 夫 君 |
| 企画財政課長 | 久保田 裕 司 君 | 税務課長   | 神 原 義 広 君 |
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消 防 長  | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |



生涯学習課 竹村 勇司 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 上野 達也 書記 林 強 臣  
書記 大野 幹 根

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤根圓六君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、議長のお許しいただきましたので、通告に従い質問を2点ほどしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、市民課のほうでお尋ねいたしますが、窓口業務のサービスということで、近年、共働きも多く、平日に市役所や支所に出向いての手续をすることが困難であるという声が市民の中から多く聞こえてまいります。これについて、土曜日、日曜日に窓口を、また、祝日も入れてですが、開設をすることはできないかと思いますが、いかがなものかと、また、試験的にも窓口を設けて開設を試みてはどうかと、簡単に質問のほうをしますが、環境課長としてはどのようなお考えでおるか、お聞かせ願いたい。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

土曜日、日曜日の窓口開設を試みてはどうかということでございますが、現在、本庁において、年度がわりの3月最終の日曜日及び4月最初の日曜日の午前9時から午後5時まで、休日窓口を開設しております。また、平日におきましても、毎月25日、25日が土日、祝日の場合は翌日に行います。午後9時まで夜間窓口を開設しておりますので、平日の通常の時間帯にお出かけいただくことが難しいような場合には、そちらを御利用いただくよう御案内をしております。

平成23年度における休日窓口及び夜間窓口の年間利用実績では、4月と3月の2日間の休日窓口が76件、毎月の夜間窓口が852件で、合わせて928件の御利用がありました。

2日間の休日窓口の利用内訳といたしましては、戸籍に関する交付、証明や届け出が10件、印鑑登録と証明が13件、住民票の交付等が17件、国保、年金及び後期高齢に関する手続が7件、税に関する証明と納税が16件、水道料金の納付が3件、乳幼児医療、子ども手当など福祉に関する手続が3件、CCYへの手続が7件でございました。

そのほかにも、戸籍に関する届け出は24時間体制で受理をいたしておりますし、印鑑

証明以外の戸籍の交付や諸証明、住民票の交付と異動手続、税務に関する証明などは郵便による受け付けも行っており、平成24年の4月と5月の2カ月間で、戸籍や住民票では457件、税務に関する証明等で51件ございました。

また、岐阜地域や近隣22市町と広域相互発行業務も行っており、山口市以外の21市町の窓口で、住民票の写し、戸籍の謄抄本、印鑑証明、税関係の証明などの交付を受けていただくことができます。

こうしたことから、今後も休日窓口の開設を望まれる方には、夜間窓口、郵便受け付け、広域相互発行などを御利用いただくよう御案内するとともに、費用対効果を図りながら、市民の皆様方の一層の利便性が図れるよう、休日窓口の増設について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 端的にお答えいただきましたが、一層の利便性の向上と市民サービスの提供に取り組むとのことでありましたが、今の答弁では余りやりたくないというようにとれますが、それでは、今の窓口の増設について、試行、検討しながら進めていきたいという最終答弁でありましたけれども、そこで、もし試行的に行うという考えがあれば、いつごろからなら開設できるのか、また、どのように対応できるのか、それと、また、どの窓口、税務にしたって、あとの戸籍の窓口にしたって、いろんなものがあると思うんですが、その中で最低限どの窓口なら開設できるのかというような感じと、あとは、僕、美山地域に住んでおりますが、やはり開設するならば本庁だけでなく、美山支所や伊自良支所も使い、本庁と3カ所を順番で回るような感じで開設をしていただければ、皆さん、地域の人に貢献できる、これが本当のサービスではないかと私は思っておりますが、その辺に関してどのようなお考えがあるか、再度お尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 再質問にお答えします。

休日窓口の増設について試行的に行うようにいたしましても、今後においては、関係各課、各支所との調整によるものとなります。今年度はぎふ清流国体が開催され、休日等においても多くの職員が支援をいたしておりますので、仮に試行的に行うといたしましても、平成25年の4月以降に行えないかを検討することになります。

開設をした場合の窓口業務といたしましては、先ほど報告させていただいた利用実績状況から、本庁におきましては、市民環境課、税務課と水道課で行っています交付諸証明の発行や手続及び使用料金や税の納付等の業務を考えております。

また、伊自良支所及び美山支所の窓口業務といたしましては、戸籍の交付及び証明、住民票の交付と異動届、印鑑の登録と証明、税務証明など、現在支所で取り扱っている業務となります。

本庁と支所をどのように開設するかにつきましても、今の段階では今後の検討としか申し上げられませんが、県内42市町村のうち、年度がわり以外の休日窓口を開設されておられるのは、大垣市が市内6カ所のサービスステーションで土日、祝日に開設、羽島市では毎月第4日曜日に開設されており、土岐市は毎週日曜日に開設されており、関市では、平成24年6月から第1日曜日に開設をされております。こうした他市の開設状況や利用状況を参考にしながら、議員がおっしゃっていらっしゃる地域での休日の窓口開設を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 担当課長の話では、他の課との相談をしがてら、来年にはできることならやりたいということでありましたが、今の答弁で、ことしは国体があるから、できれば日にちを置いていただき、できることなら来年からということでありましたが、国体が済んだらすぐにでもできないかと私個人は思うんですが、その点について、再々質問ということになりますが、ここで市長にちょっとお伺いしたいと思います。

いろんな他市も本庁のみというところはあると思うんですが、やはり地域性を考えて、できることなら僕は11月からでも試行的にやっていただき、本格的なできる、できないは来年の4月からというふうに思うんですが、そこで、本当に先ほどから何度も言いますが、地域性を考えた感じで、やるとしたら3カ所でやっていただきたい、市長がまたやりますと言っていただきたい、ここで。その点について、市長はどう思いますか。市民サービスを特に重視される市長としては。答弁をお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

他市の状況ですとか本市のみ、また、11月から、国体が終わってからというような御発言もございましたし、それから、地域性を考慮しながら、それぞれの美山支所、伊自良支所との御提言でございますけれども、基本的には、私、一番御質問の当初にございましたように、いわゆる共働きの方が非常に平日では困難という状況でございます。それは、先ほど御説明いたしましたように、毎月の25日ではだめなのかということ、そして、もう一つ、郵送による受け付け、交付が2カ月間で500件ほどあるということで、こういった本当に共働きの方が困ってみえるということであれば、開催をしなければいけ

ない、休日の窓口の開催は必要だと思います。

そういったところをもう少し時間をかけまして、例えば調査の内容も、実際にこういった夜ですとか、休みの日に来ていただいた方に、どうしてこの日ではだめなのか、郵送ではだめなのかというもう少しそこら辺のところを、来ていただく方の内容の検証をしながら進めていきたいということを思っております。

また、皆様方にも、名札におもてなし日本一を目指してということでございますので、そういったことも踏まえながら今後考えていきたい。いつからという答弁は、申しわけございませんが、今のこの時点では控えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、4回目の質問はありませんので、これについては質問しませんが、やっぱり市民サービスということの観点から、明言はいただけませんでした。いろいろな担当課とも調整していただき、4月からでも試行的には最低でもやっていただきたいと思います。次の質問に移ります。

特に、今回のこの質問は、10月に循環バスや何かの廃止についても前々から訴えられておりますので、それについてお聞きしたいと思います。まずは地域公共交通とは、地域住民の日常生活の足を守り、暮らしやすいまちづくりを実現し、また、まちの活性化をしていくための有力なツールの1つと考えておりますが、特に本市におきましては、鉄道の駅がないため、従来から道路整備は重要な施策であると私は考えております。

ただ、道路整備はハード的に重要なインフラですが、地域公共交通というのは、ソフト的に重要なインフラとしてとても重要な施策と考えられます。特に、美山地域においては、418号線も美山までつながっておらず、私自身は、この418号線が災害のときにも重要な役目を果たすと思います。それは命の道として重要づけて私自身は思っておりますが、こういうことも加味しながら日々努力しているところでありますが、ぜひともこの418号線も早くつくっていただきたい。

ちょっと話がそれましたが、そして、政府としては、自動車産業が3万点の部品が必要となる産業であり、家電業と同じように推進してきましたが、また、1953年には道路整備費の財源等に関する臨時措置法がつくられ、揮発油税を道路特定財源として積極的に道路整備も進めてきました。

こうした中、高度成長期以来の振興住宅は、交通確保を半ば無視して開発されたという主張もありますが、大型店と地域社会との融和の促進を図ることをやはり制定された大規模小売店舗立地法、いわゆる通称大店立地法が2000年に施行され、マイカーの利用

が高まってきました。

こうしたことから、国土交通省の資料を少し調べてみますと、1968年にはバスの輸送客数は101億人であったが、2011年には41億人へと激減していきまして、また、三大都市を省く地方の交通手段としての自動車の分担比率は、1975年、これには50%であったものが、2003年には84%まで上がって、バスの利用が逆に32%が8%というように激減しているようなデータとしてありました。

このように、地方の公共交通の経営は大変難しく、それと、2002年2月に施行された乗り合いバス事業の規制緩和において、不採算路線からの撤退が許可制から届け出制へと緩和されたのでありまして、そのため、全国的に乗り合いバスの不採算路線の撤退が相次ぎ、乗り合いバスの利便性はますます低下し、それにしたがって利用者がますます減り、さらにバス撤退が相次ぐという悪循環が生じてきたと言われております。

ただ、現時点では、地域公共交通の利用者が少数だとしても、地域公共交通が衰退することによってふびんな生活を強いられることになる交通弱者は、少なからずともおられます。将来、こうした方たちは全国的にふえており、ここ数年、特に全国的なテーマとしても注目されております。

こうした中、本市におきましては、前年度において、本年10月に向けて利用者数の少ない循環線は廃止を検討し、乾線はデマンド式へと切りかえをする検討をするということを行いました。

そこで、本年10月に向けて、次の4つの路線に関し、市当局がどのように考えているか、また、現状はどのようになっているかということをお尋ねいたします。

前文が長かったので申しわけありませんが、1つは、伊自良から大学病院の路線について、2つ目は、谷合から柿野自主運行バスについて、3点目は、相原、青波を通る市内循環バスについて、4つ目は、谷合から神崎、また、谷合から塩後までの自主運行バスについてであります。特に谷合から奥への路線の本数の現状維持は当然のことながら、私はそのままだ本数を維持していただきたいというように思っておりますが、市内循環線等を廃止した場合、デマンドバスやシャトルバスのようなものを導入していくつもりはないのかということを経費面も含めてお答えいただきたいと思います。その前に、私もいろいろ述べましたが、市のほうとしてはどのようなことをまず思って、今後10月に向けて進めていくのか、それも踏まえてお答えいただきたいと思います。企画財政課長、よろしくをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

地域公共交通が重要な政策だとの御認識ですが、私も議員のお考えに全く同感でございます。他方で、市民の声の中には、空バスが走っているですとか、補助金を出して走らせる必要はないなどといったネガティブな御意見が従来から寄せられてきているところもございます。そのため、比較的用户数の少ない市内循環線の廃止検討、乾線のあり方等、前年度において各所でお話しさせていただいているところでございます。

そもそも地域公共交通は、従来は民間の交通事業者が支えてまいりましたが、採算性重視の民間の事業者だけの対応は困難であり、行政としても不採算部分の赤字補てんをしてきております。しかし、厳しい財政状況の中で、単なる赤字補てんを多くの市民の合意を得ていくことはなかなか困難でもございます。

とはいえ、今後より重要になってくる地域公共交通ですから、持続可能なものにしていかなければなりません。そのためには市民参加が不可欠でありまして、行政と地域住民、交通事業者、そして、時にはNPO等の公共的団体等の参加によりまして、市全体で取り組んでいく必要があるものとまず考えております。

そうした中、国の制度で地域公共交通確保維持改善事業、通称生活交通サバイバル戦略という制度のメニューの1つに地域公共交通調査事業という、全額が国庫負担によって実施できる事業がございます。現在、その申請中ではございますが、採択後の事務を既に進めているところでございます。

この調査事業の趣旨は、多くの市民の需要や意見を的確につかむことにあるのでございますが、これをもとに、その次には山県市の地域公共交通計画を策定し、バスの買い換えを含め、国の補助制度を有効に活用していきたいともくろんでいるところでございます。

また、市内にある交通といたしましては、スクールバスを初め、外出支援サービス、老人福祉センターへの入浴の送迎、いこいの広場への送迎のほかにも、デイサービスセンターへの送迎等がございます。こうした既存の地域交通を有機的に結びつけたり、生かしていくことも模索しながら、場合によっては、現在、公共交通が走っていない区域も視野に入れまして、本市における本格的な地域公共交通のあり方を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

地域公共交通の手段としましては、定時定路線型乗り合いバスやデマンド型乗り合いバスのほかにも、福祉有償運送や過疎地有償運送等もあり、こうした手法も視野に入れつつ、購入後15年をたちますハーバスの買い換え、それから、バスの小型化ですとかワゴン車の導入等も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

そのためには、重ねますが、地域住民との対話は無論、交通事業者や各種福祉団体の

ほか、行政機関として、道路、福祉、教育、医療の関係者との対話が重要であると考えております。こうした対話を継続的に行いまして、共感し合う中で、協働により持続可能な地域公共交通を築いてまいりたいと考えております。

本年度におきましては、こうした補助金を活用し、学識経験者とも相談しつつ、交通コンサルタント業者も交えて地区での懇談会を、各会場延べにして10回から20回ほど実施したいと考えております。ただ、こうしたことを実施に結びつけていくには、最低でも1年は必要と考えられますので、こうしたことは基本的には来年の10月からの実施に向けて、これから真剣に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

このような考え方のもとに、個別の路線につきまして、ただいま御質問がありましたことにつきまして、現在、日々検討中でございますが、実際に利用されている方や、近い将来に利用され得る方の御意見も拝聴してまいりたいと考えておりますので、現段階では行政の単一的な結論は得ていない状況でございます。

そこで、行政といたしましては、現在どのようなことを検討しているかということをお説明申し上げます。

まず、1点目の、現在、伊自良支所から大学病院まで運行されています路線バスにつきましては、岐阜バスの廃止意向に対しまして、今年度は岐阜市と連携して赤字補てんすることにより、昨年10月からですが、1年間の試行運行をしていただいております。

これに合わせまして、伊自良地域の方々には利用増進啓発も行いましたが、その後、現在までの利用状況につきましては、例えばことし2月に実施した調査では、1便当たり1人にも満たなく、最近ではさらに少ない傾向にあるなど極めて利用者は少ないことになっております。ですので、岐阜バスの路線撤退は、事実上、認容せざるを得ないものではないかと考えております。

ちなみに、岐阜市では、既に当該地域において岐阜市独自のコミュニティーバスの運行を予定されているようですし、先般も岐阜バスの担当部長さん等と協議もいたしましたが、岐阜バスの存続は相当困難であるとの見解を伺っております。そこで、岐阜バス路線撤退に当たりましては、ハーバス伊自良線の便数を若干ふやせないかということも視野に入れまして、現在検討しているところでございます。

次に、2点目の谷合柿野線、いわゆる乾線につきましては、昨年2月に、当時の担当部課長と担当者が乾地区に出向きまして、自治会長さんと老人会長さんと話し合いの場を持っております。その場で、そうしたメンバーの方を中心とした協議会ができないかといった議論がございました。その後も機会を見つけまして個別の情報収集をし、行政



としての考え方を内部検討し続けてきておりますが、ちょうど昨夜も乾地区の自治会長さん、老人会長さん方々とお話し合いの場を設けさせていただいたところでもございます。

このように、現在は話し合いの真ただ中にありますので、現時点で行政の一方的な考え方をこの場でお話しさせていただくことは差し控えさせていただきたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ただ、乾地区における本年10月以降のあり方につきましては、なるべく早い段階で、先ほど申し上げましたようなメンバーの方を主体とした場で早急に結論を得てまいりたいと考えております。

また、あわせまして、将来を見据えたあり方につきましても、利用者を初めとする地域住民の方々にとっても、また、行政にとっても、よりよい具体的な方策について、今後、協議、検討させていただき、本年度中には結論づけてまいりたいと考えております。

3点目の相原、青波につきましては、現在、市内循環線が運行いたしておりますが、市内循環線につきましても利用者が少ないことから、廃線せざるを得ないものと考えております。

そもそも市内循環線は、平成20年8月から試行運行したものでございまして、それまでは相原や青波に路線バスは通っておりませんでしたので、かつてのように、単に廃止するということも選択肢の1つと考えられますが、そうしたことも踏まえ、また、岐北線を一部ループして回れないかとか、デマンドを取り入れられないかということも現在検討いたしているところでございます。

4点目の谷合神崎線、谷合塩後線の路線の本数確保等に伴ってのシャトルバス等の考え方につきましては、来年10月以降の具体的な地域公共交通のあり方として、本年度中に論議して、一定の結論を得てまいりたいと考えているところでございます。

ところで、デマンドバスという言葉が近年多く市民の方に浸透してきているように感じられますが、何かデマンドバスという言葉に過大な期待を寄せられ過ぎてはいないかといったことも危惧されているところでございます。そこで、仮に本年10月以降に市内循環線を廃止した場合、この市内循環線の廃止財源によって、どこかの地域でデマンド交通を試験的に実施できないかといったことも検討いたしております。具体的には、青波地区ですとか乾地区のほかにも、場合によっては北山地区なども視野に入れて、近々のうちには結論したいと考えております。

ただ、交通の対価を得て、料金を取ってデマンド方式の公共交通を実施するには運輸局の許可が必要となります。許可までの期間をかんがみますと、有償でのデマンド交通

の実施は、本年10月からというのはちょっと困難と考えておりますので、運輸局の許可を要しない、対価無償のデマンド型交通が現実的なものかなということも考えております。そこで、こうした形で実施することになった場合には、議員御発言がありましたようなシャトルバスのような運行になるものかなというふうに考えております。

続いて、経費面についてでございますが、バスの決算は10月から9月までとなっておりますので、平成22年の10月から平成23年9月までの額をもとに御説明させていただきます。

市内循環線に係る市の補助金は、端的に申し上げますと、市内循環線は1,000万ほどです。乾線に係る補助金は約270万ほどでございます。当面は、基本的にこれらの経費をもってハーバス伊自良線の増便ですとか、デマンド交通の試行ができないものかと考えております。

なお、平成24年度の当初予算におきましては、現在の運行体制、今の運行体制により予算編成いたしておりますので、今後、本年10月以降の運行形態につきまして、予算補正等が必要になりましたら早急に結論を出し、遅くとも9月開催の定例会に間に合うように結論したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 私の考えに基づき、市の考えも入れながらいろいろお話をいただきましたが、結構早口なところがありまして、わかりにくいところも多々ありましたが、経費的なこともかなり踏み込んでお話をいただきました。

その中で、市の背景は、今言ったように踏み込んでいただきましたが、各4点の答弁をいただいた中で、やはりデマンド式、シャトルバスといった言葉が多く出てきて、デマンド式にするには、今言われたように運輸局の許可が要ると、また、デマンド式にするにしても、すぐにはできないということ、それと、シャトルバスを運行したほうが早いと考えているとのことでありましたが、この件について、もし先ほど答弁でありました小型化やワゴン車も含めて視野に入れて検討していくということですが、どうせ検討するのなら、やはり特に交通弱者ということで、お年寄りが乗られることが多いと私は思っております。だから、その中で福祉的な低床のバス、このようなものを買いかえるなら利用していただきたいし、また、踏み台のようなものがつくようなものがあれば、少しカバーしてでも、そういうものを使って進めていっていただきたい。

それと、また、このバスを運行するに当たり、今の話やと来年の10月しかできないということでありましたが、なら、この1年間どうするのかというところでありまして、

1年間はバスを委託する業者、また、その運行を受ける各団体でもあればいいですが、それがない場合、市の職員が代行でも、代行というか、臨時的に市のバスなんかを利用して、そこで今の循環バスのような感じというか、普通のシャトルバスのような感じで一時的にも走らせていくのか、それについてどういうふうにお考えなのか。また、もし市の職員で対応していくのであれば、またその部署でも設けて、運行バス部局というような感じで設けてでもサービスを行うのか。これも赤字路線とって切るわけにはいかないので、やはりこれも先ほども言いましたように、おもてなしの山口市という、市長も先ほど言われましたが、そういうことも加味して企画財政課長、いかがなものか、いま一度答弁をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、福祉的な低床車両につきましては、購入後15年をたつハーバス車両の買い換えにつきまして、議員御発言のように、当然そういった低床の車両については検討をしてまいりたいというふうに考えております。

この場合、当然のことながら交通弱者に優しい車両の導入が望ましいですし、ハイブリッド等の環境に優しい車両も望ましいのではないかと考えております。

ただ、車両の購入費は相当の予算額が必要となりますので、既に岐阜バスが所有しているバスを逆に有効活用できないかと思ったこともございます。

そこで、先日、非公式ではありますが、岐阜バスのほうにそういったことを打診いたしましたところ、実は、岐阜バスは最近余分なものは持たないようにしているという、車両は削減している中にありまして、そういったものを確保するのは困難であるというふうなところを伺ったところでございます。

そうした中で、ハーバスを買いかえるに当たっては、有利な補助金等を最低限有効に活用することも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。また、ハーバス以外の車両につきましても、岐阜バスとも協議の上、よりよいやり方を検討していきたいと考えております。

仮に本市においてデマンド方式等の交通手段を取り入れる場合には、委託にするのか、直営で行うのかということについてお答えいたします。

まずはその前に、デマンド方式とシャトルバスの考え方について若干補足してお答えさせていただきます。

デマンド方式にしる、乗り合い方式にしる、運送の対価を徴収することにしますと、地域公共交通会議等での同意を得た上で、先ほど申し上げましたように、運輸局の許可

が必要となりますので、相当の期間を要することになります。

そこで、試験的とはいえ、本年10月等の早い段階で新しい地域交通を導入して実施しようとしめると、無料で運行するしかないものと考えられます。

ただ、この場合に、乗客を登録制の方として、その登録料として実費相当分を徴収すること等ができないかということについては、今後詰めてまいりたいとも考えております。

デマンド、デマンドと言いますが、いわゆる予約なんです、予約につきましても、予約制でさまざまなデマンド方式がございます。例えば利用者にとって最も望まれるのは、経費がかかるわけではございますが、電話によって自宅近くまで行って、さらに目的地に近いところでおろさせていただくというタクシーに近いようなもの、そういったデマンドがあります。逆に、一般の通常の路線バスと全く同様でありながら、こういう事前に予約していかないと、そのバスは運行させないよといっただけの、運行経費の節減に重点を置くという予約というデマンド方式もございます。

今のように、電話していかないと走らないという路線バスのような方法の場合には、その場合に、また、料金は取らないということにしますと、いわゆる議員御発言のようなシャトルバスに近いようなものということになると思いますが、その場合にも持続可能なものにしていくためには、そのための試金石としては、できれば市役所が主体にならないことが望ましいものとは考えております。例えば、地域の住民の方でつくられた団体、NPO等とか、その次には交通事業者ということで、市役所が一番最後に控えるべきかなということは思っております。

しかし、注意が必要なのは、バスの運行を仮に地元の方々が主体となってやられた場合に、この運営費は当然赤字になりますので、これを行政が補助した場合には、結局それについては料金の対価を取っておるのと同様な考え方にみなされるということで、運輸局の許可が必要になるということも聞いております。

こうしたことも考えますと、仮に10月から試行するとしても、結局は市役所が直接実施するしかないのかなという方法を、それを排他できないのかなということを考えております。

そこで、全部委託できない場合にも、全部地元のほうが主体になってということをしてできないとしても、その運転手を代行で委託するとか、臨時職員として採用するとか、また、今の予約、デマンドの受け付けは支所を含めた、市役所のどこかの機関か、そういったことも視野にしたいということも考えられますが、現時点での明言は差し控えさせていただきますと思います。

加えまして、本年10月以降に新しい地域交通を導入するかどうかにつきましても、本年の10月以降に今のようにデマンドにするかどうかということも、現段階では、重ねますが、結論しておりませんので、御理解をお願いいたします。

それと、大変恐縮です。先ほど答弁させていただいた中で、昨年2月に乾地区へ伺ったと言いましたが、本年の2月の間違いでございますので、発言を訂正させていただきたく存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 10月からということで、今の段階では、確かにいろんなところと調整しながら進めている段階だと思っておりますが、このことを6月に聞いておっても、ずっとわからないと。なぜ今、聞くかということ、やはり市長も先ほども言うように、おもてなしの山県ということで、行政サービスがいかに早く市民にわかりやすく話が伝わるかということが一番大事でありまして、先ほどの質問もありますが、とりあえず市役所がおもてなしのまち山県という市長が掲げたとおりに、きちっと市民にサービスができるよう計らっていただき、また、今度のデマンド式というか、公共交通につきましては補正も要するというような話もありましたので、9月の議会にはきちっとはっきりさせていただき、もう10月1日から市民がきちっと利用できるような情報発信もしていただきたく私は思うのでありまして、その点を加味しがてら進めていただきたいということをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、通告により、生活保護認定者について笠原福祉課長に御質問をいたします。

生活保護は本当に受けられるのか、本当に困っている人には、認定までに大変なる困難があり、なかなか認定手続すらされなく困っておられる方があるにもかかわらず、ある生活保護を受けている方は見るからに元気そうで、働こうとすれば働けると思うので、何であの人が市から生活保護をもらってぶらぶら生活しているのか、また、生活保護をもらっている人がよいアパート住まいで頻繁に病院通いをしたり、タクシーで買い物に行ったり、きれいな洋服を着て喫茶店に行き、その後、パチンコに出かけ、優雅な生活をしている人もあると言われているようであります。また、保護をもらって働いていない人は時間があると思うのに、地元自治会活動にちっとも協力をしてくれない、おまけに自治会費の納入もままになってないので、困ると言われているようなところもあるよう

でございます。

その内容は、概して言えば、市はこのような人たちに生活保護費を出すときに、本当にきっちり調査をしているのだろうか、弱者にはきつく調査をし、本当に公平かつ公正なのかとの疑問の声が届いております。

一方、本市には、大変な悪評を聞いておりますが、本当なのか、耳にしたことはあるのか、ないのでしょうか。内容は、他市町村より、山県市に行けば生活保護が受けられる、だから転入をしてきた。これは単なる悪評だけでは済まされないことであると思うのですが、生活保護とは、私が調べた知識では、言うまでもなく、憲法25条に規定された、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという理念に基づき制定された生活保護法により、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものです。

この生活保護制度には、最低限の生活ができない人間を放置せず、社会全体で支え合うべきであるという価値観、助け合いの精神が背景にあるのではないかと思います。

最近のデータについて、厚生労働省によれば、平成24年1月には被保護世帯数、これが150万世帯、被保護者数209万人となっており、高齢化や不況により、今後、受給者はさらにふえると予想され、生活保護費財源をいかに確保するかが今後の財政上の問題であるとしております。

現在、当市では、国の生活保護事業の委託を受けた形で、申請のあった市民に対し生活保護費の支給を行っているわけであると思いますが、当市においても、ここ数年来、被保護世帯数並びに被生活保護者数がふえており、必要な施策とはいえ、今後、財政負担がふえることも懸念され始めてきているのではないのでしょうか。

不安は募るばかりですが、当市では、現在、何人の方が生活保護を受けられているのか、また、近年、悪評のように何人くらいの転入者があり、そのうち何人の方が本市に生活保護を受けておられるのか、また、生活保護費はお幾らぐらいなのか質問をいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

生活保護を取り巻く課題として、特にリーマン・ショック以降、働く能力があっても就職がないなどといった理由で生活保護受給者が急増している中、自立・就労支援をどのように行っていくか、あるいは子供に対する学習支援、貧困の連鎖を防ぐための取り組み方法が課題となっております。一方、マスコミ等でも報じられている貧困ビジネスの問題等の不正受給といった生活保護制度への信頼性を揺るがす問題も深刻化しており

ます。現在、国におきましても、制度の見直し等が検討されているところでもあります。

本市における、平成24年3月末の保護世帯状況は、保護費支給停止中の方を含め、54世帯、76名となっており、平成23年度の生活保護費の総額は1億562万円余りになっています。また、近年の転入者で保護を受けられた方は2名で、こちらに実家があるなどの理由で転入されてきたと聞いており、生活の保護目的で転入されたケースではございません。

議員も御存じのとおり、生活保護制度は、生活に困窮されている方に、その困窮の程度に応じ保護を行い最低生活を保障するとともに、自立の助長を目的としており、その方が利用し得る資産、能力を活用し、さらには扶養義務者による扶養や他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に保護が行われます。

現在、生活に困窮されている方から御相談があったときは、職員2人体制で相談に応じ、生活の立て直しをするための最善の方法を一緒に検討しております。

生活保護は、生活に困窮されている方の申請により、本市福祉事務所において利用し得る資産等はないか調査を実施し、保護の要否の判定を行います。

生活保護業務の実施については、毎年県の事務監査を受けております。また、平成20年には会計検査院の検査を受けましたが、今までの支給決定などについての指摘事項はございませんでした。

なお、生活保護受給者であることは、受給者御本人がお話をされなければわからないことではありますが、議員御指摘のような生活保護受給者と思われる方がありましたら、福祉事務所において適切な指導を行ってまいりたいので、御連絡いただきますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 今、お答えをいただきましたが、それでは、再質問として、ちょっと簡単に箇条書きにしてお伺いをいたします。

1点目ですが、扶養義務者はどのようなになっているのか。

2点目は、生活保護を受けたいと申請しても受けられない場合についての質問であります。1つ、自動車を保有している場合、それから、稼働年齢はあるのかないのか、3つ目、貯金は幾らまでならよいのか、4つ目、土地、建物、特にお金に変えられないような土地、家屋のある場合、5つ目、生命保険に加入している場合、以上5点についてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

生活保護制度を運用するに当たっては、国民がひとしく理解し、遵守しなければならない原理が生活保護法に明記されております。

生活保護法第4条では、保護の補足性の原理が明記されており、先ほど申し上げましたように、民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護法に優先して行われなければならないと書いてあります。生活保護の申請があったときは、申請者の申告並びに戸籍調査を実施し、親、兄弟、子供などの確認をし、その方々に金銭的な扶養の可能性や、できなければ精神的な支援だけでもできないか、文書にて調査をいたします。

ただし、この扶養調査は、夫からの暴力から逃れているような場合など、これまでの関係性を十分に確認して慎重に検討を行い、扶養調査を控える場合もございます。

扶養義務者の扶養が保護に優先するとありますが、これを理由にすぐに保護の可否が決定されるわけではございません。

それから、生活保護の申請により、利用可能な資産などの調査を実施してまいります。例えば利用可能な資産があったとしても、即座に生活の困窮を満たすことができないものもありますので、そういった場合に関しては、緊急、緊迫の場合などにおいて、資産能力があるにもかかわらず生活保護を受けることもあります。その場合は、後にその保護費の返還を求めることになります。

御質問の自動車の保有につきましては、原則、保有及び使用を禁止しております。ただし、就労において交通手段がなく、自立につながるような場合など、個々の実情に応じて認められる場合もあります。

稼働年齢につきましては、国の指導ではおおむね65歳までを稼働年齢とされていますが、可能な限り就労への支援を行います。

続きまして、預貯金の保有は厳格なラインがあるわけではございませんが、生活保護申請から決定までにおおむね1カ月ぐらいの時間を要しますので、その期間の生活費が送れる程度の保有は認めています。

続きまして、不動産資産については、処分価値と利用価値を比較し、有利な方法を検討します。特に利用価値が低い農地や山林などの処分が困難な土地などは、さきにも述べたように、保護受給後、お金に変えることができれば返還を求めていくこともあります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

〔「福祉課長、生命保険は」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（笠原秀美君） 済みません。

生命保険に関しましても、調査をした上、解約させていただき、現金収入としてみな



してまいります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま5点についてある程度確認できましたが、それでは、最後にもう一つ、再々質問としてお伺いをいたします。

生活保護が認められると、扶養義務者である、今ありました親や兄弟ということに生活保護の通知が行くと思うので、これに抵抗があるため申請を辞退する人もあると思うのですが、通知を出す、出さないは福祉事務所の裁量と考えますが、本市の対応はどのようなのか答弁を求めて、この質問は終わらせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 再々質問にお答えします。

さきにも述べさせていただきましたが、個々の事情によるもので、夫からの暴力などとか、何十年も音信不通のような扶養者がいて、全く望めないような理由に関しましては省く場合もあります。

いずれにいたしましても、報道などのようにいろいろな意見があると思いますが、本当に困っている人が適切な保護が受けられるよう生活保護業務を実施してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 続きまして、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の取り組み状況について国体推進課長にお尋ねをいたします。

国体は、昭和21年、戦後の荒廃した中でスポーツを復興させ、青少年に希望と喜びを与えるとともに、人々に活気を取り戻させるため始まったものだと思います。そして、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにするという趣旨で、各都道府県持ち回りで毎年開催されるに至っております。

いよいよぎふ清流国体が9月29日から10月9日まで、また、ぎふ清流大会が10月13日から10月15日まで行われます。山県市では、9月30日から10月4日までの5日間、大桑椿野にて馬術競技が、10月5日から10月8日までの4日間、山県市総合体育館にて少年男子バレーボール、また、10月13日から10月15日までの3日間を身体、もちろんこれは聴覚者ですが、障がい者、知的障がい者のバレーボールが開催されます。

開催まで4カ月を切りましたが、各施設及び周辺施設の改修整備が本番に向けて着々

と進んでおることと思います。馬術会場を視察させていただきましたが、本市におきましても、5月24日、ぎふ清流国体委員会の総会が開催されたと思います。ぎふ清流国体の成功に向けて、2万9,000人の市民の総力を結集し、簡素な中にも心のこもった、本市にふさわしい魅力と活気あふれる大会を目指してほしいと思っております。

また、専門委員会により、総務、企画、競技運営、広報、市民運動、歓迎、接待など示されていると思います。まさに国体開催は一大イベントというふうに思っております。

そこで、次の点について伺いをいたします。

まず、1点目、このぎふ清流国体に向けての思いはどうか。

2点目、これまでの施設整備、さらに、現在の公共などでの周知活動についての進捗状況。

3点目、大変多くのボランティアの方々が必要かと思いますが、競技運営のスタッフはもちろんのこと、観光、文化、産業の紹介コーナー、また、おもてなしコーナー、ドリンクコーナーなどで接待・案内業務の活動あるいは清掃活動など、大変多くの方々が必要かと思いますが、本市でのボランティアの募集は3月末に終了したと思っております。登録者は何名ほどあったのか、また、計画されている人数に達しているのか、もし達していなければ、どのように対応をするつもりか。

4点目、平日の日であれば、なかなか一般の観客者は少ないと思いますが、会場の応援ムード、歓迎ムードを盛り上げるためにも、ぜひ市内の小中学生の観戦をお願いしたいと思っています。こうした本市の取り組みについて、応援体制等、計画があるでしょうか。

5点目、観戦者の中には体の不自由な方もおみえになりますが、バリアフリーというのは大変困難かと思われませんが、こうした体の不自由な方々の観戦席の確保、また、案内補助など対応について、特に馬術会場においては強く必要かと思いますが。

6点目、炬火リレーですが、これは本市は8月17日ですか、行われる予定となっておると思うのですが、コースの警備体制、ルートとリレー参加、方法については万全に計画できているのか。

7点目、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の今後の取り組みは。また、すべてに向けての山県市のPR発信をするのか、しているのか。

以上7点、伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 谷端国体推進課長。

○国体推進課長（谷端良夫君） 御質問にお答えをします。

本大会に向けまして、昨年のバレーボール少年男子の部に続きまして、6月3日、聴

覚・知的障がい者のバレーボール、9日、10日には馬術競技のリハーサル大会を開催させていただきましたところ、藤根議長様を初め、多くの議員の皆様にご出席を賜り、大変ありがとうございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

それでは、1点目の御質問でありますぎふ清流国体・ぎふ清流大会に向けての思いにつきましてお答えいたします。

47年ぶりの岐阜県開催、そして、山県市では初めての開催となりますが、その重みを日に日に強く感じております。全国各地から、この3競技に約1,000名の選手、監督の皆さんが各地の予選を勝ち抜き、山県市を訪れます。日本一を目指す選手にとって最高の舞台となるように、リハーサル大会で指摘を受けましたそうした事項につきまして検証を行い、会場の設営、あるいは運営の方法、広報・周知、宿泊・衛生、輸送・交通等の諸課題につきまして、物的、人的整備を見直しまして、円滑な運営につなげていかなければなりません。また、多くの市民の方に会場に足を運んでいただけるよう、広報・周知活動についても力を入れてまいりたいと思っているところでございます。

続きまして、2点目の御質問であります施設整備及び周知活動についての進捗状況につきましてお答えします。

特設馬術競技場につきましては、リハーサル大会前に整備がほぼ完了をしております。仮施設などにつきましては、一部の施設を除きまして、リハーサル大会後に撤去をいたしました。そして、また、本大会前に設営を行う、このような運びとしております。

公共施設などでの周知活動につきましては、PR用の看板、あるいは横断幕、のぼり旗、PRポスターなどを掲示しております。また、市役所1階ロビーのPRコーナーの設置、総合体育館につきましては、床面、階段等への啓発シール、また、市民の方が提供していただいたエコキャップアートなどの展示を行っているところでございます。今後は、市民の皆様への国体の情報誌の発行等を通じて周知活動をさらに強化していきたいと考えています。

続きまして、3点目のボランティアの登録状況等についてでございます。

3月末をもちまして、登録者の方は443名でございます。競技別、係別、日別で十分な運営ボランティアの確保ができました。本大会前には、さらに心温まるおもてなしで迎えたいということで、ボランティアの方の研修会を催して、本番に備えたいと考えております。

続きまして、4点目の御質問であります小中学生の観戦につきましてお答えします。

市内のすべての小中学生約2,400名と、保育園、あるいは幼稚園の年長の方を対象にしておりますが、約300名の方が平日に観戦していただけるように、昨年度のうちに各学校

ごとに観戦日のほうを決めさせていただきました。子供たちの本物体験の機会として、元気いっぱいの声援等を会場に響かせていただけたらと期待しております。また、保育園の年長児の皆さんには、馬術会場のほうで3日間にわたりまして、競技観戦に加えて鼓隊の演奏をしていただく、そういった予定になっております。

また、先週、山県高校をお礼に参りましたときに、校長先生のほうから、ぜひとも高校生の子たちに競技の観戦をさせたいというような御意向も伺っております。

続きまして、5点目の体の不自由な方への観戦席の確保、また、案内や補助につきましてお答えします。

馬術競技会場のほうでは、福祉席のほうを2競技会場のところに設けております。車いすの方が観戦しやすいということからアスファルト舗装を行い、一部テントの設営も行っております。また、受付案内係の業務としまして、福祉席への御案内、あるいは必要に応じて補助なども行ってまいります。そのほか福祉トイレの設営、福祉車両の専用の駐車場についても確保しておるところでございます。

続きまして、6点目の炬火リレーコースのルート、参加方法、警備体制等につきまして答えします。

まず、ルートでございますが、全小中学校と競技会場を走者リレー隊28区間、そして、自動車リレー隊9区間により、全部で37区間を結ぶコース設定をしております。美山小学校のグラウンドで出発式と分火式を行います。そして、西周りと東周りの2コースに分かれて、最終ゴールの市役所を目指していくというものでございます。走者は1区間10名で、総勢約300名になる予定でございます。

この走者リレー隊の参加方法につきましては、一般募集、そして、福祉区間の募集、そして、特別推薦区間という3種類で募集及び推薦による参加をしております。募集につきましては、6月15日で締め切らせていただいております。7月の上旬には走者のほうを決定していく運びとしております。

なお、この募集につきましては、自治会連合会、小中学校、そして、体育協会などに御協力をいただいております。

警備体制についてですが、中継地、走行道路に配置をする警備員、そして、交通誘導員、観客整理員の配置につきましては、山県警察署及び県のほうと協議をして、ほぼ決めております。当日の運営につきましては、警察署、市の職員のほかに、自治会、学校、体育協会などの皆さんの協力を得て行う予定でございます。

最後の御質問であります今後の取り組みと山県市のPR発信につきましてお答えします。

市民の皆さんに参加していただく活動としまして、市民による会場花かざり運動を、「花の里親」という名称で7月から募集をいたします。また、都道府県応援旗づくりにつきまして、小中学生の皆さんや自治会等、あるいは書道を行っていらっしゃるサークルの方、そうした市民の参加を得て、会場のほうへ飾る予定にしております。そして、美しいまちで全国からの皆さんをお迎えするために、9月に入りましてからは、直前会場クリーン作戦を展開してまいります。市民の皆様には、ぜひお近くの草刈り、ごみ拾いなど協力をしていただけると大変ありがたく思います。

山県市のPR発信につきましてですが、山県市の歴史、観光、特産品などをPRする絶好の機会となりますので、関係課や関係団体の協力を得て、売店、あるいは観光PR活動、こういったことを通じて来場者の方に広くPRをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま全問回答をいただきまして、どれも7項目とも万全を尽くしていただいておりますのでありまして、ひとまず安心をいたしました。

大変御苦勞でありますけれども、大成功を祈って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で影山春男君の一般質問は終わります。

それでは、ここで暫時休憩をとります。議場の時計で20分まで、10分間にします。よろしく願います。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

日ごろは、消防関係者の皆さんには、市民の安全を守るために日夜勤務大変御苦勞さまでございます。新しく就任されました消防長さんには、救急活動を初め、防災対策など重要な立場でございますが、頑張ってやっていただきたいと思います。

そこで、今回、消防の広域化について消防長に御質問をさせていただきます。

さて、県内の消防団員数が過去最少になったとの新聞報道がありました。特に、山県市、中津川市、郡上市が際立っているようで、いわゆる中山間地域での減少が目立つわ

けてございます。

団員確保のために、当市の関係者の方々の御苦勞も大変だろうかと推察をいたします。私も10年ほど前の自治会長当時に、何とか自分のところの自治会の割り当て分だけでも人数を確保せねばという思いで、該当者の皆さんに土下座をしてお願いをした覚えがございます。

そこで、こうした県下の消防活動を取り巻く人的問題や財政問題等の諸状況の中、本市においては、第3次山県市行政改革大綱の中で、消防力の強化と組織運営の効率化を図るため、岐阜県消防広域化推進計画に基づき近隣市町との消防の広域化について検討するとし、山県市も広域化には賛成するとの立場であったと思いますが、22年度以降、その動きがさっぱり聞こえてきませんが、どのような状況なのか、御報告をいただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 御質問にお答えいたします。

消防の広域化につきましては、平成18年6月、消防組織法の改正により、消防を広域化する新たな枠組みが定められました。岐阜県では、国の方針を受けて、平成20年3月に岐阜県消防広域化推進計画を策定し、岐阜地域では5市3町で検討を行うこととしました。

平成21年5月に事前検討組織として岐阜地域広域化推進検討連絡会を設置し、広域化の効果と課題、広域化方式のメリット、デメリットなどの検討を行い、同年10月に岐阜地域における消防広域化についての報告書を取りまとめました。

この報告書をもとに、各首長に今後の方向性を確認させていただいたところ、すべての市町から広域化の協議自体は賛同すると結論をいただき、平成24年度末の実現を目指して進めることといたしました。

これをもとに、消防長、担当総務課長会議を開催し、協議を進めてまいりましたが、共同事務処理方法については、事務委託方式と広域連合または一部事務組合方式の2方式に意見が分かれ、1つにまとめることはできず、首長の意向確認を行いました。足並みはそろえることはできませんでした。

こうしたことから、平成22年11月2日に各市町の最終的な意見を取りまとめた結果、5市3町の広域化でなければ広域化のメリットは少ないことから、ひとまず白紙に戻し、関係市町において広域化を進めるべきという状況になるまで、当面広域化の議論は見送るということになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） そこで、ただいまの説明によります共同事務処理方法の事務委託方式というのと、広域連合または一部事務組合方式について、詳しくその内容をお聞かせいただきたいと思いますし、本市としては、その検討会でどのような形態様式を要望しておられたのか、いま一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 再質問についてお答えいたします。

事務委託方式でも、広域連合または一部事務組合方式でも、消防力の強化という点では変わりませんが、組織の運営方法や議会の承認の方法などが変わってまいります。

事務委託方式は、1つの消防本部に事務を委託することになり、委託した市町は負担金が発生しますが、事務手続は不要となります。事務権限の所在が明確になり、意思決定が簡素化であるので、課題対応や意思決定が迅速にできます。反面、議会、監査、事務処理は受託市町村が行うことにより、委託市町の意見や考えが反映しにくくなるため、相互の意思疎通を十分図ることが必要となってきます。

広域連合または一部事務組合方式は、岐北衛生施設利用組合のように、各市町の議会と行政の代表が運営に参画することになり、議会、監査、事務処理を行う組織が必要となることから、それに伴う経費が発生しますが、構成市町が運営に参画することから、組織の現状等を共通認識として共有でき、市町の意見や考えが反映しやすくなります。

また、どちらの方式も消防団事務が各市町へ移行するため、常備消防と消防団との連携をいかに図るかが重要となってきます。

山県市といたしましては、本市の意見を反映しやすい広域連合または一部事務組合方式を要望しておりました。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、再々質問をさせていただきます。

さて、本市における消防費は年間約6億円でございます。人口1人当たりが年間約2万円強を負担することになるわけですが、また、今回の補正で2億2,700万ほどかけて消防救急デジタル無線施設整備を行うわけですが、そこで、市長にお尋ねをいたします。

私は、山県市の実情からいって、人的要因または財政的にも消防の広域化についてはメリットとデメリットの分があるろうとは思いますが、そこをよく分析し、本市にとってよりよい方式を選択し、粘り強く近隣市町に働きかけていく必要があるろうと思いますが、いかがお考えか、お答えをいただきたいと思います。

そして、あわせて市長にお願いでございますが、今までいろいろな案件で各課より検討してまいりますとの回答をいただきましたが、そのまま空中分解しているようなものが相当ありますので、検討結果に必ず御報告をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます、質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 杉山議員の再々質問にお答えいたします。

まず、2点目のほうの御質問でございますが、現在、先ほど消防長が御説明申し上げましたように、22年の11月の時点におきまして、5市3町の広域化について検討した結果を前の市長から議会にも御説明させていただいておりますが、そのときの御報告は、検討したけれども、当分の間は今の状況でいくということで、現在は検討中であるという、議員はそういった御認識なのかもしれませんが、山県市といたしましては、一区切りをつけたということで、検討中ということではございませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、メリット、デメリットがございまして、人的要因ですとか財政的にもそれぞれの長所、短所があるわけでございますが、究極は、広域化には賛成、どの市もそうでございますが、賛成しておりまして、消防力の強化ということには間違いございませんので、将来におきましては、そうした方向で進めていくことになると思います。

ただ、先ほどの中で一番問題になりました事務委託方式と組合ですとか連合にするということで、非常に意見が分かれたという経緯がございますので、そういった点につきまして、議員のお考えのように、ここのところを私が近隣市町に働きかけながら進めるということは、まだ今の22年度の最終的な22年度末に決定がなされたという現在におきましては、多少、時期尚早なのではないかと思いますが、ただ、また新たに国、県からこういった広域化につきまして働きかけがあった場合には、私どもといたしましても、積極的に広域化へ向けて働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位4番 後藤利瑗君。

○14番（後藤利瑗君） ただいま議長より御指名をいただきましたので、学校教育課長に児童の通学時による事故対策について質問をさせていただきます。

最近全国各地で魔の交通事故が多発いたしております。私の脳裏を過ぎるのは、自動車の運転ミスが生じる、罪のない市民を死亡させる交通事故が心配であります。最も



むごい事故は、先日発生した亀岡市における児童の列の中に車が突っ込み、罪のない子供が悲惨でむごたらしい死亡事故でありました。

私は、今それを思うと、山県市の児童が通学時における問題点はないのだろうか、今の状況ではいつ事故が起きても不思議ではない箇所が多くあると思われます。狭い道路や危ない通学路、魔の交差点と、数えれば切りがありません。危険箇所がたくさんあると思われます。

そこで、次の3つの質問をいたします。

1つ目に、市内の危険な通学路の把握はできているのでしょうか。

2つ目に、学校や指導者に対する指示は十分できているのか。

3つ目に、子供たちに対してどのような指導をされておりますか、どのような指導が必要と思いますか。

以上のことにつきまして、教育課長に御回答を賜りたいと思います。よろしく願います。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

議員が御指摘のように、全国各地で子供たちが巻き込まれる交通事故が相次いで起きており、やり場のない憤りを感じております。車両側の責任が一方的に問われている事案とはいえ、同種の事故が発生すれば、重大な結果がもたらされるだけに、学校、保護者、自治会等と連携し、登下校における安全の一層の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

本市では、児童の登下校の安心・安全を確保するため、見守り隊や学校コラボレーターの方々を初め、保護者の皆様、学校職員に毎日継続的で献身的な活動を続けていただいているところでございます。今回のような事案に対しましては、通学路の安全確保の観点を中心に見直しを図っていきたいと考えております。

1点目の、市内の危険な通学路の把握につきましては、3月議会においても答弁したところでございますが、事故発生後におきましても、教育委員会の担当者と警察署員が市内を回り、通学路の特に危険と思われる箇所を中心に点検をいたしました。また、道路は狭くないか、見通しはよいか、歩道や横断歩道はあるか、大型車が頻繁に通らないか等につきましても点検したところでございます。さらに、こうした交通の観点からの点検に加えまして、防災や犯罪の観点からもその把握に努めていきたいと考えております。

2点目の学校や指導者に対する指導についてでございますが、通学路の安全確保につ

きましては、毎月開催される校長会を中心にして、通知文や事故の記事を配付して指導しているところでございます。また、危険箇所の調査と対策につきましては、県でも同様に進められておりますので、本市におきましても、学校、保護者、道路管理者、警察署とともに合同点検等を実施して、危険箇所の調査把握とその対策案の作成を進めてまいりたいと考えております。

3点目の児童に対する指導としましては、学校教育活動全体を通じて行う安全教育をもとに、交通安全につきましても、繰り返し指導をすることで、子供たちの理解を深めているところです。また、小学校低学年では歩行者として守るべきこと、高学年では自転車の乗り方、中学校では自転車の乗り方と将来自動車等の運転者として必要な交通法規等を重点として指導しつつ、交通マナーの遵守も指導しているところでございます。さらには、交通ルールを守っていても事故に遭う可能性があることを理解させ、これまで以上に周囲の状況に気を配り、自分の命は自分で守ることを基本とした指導をしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 後藤利瑗君。

○14番（後藤利瑗君） それでは、再質問をさせていただきます。

教育課長の答弁は大変御努力をいただいております内容でありました。心から敬意を表します。しかし、教育委員会や学校、警察署が一生懸命御指導をいただいても、魔の事故を避けることはできません。事故は思わぬところで、思わぬ災害が待っております。ただ、事故は、本人が常に安全意識を持って走行することで軽減することができます。ましてや、狭い道路や危険な道路では、なお一層心配であります。

教育委員会も学校と連絡を密にしておられることは先ほどの答弁で承知いたしましたところではありますが、最近、特に気がつきますことは、中学生の自転車通学状況であります。それが私は気になっております。

中学生は、北部は全員が自転車通学であります。特に、下校時に集団下校でありました10人ほどの生徒が固まりになって道路いっぱい到下校するところをよく見かけるのであります。また、朝の登校時は歩道側の左側通行をしております。帰りの下校時はほとんどの生徒が歩道側の右側を通行しております。

自転車は一般的に車道で左側通行が原則であります。学校側は歩道の走行か車道の通行か、どちらを指導しておるのでしょうか。時と場合によっては歩道を走行しても罰則の対象にはならないと聞いておりますが、ただ、現在の状況では非常に危険で、いつ事故が発生しても不思議ではないと思われます。事故が発生しないことが不思議で、まし

てや死亡事故が起きれば、運転者側も被害者側としても一生不幸せな状況になりかねません。これを考えますと、本市におきましても、単なる死亡事故では済まされないことになります。嚴重に注意する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

子供の死亡事故を未然に防ぐとともに、とうとい命を守るためにも市の適切な指導が必要とされますが、学校教育課長に再度質問させていただきますので、御回答をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 再質問にお答えをします。

児童・生徒の登下校の指導につきましては、校長会や教頭会、学校訪問を通じて一層の指導に努めていきたいと考えております。

自転車通学の生徒につきましては、毎年、申請のあった生徒に対し、交通マナーの指導をした上で許可証を発行しているところでございます。

また、学校職員は、定期的に校外指導に当たったり、地域住民の皆様から御連絡をいただくたびに、個別や全体指導に当たったりしながら、マナー違反をした生徒には、一定期間の自転車通学の許可を取り消すなどの対応をしながら指導に当たっております。

私自身も自転車で2列、3列に広がって通行する姿を目にすることがあり、その都度、地域住民の一人として、道路の左側の歩道寄りを1列で通行するよう呼びかけているところでございます。

命にかかわる指導は待ったなしで、事が起きてからは取り返しがつかないことがあります。今後、通学路の点検やその対策をまとめていく過程を通しまして、保護者や地域の皆様にも一層御協力をいただきながら、学校を中心として地域全体で子供たちを見守り、指導する体制づくりの強化を進めてまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 後藤利環君。

○14番（後藤利環君） それでは、再々質問をさせていただきます。

このような問題は、学校における自転車走行に対するルールを徹底させることが私は必要ではなかろうかと思えます。しかし、あくまで児童の責任が重点になっていくとは思いません。私は、最終的には行政に大きな責任があると思えます。行政が早く危険箇所を洗い出し、児童の安全を考えるべきです。市道が狭いこともありますが、児童が通学する歩道が、白線の外が約1メートルしかないところが多く、歩道はあってもないに等しいのであります。

このような中で児童たちに大きな被害が出たときは、被害者あるいは加害者だけの問

題では解決いたしませんことを考えれば、行政は今後どのような改善をしたらよいのか、最後に林市長にお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 後藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどから、それぞれの学校教育課長から御説明を申し上げまして、また、学校でのルールを徹底するというようなこともございました。また、そういった中で、行政が市役所といたしまして物理的な交通安全対策をどうしていくかということでございます。

特に、子供たちの安全の確保というのは本当に最重点課題でございまして、今回、今の東海環状とか256号、まちの中心地がここ数年で大きく変わろうとしております。そういった点も踏まえながら、安全対策につきましては、それぞれの場所、箇所のそれぞれ重点的な位置づけなども今後特に検討しながら、可能な限り予算措置を行いまして、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で後藤利瑗君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。再開は午後1時からです。御苦労さまでした。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位5番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に即しながら大きく2点、お尋ねをいたします。

なお、前の質問者と重なる内容のところは割愛をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1点目、市長にお尋ねをいたします。

都市宣言について。私は、平成22年の9月の定例議会におきまして、この一般質問で平和都市宣言を行ってはどうかという問題提起をさせていただきました。当時の副市長は、他市はさまざまな都市宣言を行っているという事例とか、あるいは旧2町1村の当時の都市宣言の内容、内容は異なりますけど、都市宣言を行っていたことなどお話をされまして、合併何年かの節目、あるいはきっかけをとらえて都市宣言を検討していく旨、お答えをいただいております。

都市宣言というのは、私が考えているのには、未来につながるふるさとづくりを目指して、市民に幅広く、親しみを持って考えてもらうという事業の創造の観点からいいますと、例えば緑の都都市宣言とか、あるいは健康・スポーツ都市宣言など、地域の特性とか課題を踏まえた宣言を行っているところがたくさんございます。

今日、私も市民といろいろ話しておりますと、右から左、本当にもう価値観がどこにあるのかわからない、本当に戸惑うことが多いわけでございますけど、こういう時代にあって、何か共通理念をもとにして、市民が一堂になってまちづくりといったものができないかなと、そう考えたときに、都市宣言というのは1つの大きな意義を持っているのではないかというふうに思います。また、同時に、都市宣言をした同じ内容の自治体等の交流を通して、より一層質の高い事業創造ということも可能になっていくのではないかというふうに考えます。

他市の例で申し上げますと、金沢市は、昭和32年に初めて世界連邦平和都市宣言というのを行っております。金沢市の事例を見てみますと、大体あそこは本当に世界に向けて、あるいは日本一とか、そういうことを掲げてきております。平成19年にはグッドマナー実践都市宣言というのを行っておりまして、55年間で11回の内容の異なる都市宣言を行っております。

また、ほかには、長年継続して行っている都市もございます。

本市は合併10年という節目を迎えております。都市宣言というものを行って、山県市がさらに進展していく1つの契機にしたかどうかというふうに思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。2点。

1点目は、都市宣言に関する内容の検討というのはどの程度進んでいますか。

2点目、パブリックコメントと書きましたけれども、パブリックコメントにはいろいろな意味合いがございますが、私はここでは意見公募という視点からパブリックコメントという言葉を使わせていただいておりますけど、そういったものを通して、市民の考えを広く調査してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、昨年の9月の定例会におきまして、当時の副市長が、何らかの節目とかきっかけをとらえて研究していくと答弁をいたしておりますので、私もそのように考えておるものでございます。

本市は、本年度をもちまして満10年が経過をいたします。そうしたことから、来年度からは本市の第2ステージだとも考えております。ですから、まさにこのときが、こ

この第1ステージから第2ステージに入ろうとしているときに都市宣言を検討すべきときだと考えております。

そこで、どのように検討していくかということでございますが、本年度当初予算には、私の公約でもございました自治基本条例の策定委員会の委員の報酬を計上させていただいておるところでもございます。この自治基本条例は、一般的にはまちづくりの方向性ですとか将来像を示すものでございまして、都市宣言することとは不可分なことだとも考えております。

そうしたことから、都市宣言のテーマにつきましては、議員がかつて御提案いただいております、おっしゃっていましたがような平和ですとか、人権ですとか、環境ですとか、福祉ですとか、健康ですとか、教育、交通安全など、さまざまなテーマが考えられます。そのためには、仮称ではございますが、自治基本条例案を検討していくこの中で、あわせて、都市宣言のテーマにつきましても、より多くの市民の皆様の思いを集約いたしますとともに、議会の皆様方にも御相談を申し上げながら進めていきたいということを考えております。

無論、先ほどの2問目にごございましたパブリックコメント等につきましては、非常に有用な手法と考えておりますので、この段階でのいずれかの段階で取り入れてまいりたいと考えております。

ただ、これらにつきましては、現時点までまだ具体的に着手はいたしておりませんが、今年度の早い段階で具体的に着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 前向きな検討をいただきまして、大変期待するところ大でございます。要望ですけど、できましたらダイナミックな発想でやっていただくと、山県市のアピールになるのではないかと考えています。

私、退職してから、岐阜県内をずっと回る仕事をさせていただいておりましたけど、山県市ってどの辺ですか、東濃のほうへ行きますと、西濃のこっちはすよねとか、逆に飛騨へ行きますと、東濃のほうですかという、そのようなことを何度も聞きまして、これはもう少し山県市は何らかの形でアピールしていかなきゃいけない。

そういった意味でも、やはり繁栄の希求になるといいですか、そういったものを掲げていただいて市民に問うということも1つかと思いますし、ここで金沢市はいろいろやっておりますけど、本当にユニークでございます。あそこは英語教育日本一というのを

最初に掲げまして全国から注目を集めましたけど、その発想は女性教育長でございまして、北京で全国婦人デーというものがあまして、そこへ参加したら、日本人は、女性はみんな片隅のほうに固まって交流ができなかったと、あんな寂しい思いはしたことがないということで、帰ってきて、英語教育日本一ということを掲げたということを、私、直接聞きましたけど、やっぱりそのくらい外から注目されるぐらいで、山口市、いいのではないかと。遠慮する必要はないので、やってほしいと思います。

ちょうどおもてなし日本一ですか、私、物すごくいいと思っているんです。やっぱり日本一とか世界一と掲げるぐらいの気迫が私は大事だと思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

登下校の安全指導について教育長にお伺いをいたします。

少し通告書とかかわらないことで、できるだけダブリを省かせていただきます。

今まで集団登校といいますと、児童の安全という面で非常に大事なことだというふうに認識をされてきました。しかし、最近の事案などから、集団登校というのは非常に死亡リスクが高い、しかも、大人数になるということがありまして、いろんな学者がいろんな説を出しております。集団になりますと、子供のテンションが上がる、あるいは直前の子の歩きを見て行くので、とっさの判断が非常にしにくい、それから、緊張感がなくなって判断ミスをするということが言われておりまして、集団登校のデメリットというものが少しくローズアップされてきております。

私も毎日集団登校の列で立って指導しておりますが、この間、横から蛇が、ずっと集団登校でついていきましたら、蛇がこうやってぐぐっと出てきて、そこでとまっておる。動向をうかがっておって、だれも気づかないんですよ。前ばかり見て、こうやって、こっちから来ているのをわからない。あっ、これはこの学者が言っていることだなと実感しましたが、そんなことが言われております。

ぜひ集団登校には危険というのも潜んでいるんだということをもう一回再認識して、いろんな観点から具体的に危険を予測できる安全指導の見直しがこの際必要ではないかというふうに強く思います。

そこで、次の点、5点、お伺いをいたします。

集団登校を現在実施している小学校は何校ですか。

2点目、ここが大事でございしますが、登下校は学校の指導管理下、準かもしれませんけど、指導管理下にあります。そこで本当に危機意識を持った指導がなされているかどうか。

3点目、通学道路の安全の確認とか変更の見直しというのはきちんと適切に行われているかどうか。

4点目、学校に出入りする業者等に対する通行の安全指導というのは具体的に行われているかどうか。

5点目、児童が集まる場所の、特にターミナルと呼んでいますけど、そういったものに標示板を取りつけるというような考え方についてお考えを伺いたいと思います。

端的で結構でございますので、よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の集団登下校の実施に関しましては、9校すべての小学校で行っておりますが、美山小学校といわ桜小学校の一部はスクールバスを利用させていただいております。

2点目の危機意識を持った指導に関しましては、各校とも年度初め、また、学期の初めに、職員や保護者を交え、引率下校しながら危険箇所を確認したり、子ども110番の家を確認したりしているところでございます。

議員御指摘のように、今後は交通ルールを守っていても事故に遭う可能性がある、そういったことを理解させ、これまで以上に周囲の状況に気を配り、危険を予測した安全指導に努めることで、自分の命は自分で守るという力も培っていききたいと現在考えているところでございます。

3点目の通学路の安全確認及び変更の見直しに関しましては、各校とも毎年行っているところでございますが、今年度は、先ほど来、出てきております悲惨な事故が相次いで起きたことを受け、各校では緊急に確認や見直しを図り、教育委員会も山県警察署の担当者の方とともに、特に危険な箇所を中心に点検をしたところでございます。

また、同時に、通学路における緊急合同点検等実施要領が、文科省、国土交通省、警察庁から全国の小学校に要請が現在出ております。8月末をめどに緊急合同点検の実施と結果の報告及び結果を受けた対策案について提出することになっておりますので、対策案や要請・要望案を本市としてつくっていききたいと考えております。

4点目の学校に出入りする業者等に対する通行の安全指導に関しましては、交通マナーの順守について、出入りの業者に指導するよう各校に指示しているところですが、特に敷地内での徐行運転、停止・発進時の車両周りの安全確認等に配慮をするように指導しております。また、登校、下校の時間に当たる場合は、職員が立ち合うなどの指導をしているところです。

5点目のターミナルに標示板を取りつけることに関しましては、通学路を標示する標



識、集合場所を標示する標識等があり、その標識の場所や標識が立てられないような交差点等への対応を含めて、警察署や関係機関と連携して調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問をさせていただきます。

私は、きょうここで立って質問をする内容はこの内容でなかったんですけど、市民の方が、あの事故以来、お二人の方から、通学路の安全というのは大丈夫なんですかと、どうでしょうか、私、物すごく不安ですけどというお電話がありまして、私は2小学校と1中学校へ、その朝、お伺いをしてきました。まず驚きました。指導管理下という意識が全くないのではないかと思います、校長と話をしておって。

まず、1小学校は、ちょっと通学路の地図を見せてもらえませんかと言ったら、出てこないんですよ。20分くらいたってから教務主任がこれですと言って持ってきました。2つの学校は、ありませんと言って廊下からこうやって抱えて出てきてまして、これが通学路のあれですと。

私が、問題の電話がかかってきた人の通学路をちょっとこうやって言いましたら、なかなか出てこない。私はしょっちゅう歩いていますから、自転車に乗って、ここじゃないのと言いましたら、じっと見ておって、ああ、そうです、そうです。3年目の校長です、後から知りましたけれども。

これ、指導管理下という意識がほとんど欠けています。きちんと通学路については、校長が実際に責任を持って指導しなきゃならないわけですから、把握しておらなきゃだめですよ。イロハですよ。保育園の通園とは全く異なるわけですから、小中学校の通学路の指導というのは、まず学校長が責任を持って指導するというのが建前です。先ほどから連携とかなんとか言われておりますけど、連携の前に責任を持ってまず果たすという義務がありますよ。

2点目、驚いたこと。15日には立哨指導をやっております、職員が。それで、私が余りひどいので、終わってから、ある職員に言いました。あんたね、遠くから見ても、どこかのおっさんにしか見えないよ。帽子か何かないの、腕章ぐらいあるでしょう、子供は旗を持っているんだから、旗ぐらい持ったらどう。あんたは指導しているつもりかもしれないけれども、一般のドライバーから見たら、何もおじさんが立っているようにしか見えませんよと、はいと言っていました。次の今月、女性教員が立っておりますけど、何も持っていません。これでは私は指導にならないと思いますよ。

ここに持ってきました。これ、市からちょっといただいたと言ったらあかんですけど、支給をしてもらったんですけど、ちょっと文句を言われたそうなんですけど、こういうもので立っておりますと、やっぱり遠くからドライバーが見るじゃないですか。そうすると、ああ、あそこは子供が渡るなど注意喚起できますよね。何もせずにぼさぼさの顔でついておったって、私は指導できない、これが指導者の問題点として大きく私はだめだと思いました。

3点目、先ほど業者の指導をしたという話でしたけど、私は驚きましたよ、本当に。立っておりましたら、子供が通学しておるんですよ、時間帯に。向こうから車が来ました。こっちへ渡ってくるんです。子供、立っておりましたよ、こうやって。あれは何やなと思っております、次の日の朝、また立っておりましたら、同じです。ちゃんと標識が四つ角に立っているんですよ。主要地方道じゃないんですよ。一步踏み込んだ中に3本立っている。小特を除く7時から8時30分、それから、土日、祝日を除くと、こういうふうに書いてあるのが3つ立っているんですよ、はっきり。そして、こっちには大きく回れという標識が立っているのに進入してきた。それは何ですか。私、聞いて初めてびっくりしましたが、牛乳配達の手車ですよ。そうしたら、見守り隊の方がおっしゃっていましたが、あれ、時々通っておるよと。

これ、やっぱりきちんとしなきゃいけないんですよ。業者に指導したというのは、あるかもしれませんよ。しかし、徹底した見届けをしないと、こういうことが起こるんですよ。恐らく教育委員会にも来たと思いますけど、私、教頭さんに言ったんです、あんなことを見逃しておったらだめやないかと、どうなっておるんかねと、文句を言ったら教育委員会に言ったらいいと思いますよとお話をしました。そうしたら、次の日の朝、見ておりましたら、今度は道を変えて走って行きました。道を変えて、同じ進入禁止ですよ。

私は交番に行きました。交番に、おい、あその通学路、進入禁止の札が立っておるけど、市民も入ってきておるよ、業者も入ってきていますよ、たまには立って指導してもらえませんか。はいって、こうやりましたけど、わかりましたと言って、それから一回も立っておりません、1カ月ぐらいたちますけど。

だから、私は、連携するというお答えでしたけど、まず学校が主体になって本当にそれを改めるだけのことをやらなきゃいかんと思うんです。私、何回もそういう目に遭ってきておりますけど、警察というのはそうですよ。まず自治体の人に話を聞いてみて、まず学校で直接指導をしてください。私、何回も言われました。だから、連携の前にもっと学校が責任を持って対処しなければ、私は業者の指導をしたことにはならないと思

いますよ。現実の話ですから、これ。

4点目、学校間格差が非常に激しいですね、見ておりますと、山口市。私は梅原を通りますけど、中村や高田の子はかばんに安全のあれを一律にこうやってだつと張ってやっていますよ。それで、きちんと並んでいきますので、こっちのほうに余計ブレーキを踏みますね。

ところが、ほかの学校へ行きますと、私、見ておりますと、マナーが大事やといって、横断歩道を渡ったら礼をせよとやっておるんです。早くのけと私は言いたい、ドライバーとしては。どうですか、あれ、何でやっておるのと聞きましたら、マナーがこの学校は悪いので指導しました。これ、まちまちですから、私はこれ、徹底して指導していく必要があると思います。

交通安全の万全な指導体制というのはできないかもしれませんが、しかし、やっぱり現場に即してきちんとした指導をしていく必要があると思います。私は何といいましても、前から現場第一ということを言っておりますので、教育行政も同じように現場をもっと大事にさせていただいて、現場第一主義で指導に当たっていく、そして、改善すべきは改善するということをやらないと、私は事故につながるというふうに思います。

どうですか、現場主義の徹底ということで、教育長、一言お考えを。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 今、初めてお聞きすることたくさんあったわけですが、私も実は朝7時半に登校をする子供たちが通りますので、旗は残念ながら私はないので、ベストだけ来て、高富見守り隊ですか、あれで大体の日は立つわけですが、元気に通っている子供たちの姿をいつも見て、あいさつもこのごろしてくれるようになりましたし、学校へ伺うと、こうやって指さして、あれ、このおじさん、どこかで見たなんというような、そんなことも今あるわけで、登下校に立つことのよさも、それから、今、御指摘いただいたようなことも感じておりますが、より現場のほうにまた指導してまいりたいと、そして、今おっしゃっていただきましたような格差という問題が出ましたので、指導の徹底を図りたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） じゃ、再々質問で宮川課長にちょっとお尋ねをします。

先ほどの前任者の答弁で、校長会など、指導しているということでございましたけれども、私は、文書を出したとか、あるいは指導をしたとかということは、それは行政サイドはそう言うかもしれませんが、実際にやっぱり交通安全指導というのは、具体的

で個別化されていないと徹底していきません。何度交通安全に注意しましょうと言っても、個々ばらばらなんです。だから、いかに具体的な指導をしていくかということが大事です。

私は、365分の240日、7年間、現場の校長をやりましたが、毎朝一番に学校に行って交通指導をしましたので。何でかといったら、指導管理下ですもん。給料に入っていますもん。

そして、職員にもチャイムと同時はアウト、5分余裕を持ちなさいよという指導を繰り返して行ってきました。何でかという、追突する職員が出まして、校長も処罰を受けますから、はっきり言っておきますけど、これはいかんと思って、そういう指導をしました。

あわせて、校区内へ入ったらスピードを10キロ落とさない。大体40キロや50キロで走りますから、そう10キロ落とすということに抵抗はないはずですけど、やっぱりそういう具体的な指導をしないと、交通安全、気をつけなさいでは指導にならないと思いますよ。

ぜひ、お尋ねしますが、どうですか、こういう大きな事故も起こっているわけですから、他市ですけど、通学路の安全確認の強調月間ぐらいは位置づけて、一回徹底的にやったらどうですか。学校を挙げてやる、教育委員会を挙げてやる。そして、一回そういう不安というものを点検して、安心感を持てるようにしていくということが私は必要なタイミングではないかと思います。学校教育課長、いかがでございましょうか。それをお尋ねして、質問を終わりにします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 再々質問にお答えいたします。

登下校の安全指導につきましては、各学校で保護者の皆様、見守り隊の方々、学校コラボレーターの方々、そして、警察署の方々とタイアップしながら一層強化してまいりたいと思っております。

また、先ほども答弁をいたしましたけれども、8月までに危険箇所をまとめ、秋までに対策をまとめることがございますので、そのあたりのことも十分に考えながら、議員御指摘の件に関しましても検討を進めてまいりたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 尾関律子君。

○8 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております。

2点について質問させていただきます。

初めに、災害に強いまちづくりについて総務課長にお伺いいたします。

東日本大震災の発生から1年3カ月半が過ぎましたが、今も多くの方が避難生活をされています。一日も早い復興を願うものです。

災害から大切な命を守るためには、自助、共助、公助が大切です。

2012年1月、政府、地震調査委員会の発表によると、今後30年以内に東海地震は88%、東南海地震は70%程度の発生率と言われています。

こうした中、公明党は、「東海防災・減災力upプロジェクト」を推進しています。その中で、名古屋大学減災連携研究センターの福和教授は、自分と家族の命を守るためには、地震への備えを他人任せにしないことです。大災害が起きたら、その直後は国や自治体の公助はほとんど役に立ちません。自分の身は自分で守る自助であり、これが対策の7割と言えます。自助の第一歩は、自宅の耐震化と家具の固定ですと話されています。一人一人が防災・減災の意識を高め、準備をすることが大切なことと思います。

今まで2回ほど防災対策について質問してきましたが、いつ起きてもおかしくないと言われる地震対策として、災害に強いまちづくりの本市の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目に、自主防災会の活動状況と推進について。以前に他の議員も質問されておりましたが、現在の活動はどのようなのでしょうか。また、推進されているのか伺います。

2点目に、防災士の取得者の状況と育成推進の助成について。岐阜県内には、防災士の資格取得者のため、受講者に補助を出している市町が15自治体あります。防災士はいざというときに大きな力となっただけの方だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3点目に、避難所の状況と運営訓練、HUGの実施について。HUGについては昨年もお尋ねいたしましたが、その後の計画について伺います。

4点目に、家屋の耐震シェルター設置の助成について。耐震シェルターの設置助成については、2年前に一度お伺いいたしましたが、実施は考えておりませんということでした。

家屋の耐震診断については、平成20年より個人負担が無料となりました。その実績は、平成20年には28件、21年には12件、22年には24件、23年には19件となっていますが、耐震補強工事には、平成20年から23年の間に7件という実績です。これは、家全体の補強工事には補助はあるものの、工事費負担が高額になるためではないでしょうか。

いつ起きてもおかしくないと言われる地震対策として、地震で家屋が倒れても、一部

分だけを守ることができ、そこにいれば命が守られる、また、耐震補強工事よりも随分安くできる耐震シェルターの設置に助成するお考えをお伺いします。

5点目に、防災教育の推進について。東日本大震災において津波被害から多くの子供の命を救った防災教育の提唱者、群馬大学大学院の片田教授のインタビューDVDを見る機会がありました。いざというときに想定にとられるな、最善を尽くせ、率先避難者たれの避難三原則を行動に移せる懸命な自分になりたいと。津波てんでんこが可能になるような家族のきずなと信頼をつくれ。また、防災で最優先すべきは、災害ごときで人が死なないこと。生き残った方を支援するのは当然として、犠牲者を出さないことに最大の力を注ぐべきですと言われておりました。子供たちだけでなく、防災教育は大切なことと思います。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の自主防災会の活動状況と推進についてでございますが、現在、自主防災組織は156の自治会によりまして、135団体が組織されております。

自主防災組織が防災活動を行った場合、申請によりまして、防災活動に要した経費に対する補助金を交付しております。昨年度は、3組織に対しまして7万9,000円の補助金交付の実績がございます。

また、市民で組織されている特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンターにおかれましては、災害ボランティア講座、災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催、機関誌の発行等、防災関係の事業に積極的に取り組んでおられます。

なお、これらの自主防災組織等が訓練をされるときには、御要望に応じまして防災担当職員や消防職員の派遣、非常食等の提供をさせていただいております。より一層活動が盛んになりますように自治会等に呼びかけてまいりたいと思っております。

次、2点目の防災士の取得者の状況と育成推進の助成についてでございますが、防災士とは、地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導、救助に当たる方で、日本防災士機構の認定する民間資格でございます。平成24年5月末現在で、岐阜県では865名、山県市では14名の方が防災士の資格を取得されております。また、その14名のうち、NPO日本防災士会には、岐阜県で188名、山県市では4名の方が会員登録されております。

防災士の資格を取得するには、防災士研修講座の受講と、消防署等の公的機関の救急救命講習を受講し、その修了証を取得された方が日本防災士機構の実施します防災士資

格取得試験に合格され、その後、日本防災士機構に登録して初めて防災士となります。

防災士研修講座受講費等は約6万1,000円の経費負担をしていただきますが、県内では受講料の助成をしている市町村もございますので、本市におきましても、何らかの方法を今後考えてまいりたいと思っております。

防災士には、自助、共助の精神のもと、家庭を初めとし、地域や職場における地域防災力の向上のための活躍が期待され、そのための専門的な知識、技能を身につけられた方々でありますので、今後は多くの防災士が誕生いたしますよう、市としても努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の避難所の状況と運営訓練の実施についてでございますが、現在、避難所として市内全域に60カ所の施設を指定しております。発災時には、市職員はもとより、市民で組織された自主防災組織による運営が重要となってまいります。避難所を開設した場合の避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを想定し、模擬体験を通しての避難所運営訓練を実施することは、発災時に対しまして非常に有効な訓練ではないかと思えます。

昨年、第4回定例会一般質問でもお答えしておりますが、本年、地域防災計画の改定に合わせて避難所運営マニュアルも策定し、その後、訓練を実施してまいりますので、御理解賜りたいと思えます。

次に、4点目の家屋の耐震シェルター設置の助成についてでございますが、震災犠牲者の8割は建物の倒壊による犠牲者と言われております。大震災への対策を考える上で、建物の耐震化がいかに重要であるかがおわかりいただけることと思えます。住宅の地震対策は耐震補強が最も効果的とし、昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅等の無料耐震診断と耐震補強工事費用の一部を助成しておりますので、ぜひ無料の耐震診断をお受けいただくことをお勧めしたいと思っております。

御質問の耐震シェルターの設置の補助は、岐阜県内では、飛騨市、高山市、中津川市の3市が実施されておりますが、まだ多くの市町村が補助金の交付をされておられません。しかし、経済的な理由等で大がかりな耐震改修ができない場合でも、耐震シェルターを設置すると、家屋の倒壊がしても、一定の空間を確保することができ、命を守る装置として有効性が認められておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

最後の防災教育の推進についてでございますが、議員が申されますように、発災時には自分の身は自分で守る必要があるとの考えのもと、まず、各小中学校においては、学校内での抜き打ちの防災訓練や校外学習での防災訓練の実施、防災マップを作成し、登下校時の危険箇所の確認等、総合的な学習の時間により取り組んでいるところです。

今後は、家庭、地域においても、自分の命、財産を守るすべや、ライフラインが途絶した環境で生き延びるすべを身につけられるよう、取り組みに努めてまいりたいと思います。

災害は、いつ発生するかもわかりません。今年度、山口市独自の地域性を盛り込んだ地域防災計画への改定を進めております。今後も市民の皆様お一人お一人が防災意識を高めていただきますよう啓発活動を積極的に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、1点目の自主防災組織の活動は3組織の実績ということです。かなり少ない状況が続いているように思います。また、毎年実施しておられる地域の活動を伺ったことがあります。備蓄品なども充実しているようでございました。意識を高めていただくためには、自主防災会の補助実績や活動報告を広報やホームページでPRしていくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の防災士については、14名の方が資格を取得されておられるとのことでした。資格を持っておられる方々に、自主防災会などの活動や、意識啓発の協力依頼も必要ではないでしょうか。

また、職員の中に防災士の方はおられるのでしょうか。そして、多くの防災士誕生に努めてまいりますというお答えでございましたので、本市の防災士の資格講座の開催についてのお考えをお尋ねします。

3点目の避難所訓練については、地域防災計画と避難所運営マニュアルの策定後に行いたいということでした。

先ごろ避難所訓練ゲーム、HUGの体験をいたしました。避難所を学校とし、次から次とさまざまな状況の方々が避難してこられる。そして、保健室へ、あるいは体育館へ、また、2階か、3階か、車で過ごしたい方の駐車場など、また、支援物資が来ましたなどなど、とても一度体験しただけでは対応できる状況ではありません。

このようなことを今年度中にはできないとお答えでしたが、すべての準備ができれば実施できないことではないと思います。1日でも早く実施されるべきと思いますが、この点についてもいかがでしょうか。

防災計画の改定は今年度中とのことでしたが、防災会議への女性の登用はどのようでしょうか。また、そうした防災会議へ障がい者の方も入られるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。



○総務課長（船戸時夫君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、3団体に対し助成した訓練内容でございますが、救急救命講習、消火器を利用した消火訓練、炊き出し訓練が主な活動内容でございました。市といたしましても、自治会連合会を通じて防災訓練の呼びかけに努めておりますが、今後も自主防災会の訓練活動内容を含め、広報活動を図ってまいりたいと思っております。

次に、2点目につきまして、市内に14名の防災士がおみえになりますので、今後はその防災士のお力をおかりして防災訓練を行ってまいりたいと考えておりますし、また、いろんな場で防災士の方の御協力をいただきたいと考えております。

職員の中には防災士はおりませんが、職員で防災士の資格を取得するように、今後、努めてまいりたいと思っております。

防災士資格取得講座の開催につきましては、県内では数市町村で開催されております。また、民間の研修センターでも開催されておりますので、差し当たり民間での講習受講のPRを図ってまいりたいと思いますが、また、今後、防災士受講者が多い場合は、市独自の講習講座開催も考えてまいりたいと思っております。

3点目の避難所運営訓練の必要性は十分承知いたしているところでございます。さきの台風4号の折にも13名の方が自主避難されておりました。このようなことを考えますと、早期に訓練できるよう、職員体制を整えて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

続いて、地域防災計画改定に伴う女性委員の登用につきましては、昨年度は委員23名中、女性委員は3名でした。今年度は市の組織再編もございましたので、委員を5名増員し、35名といたしておりますので、女性委員を7名から8名程度にふやしたいと考えておりますとともに、障がい者の方も登用したいというようなことで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、8件ほどお伺いしましたが、おおむね推進していただけるようですので、実施していただくことを期待して次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目ですが、熱中症対策について健康介護課長にお伺いいたします。

近年の国内最高気温は年々温度が上がっているように思われます。暑さ対策や節電対策としてグリーンカーテンの植物を植えているというところを多く見かけるようになりました。それでも熱中症で救急搬送される方は多くあります。本市においても、平成21

年度には6名が、22年度には12名、23年度には15名の方が救急搬送されております。

熱中症は熱にあたるという意味を持っています。高温多湿などが原因となって起こる症状で、最も身近な病気の1つと言われております。救急搬送される方だけでなく、気づかないうちに熱中症になってしまったという方もおられます。最近では、テレビで畑仕事をしていて熱中症になったと有名人が話しておりました。気がつかないまま熱中症になってしまうことが多いと思います。

そこで、1点目、本市の熱中症対策について。

2点目に、ミストシャワーの設置の考えについてお伺いをいたします。

ミストシャワーは、ミスト散布機を使って水道水を霧状に噴射します。霧は素早く蒸発するため、手足や服はぬれず、気温は3度ほど下げられる効果があると言われております。水道の蛇口と直結して使用するため、噴射には電気が不要で、水道料金のみで設置費用も安く、簡単に設置できます。公共施設などに設置してはいかがでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えいたします。

熱中症につきましては、近年の猛暑により、全国的に被害が数多く発生し、その対策の重要性について強く認識をさせられるところでございます。また、このごろは、梅雨時の熱中症対策についても注意喚起がなされておるようなところでございます。

また、昨年からの電力不足、節電による冷房等の控え過ぎによる熱中症の発症が懸念されますことから、広報紙、ホームページ等で熱中症への注意喚起としてどのような注意が必要か、また、症状や予防方法、応急処置はどうかということについて周知をさせていただきますし、今後、さまざまな機会をとらえ、注意を促してまいりたいと考えております。

さらに、最高気温予報が35度を超える猛暑日には、昨年に引き続きまして同報無線による注意喚起を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど議員の御発言にもございましたが、山県市の23年の熱中症での搬出は15人ということでございます。また、岐阜県の状況でございますけれども、昨年、23年6月から9月の岐阜県の状況を見ますと、熱中症による救急搬送は843人で、高齢の方は45%以上となっております。先ほどの山県市内でございますと、15人中8人の方ですので、53%、県内、市を見ても、やはり高齢の方が非常に大きな割合を占めております。

そういったことから、高齢者の対応が特に必要になってまいります。各種施設には所管官庁から注意喚起の文書も出ているところでございますし、過日、私どものほう、

各施設のケアマネジャーさんの連絡会というのを開催した折にも、こうした熱中症に関しての注意喚起を促していただくよう、お願いをしたところでございます。

また、在宅高齢者につきましては、独居や高齢者のみの世帯を中心に、地域包括支援センターや見守りボランティアが訪問の際に注意喚起を行っておりますし、今後も行っていきたいと思っております。

次に、ミストシャワーの設置につきましては、今後、検討をしてまいりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ただいまは、主に高齢者の方についてお答えをいただいたかと思えます。

そこで、子供たちへの熱中症対策とミストシャワーの設置について教育長にお伺いいたします。

熱中症予防のための指標をあらわす暑さ指数、WBGTというのがあります。これは、簡単に言うと気温と湿度と輻射熱、この3つを組み合わせた数値だそうです。このWBGTというのは、21度までをあらわした場合はほぼ安全、25度までが注意、28度までが警戒、28度から31度までが厳重警戒、31度以上は運動は原則中止というふうになっております。

このWBGTという暑さ指数を図る熱中指標計はハンディタイプの機器で、どこでも持ち運びができるというものもあります。他市では数年前から中学校に常備されているところもあります。WBGTの活用について、どのようなお考えかお伺いします。

また、熱中症の応急処置として、脱水症状に適した経口補水液OS-1があります。これは、スポーツドリンクとは違っている、少し飲みづらいものですが、健康なときには、飲むと、大変脱水症状によいというものだそうです。子供たちの熱中症対策に取り入れられてはと思いますが、どのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

ミストシャワーの設置については、北方町では、全幼稚園と全小中学校に設置されております。また、大垣市でも設置されたと伺っております。本市でのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

山県市の小中学校では、猛暑への対応としまして水分補給を大切にしております。水道水やお茶など、小まめに給水することを基本に指導しております。また、学習や遊

びなど屋外で活動するときは、臨時に設置したテントの日陰や校舎の日陰、こういったところで休息を入れながら活動するよう指導しているところでございます。

経口補水液というような話もございましたが、肝臓などに疾患がある児童には塩分を含む給水は難しいということから、校医さんや学校薬剤師の方々の指導を受けて、緊急の対応ができるよう、保健室を中心とした体制を持っているところでございます。

熱中症予防看板につきましては、高富総合グラウンドに設置したところでございますが、本年度の様子を見まして、考えていきたいというふうに考えております。

また、WBG Tやミストシャワーにつきましては、議員のおっしゃられましたように、実施されているところがあると聞いておりますので、その方法や成果を調査しながら研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 熱中症対策としてWBG Tの暑さ指標を判断するハンディータイプの機器というのは、高齢者のお宅、また、単独世帯などの家庭訪問などにも活用できると思います。

ミストシャワーの設置については、大人も子供も検討していただけるとお答えをいただきました。また、本年は国体の開催があり、残暑厳しいときに多くの方々を迎えます。経費もかからない、速やかに体温が下げられる、また、運動した後のクールダウンにもよい、こうした熱中症対策とミストシャワー設置についての市長のお考えをお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

ミストシャワーについてですね。

〔「熱中症」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 熱中症。ミストシャワーについての設置についての御質問ですね。1つでしょう。

〔「熱中症と2つ」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 済みません。それでは、再々質問にお答えいたします。

熱中症対策と申しますのは、大切な対策でもございますし、先ほど対策といたしましては、具体的には私も以前からミストシャワーにつきまして内容を調査するようにということで、尾関議員からも昨年にも御質問いただいております。

そうしたことから具体的な調査を指示いたしておりまして、今回初めてミストシャワ

一の設置についてわかったことは、私は、ある程度の圧を上げるためにコンプレッサーとかある程度の施設が必要なのかということを考えておりましたら、先ほどのお話の中にもございましたように、北方町では水道の圧力のみでそういったミストシャワーの設置ができるということでございまして、そういったことからしますと、先ほど教育長が答弁申し上げましたように、方法とか成果を十分に検討しながら、大きな費用負担にもならないと思いますので、そういった観点から学校ですとか、保育所ですとか、公共施設等で必要という判断になれば、具体的な内容、特にこの夏、他市の設置してみえるところの状況をしっかり確認をしまして事業展開を図っていきたいと考えております。そういったことから熱中症対策の一助にしたいということを考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後２時15分より再開をいたします。

午後１時58分休憩

午後２時15分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位７番 恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君） 議長のお許しを得、本会議にて初めての一般質問の機会を与えていただきました恩田佳幸です。

まず初めに、一般質問に際し、諸先輩議員の皆様、職員の皆様には多大なる御指導をいただきましたこと、心より感謝申し上げますとともに、ふなれな点もありますので、お気づきの点がありましたら、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、通告のとおり、質問番号１番、企業誘致の観点から見る法人市民税の減税について市長に質問いたします。

現在、多くの地方自治体が企業誘致のため多くの施策を打ち出している中で、山県市も、平成15年山県市工業誘致条例、平成20年山県市企業立地促進条例などの条例にて企業誘致や地元企業の設備投資促進を促してきました。現在も大森地区に企業立地のために用地整備並びに立地周辺の市道の整備も進めております。そうした中で、他の市町村と同様な施策にて山県市に企業を誘致することが可能なのでしょうか。

岐阜県庁のホームページから企業立地ガイド岐阜を拝見すると、現在、岐阜県内でテクノプラザⅡ、尾太工業用地などの24カ所、51区画にあいている用地があります。現在の山県市で取り組んでいる企業誘致の施策や大森地区などの企業立地の用地のみで、本

当に企業誘致の効果的な施策と言えるのでしょうか。

企業誘致の観点から法人市民税の減税について質問させていただきます。

現在の山県市の法人市民税は、標準税率内の12.3%です。県内の多くの市町村も同様の税率にて実施しております。法人市民税は、法人税を納めた額にさらに12.3%の税率が課税されますので、利益を上げた企業ほど納税していただかなければなりません。企業誘致のための施策と考えておりますが、市内企業にも優遇措置となっておりません。

現在、法人市民税の法人税割にて納税していただいております市内企業社数は180社あります。納税額には幅はありますので、減税措置の効果にも幅は出てきますが、市内180社以上の黒字決算を行っている企業への減税措置となっております。

仮に、現在の法人市民税の12.3%を3.07%、約4分の1まで引き下げることができれば、実効税率にて2.5%の法人税の減税ともなっております。効果的な政策で、明確に努力した企業が報われる、黒字決算をした企業が報われる施策を打ち出し、企業誘致と市内企業の支援の両面から減税措置を講じてはいかがでしょうか。

昨今の景気状況は大変厳しい環境ではありますが、国内全体の法人数では約25%が黒字決算を行っております。また、6月3日の日本経済新聞によると、国内全体で2012年度設備投資当初計画では、前年比16.8%増の24.3兆円の設備投資が計画されております。中には海外への投資も含まれておりますので、一概に国内投資には該当いたしません、国内投資を行う企業をどう取り込んでいくのか、各自治体により、政策面で差別化を図っていかねばなりません。

そうした中で、法人市民税の減税を実施して、全国で初めて標準税率以下まで法人市民税を引き下げ、企業誘致の目玉政策としてはいかがでしょうか。現在の山県市が取り組んでいる企業誘致の施策にて何社誘致し、何人の雇用をいつまでに創出する予定でしょうか。同様に、市内企業への支援ではいつまでに何人の新たな雇用を見込んでおられるのか、お尋ねいたします。

また、これまで山県市では、企業誘致の観点から法人市民税の減税は検討されておりました。地方財政法により、減税額を上回る行政改革の取り組み等が必要となっておりますので、実施には高いハードルはありますが、企業誘致と同時に市内企業への支援の観点から、法人市民税の減税についてどのようにお考えになられているのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、議員は、企業誘致と市内企業を支援していくべきというお考えと受けとめさせ

ていただきました。その点に関しましては、私も全く同感でございます。ただ、具体的な政策論につきましては、私は少し異なった見解を持っております。

私は、市長へ就任以前から、4カ月ほどでございますが、この間も含めまして、市内企業の経営者の方々の御意見を伺ってまいりました。無論、市長就任後も精力的に御意見を伺うとともに、昨年の秋以降でございますが、みずから市内等の企業を訪問いたしまして、本年度から精いっぱい市内の企業を訪問いたしまして、精力的に意見を伺っているところでもございます。

また、本年度からでございますが、企画財政課に企業誘致等の専門の課長補佐を2名配置いたしまして、引き続き市内の企業訪問等を行くとともに、市内企業の支援等に力を入れているところでもございます。

こうした中で私が感じましたことは、多くの企業の経営者の方々が行政に求めておられることは、適正な用地の確保ですとか支援、そして、速やかな開発の協議調整等の行政にしかできないことだと痛感をいたしているところでもございます。無論、税率の引き下げということも行政にしかできないわけではございますが、税率の引き下げによる効果は純利益のかさ上げになるかとも思いますが、そうしたことでございますと、それぞれの企業のそれぞれの政策等によりまして、利益の創出努力によってもカバーできるものではないかと考えております。

さて、御提案の法人市民税の引き下げについてでございますが、かつては、標準税率以下の自治体の起債は許可されなかったわけでございますが、規制緩和によりまして、平成18年度から国の許可のもとに借り入れられることとなりました。こうしたことを受けての御提案かと存じますが、確保すべき収入の徴収等を怠った場合には、そうみなされた場合には、地方交付税の返還が求められる場合もあり得ることを想定しなければなりません。

議員御案内の法人市民税率の引き下げに関しましては、議員御発言のように、実効税率は2.58%なのであり、法人の全体の実効税率約40%に対する割合にいたしますと数%にしかならないわけでございます。そういった可能性が多分にあるわけでございますが、そういった政策が、企業進出のインセンティブは弱いのではないかと考えております。無論、市内の企業の方も市民税は安いにこしたことはないのですが、こうしたことを冷静に考えていただいた場合には、市内の企業も別な支援策を求められるのではないかとおもわれます。

と申しますのは、仮に法人市民税のこの税率を4分の1にした場合には、平成24年度の当初予算で申しますと、山口市の場合は6,800万円ほど減ることになります。仮に法人

の景気の悪化によりまして法人市民税が減った場合には、減少分の4分の3の部分につきましては、地方交付税が増額となりますので、実質的な市の減収額は1,700万円ほどにとどまります。ということでございますので、減税によるよりも、むしろ法人に効果のある歳出を求められる可能性があるということでございます。

ところで、議員は県内の多くの市町村が標準税率を採用しているとおっしゃいましたが、実は県内21市のうち、10市は標準税率ではなく、逆に、税率の高い超過税率とされております。また、岐阜県が公表いたしています課税状況調査によりますと、全国の過半数の市町村が低いのではなく、反対に超過税率、標準税率以上な超過税率を採用しておりまして、市町村の高い税率を採用するという割合も年々高くなってきているようでもございます。

さて、本市の企業誘致の施策にて何社を誘致し、何人の雇用をいつまでに創出するのかとのお尋ねでございましたが、現時点では具体的にいつまでに何人、何社といった目標を設定しているということではございません。それぞれの個別企業ごとに雇用の確保力ですとか産業活性化度、税収の確保等といった要素を総合的に判断しつつ、進出等の意向をお持ちの企業の方と協議してまいりたいと考えているところでもございます。

また、他の市等であいている用地があるのに、本市に進出の見込みがあるのかというような御発言がございましたが、それぞれの人の好みと同じように、企業にもさまざまな種類の企業がございまして、他市等には向かなくても、本市内の土地が都合がよいという企業の存在の可能性はあると考えておりますし、現実、そうした手ごたえを感じているきょうこのごろでもございます。今後も本市の企業にとっての魅力を最大限に見出し、売り込んでまいりたいと考えております。

また、私といたしましては、企業誘致だけでなく、現に市内で営業していただいている企業が何かお困りのことで行政にできることにしましては、今後とも最大限の支援の努力をしてみたいと考えておるところでもございます。

例えば用地確保に関しましては、行政が金銭的支出をすることは困難でございますが、地権者の方に土地の譲渡を持ちかける場合には、直接企業からお話をさせていただくことよりも、行政が、私どもが間に入りまして地権者の方との話をさせていただきますと、相当地権者の方との感情的な差がございました。

具体的に、4月以来、担当者が何件かの話を進めさせていただいておりまして、一番大きいところでは1万平米ほど、2つ目には3,000平米ほど、また、きょうも昼休みに報告を受けましたけれども、1,000から2,000平米ほどの土地の取得について、企業の方と調整がおおむね調いそうだなという、その話を昼休みに受けたわけでございますが、こ



の2カ月間のことではございますけれども、具体的にいろんな形でそれぞれの企業にかかわらせていただいているのも事実でございます。

こうしたことによりまして、本市といたしましては、企業誘致や市内企業への支援等につきましては、金銭的支援ではなく、行政機能を最大限に発揮することによる手法によりまして、市民の労働の確保、税収の増収、市内産業の活性化などの多角的な視野におきまして、今後とも精力的に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 市長からの御答弁、ありがとうございました。

具体的に企業誘致が行われたということで、市長が精力的に市内の企業を回られ、市内企業の皆様から多くの声を吸い上げていることは、私のところにも届いております。

そうした中で、市内企業の多くの皆様が精力的な行動に高い評価をされているということも伺っております。また、本年度より、企画財政課に企業誘致等の専門の課長補佐を2名配置や、恋洞企業誘致事業など、これからも現在の市長の施策を支援、支持してまいります。

しかし、多くの企業の経営者の方々が行政に求められていることは、適正な用地確保への支援や速やかな開発の協議、調整等の行政にしかできないことだと痛感いたしているところだと答弁がありましたが、これは当然のことではないでしょうか。逆に、市長が就任前から市内の企業を訪問された際、どのような御意見を伺い、どのように生かし、どのような結果を出されていたのでしょうか。それ以前に、行政にしかできないことを行うということは、企業を訪問しなくても、当然行政が行っていかなければならない最低限の責務であり、当然全職員が共通認識しておかなければならないことです。

また、県内21市のうち、10市は標準税率ではなく、逆に超過税率となっておりますとの答弁がありましたが、私は、県内の多くの市町村が同様な税率を実施しているとの内容を紹介させていただきました。県内の42の市町村のうち、12.3%の標準税率は31市町村で、それ以外の税率は11市です。また、隣接する市の中には、事業規模に応じて税率を変えている市もございます。

超過税率の市の中にも、企業誘致に成功している市町村もございますので、一概に法人市民税の減税だけを実施したから、企業を誘致できたり、地元企業の支援になるというわけではございませんが、数多くの施策を講じていかなければならない中の施策の一つと考えております。

また、私も政策を作成する中で、減収となる額をどのように削減し、減収額を補って

いくのか試算いたしました。そうした中で、法人市民税の税率をゼロにすれば、減税額も高くなりますが、試算した際、削減額が見込めませんでしたので、現在、提案している12.3%を3.07%まで引き下げ、実効税率で2.5%の減税を提案いたしております。

具体的に何社誘致し、何人の雇用をいつまでに創出する予定との質問に、目標を想定しているところではございませんとの答弁でしたが、現在、恋洞には、企業誘致のための用地の整備に伴い、今年度は市道の整備に予算も組んでおります。行政としての目標でもなく、市長個人の思いでもいいので、具体的に目標を示してください。市長がみずからの口で何人の雇用をいつまでに創出するかを言及することによって、若者たちも将来への希望は持てるのではないのでしょうか。

今回一般質問では、ぜひ市内企業の支援、企業誘致の観点から、建設的、発展的な議論をして、山県市で生まれ、山県市で育ち、これからも山県市で働き、これからも暮らしていきたいと思う若者たちの雇用を創出する、また、一度は山県市を離れる若者もいるかもしれません。しかし、再び山県市に戻り、安心して働ける、安心して暮らせる、このような環境を整えていくのも、今を生きる責任のある私たちの世代が果たしていかなければならない責務の1つだと思っております。よって、マクロの政策に対し、これがいい、これが悪いというよりも、建設的で発展的な議論を進めていくことを希望いたします。

冒頭に、行政にしかできないことという観点からですが、民間企業で初めて補助金を申請する、また、新たな制度が成立した際に申請方法など、行政にお手伝いいただきたいという声も届いております。ぜひ今後、このような観点も具体的なスキームの中に取り入れていただくことを希望いたします。

また、市長みずから企業訪問も続けられ、精力的な活動は支持いたしますが、具体的に、他の市町村と目に見えるスキームの違いはどのようなところでしょうか。再質問、市長にいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まずもって、私の行動を評価していただいておりますことを感謝申し上げます。また、私の政策を支持していただけたという御発言がございましたが、重ねてお礼を申し上げますとともに、今後におきましても、議会におきましても、施策の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、最初に、市長就任前の件についてのお尋ねでございましたが、さまざまな御意見を伺いましたが、個別のことをここで申し上げることは差し控えさせていただきます

が、総じて市内企業の活性化のために行政ならではの支援ということという、先ほども答弁させていただきましたが、そういった感がございました。

また、どのような結果を出されたかということでございますが、この間、あくまでも私人としての活動の中でのこととございまして、結果を出していくのは市長就任してからのことであり、市長就任前のことも含め、いただいた御意見と、現在もいただいている御意見について、行政としてできることは懸命に実施をいたしまして、これから結果を出していきたいと考えておるところでもございます。

また、行政にしかできないということは最低限の責務ということとございますが、最低限かどうかはさておきまして、議員御発言のように、全職員の共通認識としてまいりたいと考えております。

具体的に4つの確認、再質問でございます。

まず、1つ目の具体的な目標を市長の個人の思いでもよいから示してほしいということとございますが、一定の数値に向かいまして目標を達成していることは、私も1つの有効な考え方という認識はしておりますが、まず、具体的な数値を申し上げ、そうした数値がひとり歩きすることは、私の願うところでもございません。あくまでもそれぞれの場所でお答えをさせていただくことは差し控えさせていただきます。

企業誘致で何人かということとございますが、特に私が感じましたのは、企業を訪問させていただきまして、それぞれの企業の内容の形態が違います。非常に生産高は多いわけとございますが、ハイテクの何千万とか何億円という機械を使いまして、その機械のオペレーターとしまして1人の方が何台かの機械を操作してみえるようなところもございますし、また、検査的な作業で多くの人を雇用してやってみえるというような企業もございました。

そういったことから、あくまでも企業の数ですとか雇用者の数というのは、企業誘致という全体のトータル的な観点からいたしますと、大きな目標として設定することは、私といたしましては、そんなに企業誘致の観点からいたしますと、大切なことではないような感がいたしております。

そして、2つ目とございますが、補助金の申請等で行政にお手伝いいただきたいとの声があるということですが、そうしたことがございましたら、ぜひ行政のほうへ情報を提供いただきまして、本市といたしましては、可能な限り積極的に相談に乗らせていただきまして、協力をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の他市町村と目に見えるスキームの違いについてのお尋ねでございますが、大筋では企業誘致という観点からいたしますと、企業誘致係等を設置いたしまして、

係という形で積極的に、財政規模、人口の規模によりましても違いますが、そうした積極的な対応については大きな差はないとも考えております。

ちょうどことから岐阜市と人事交流を行いまして、市の職員を岐阜市の企業誘致課へ配置いたしまして、岐阜市との企業誘致情報を共有すると。岐阜市から、福祉関係の仕事でございますけれども、していただいて、そういう人事交流の中でもそういった対策を行っておるわけでございますけれども、そういったことで、スキームの違いを殊さら強調しながら企業誘致に進んでいくという考えはございません。

そして、次に、４番目の建設的で発展的な議論が行われているかということでございますが、申し上げるまでもなく、積極的に建設的な議論をしながら、さまざまな考え方がございますので、今の行政の考え方がそのまま進められるばかりではございません。常にいろんな形で議論、討論をさせていただきながら、よりよい方向性を見出して、１つずつ進めていきたいと考えております。

今後とも、恩田議員におかれましては、御意見がございましたらいろんな形で御提案をいただきまして、その内容の精査等を進めながら、こうした事業にも積極的に中心的な政策といたしまして進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君） 再質問に対する答弁、ありがとうございました。

最後になりますが、一つ一つの政策に違いはあれども、企業誘致や地元企業への支援を通し、地元での雇用の創出に対する市長の基本的な方向性には積極的に協力させていただきます。

最後になりますが、市長、286人、この人数が何の人数かわかりますか。

286人、この人数は、現在、山県市内の中学３年生の生徒数です。平成23年度、高校卒業時に大学、短大、専門学校への進学率は69.6%です。同様な数値が３年後までとられたとすれば、３年後、約200人の生徒が高校を卒業し、進学いたします。約86人の生徒が高校を卒業し、就職いたします。山県市で生まれ、山県市で育ち、これからも山県市で暮らし働いていきたいと思う若者たちの雇用を、できる限り希望をかなえてあげられる山県市を、具体的な数値目標を立てて築いていっていただきたいと思います。

これをもちまして、質問番号１番、企業誘致の観点から見る法人市民税の減税についての質問を終わります。

続きまして、通告のとおり、質問番号２番、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブについて福祉課長に質問いたします。

山口市放課後児童対策事業は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、授業の終了後に保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、保護者等のかわりに児童の生活指導及び遊びの促進などを実施することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

山口市の放課後児童クラブの利用状況をお尋ねいたします。

平成19年度より、放課後子どもプランがスタートいたしました。このプランは、地域社会の中で、放課後や週末等に子供たちが安全で安心して健やかにはぐくまれるよう、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施するものです。

具体的には、放課後や週末等の子供たちの適切な遊びや生活の場の確保や、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などに取り組むよう発表されています。市内におきましても、小学校や公民館、児童館などを活用し、地域性を生かしつつ放課後子どもプランに取り組んでいただいておりますが、特に放課後における取り組みとして、各課どのように連携しておられるのでしょうか。福祉課長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

放課後児童クラブにつきましては、小学校1年生から3年生までで、授業終了後及び長期休業期間等に保護者等が就労などにより昼間家庭にいないため、保護者のかわりに、家庭での生活指導を受けることができない状態が月15日以上続き、かつ、その状態が3カ月以上継続する者等を対象児童として、各小学校ごとに開催します。本年5月1日現在の開設数は7カ所で、クラブの利用者の数は、通常時が99名、長期休業期間につきましては132名となっております。設置場所は、高富校区、富岡校区以外は各地区公民館の1室をクラブ室として利用させていただいており、校区によっては自治会の公民館にて実施しております。

一方、放課後子ども教室推進事業につきましては、やまがた子ども文化クラブにおいて、休日及び長期休暇に実施しております。今年度は、高富中央公民館のほか市内8公民館で39講座を開設し、応募のあった児童226人を対象に、5月より実施しております。また、高富小学校及び富岡小学校では、授業参観、懇談会に合わせて年間3回から4回程度、放課後子ども教室を開催しております。これらの教室の指導者には地域のボランティアの方々をお願いし、学校では体験できない触れ合いや活動を実施しております。

こうした2つの事業の運営等につきましては、各小学校長の代表者やPTAの代表の

方々から構成される放課後児童クラブ運営委員会で御協議いただいております。

小学校との連携につきましては、放課後児童クラブの利用者の情報提供を行い、学校から集団で下校できるよう配慮をいただいたり、下校時間の変更等の連絡をいただくよう、連携を密に図っております。また、クラブによっては学校行事の案内やお便りなどをいただいたり、指導員が定期的に児童を迎えに小学校まで出向いたりして、お互いの顔が見える関係づくりにも努めているところでございます。

今後も子供たちの安全・安心な放課後子どもプランの実施に向けて、関係機関との連携を密に進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問に移らせていただきます。

どのような施策も長期的なスパンで検討していくものと、スピード感を持って近々で行っていかねばならないものがあります。まず、再質問といたしまして、近々に検討していただきたい内容を再質問いたします。

放課後児童クラブについて、1年生から3年生までの受け入れとなっているということですが、近隣の市町村などでは3年生を6年生までとし、条件に合った児童について高学年まで受け入れていると聞いています。高学年の中でも4年生までの受け入れについては、数多くの子育て中の保護者の方からも御意見をいただいております。現在の定数と使用者実績から比較してみると、小学校4年生まで対象児童を拡充しても、定員の見直しや職員の増員などはないと考えられますが、対象児童の学年の拡充について、市としてはどのようにお考えでしょうか、福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

現在、担当課のほうへは、4年生の受け入れ要望のことは聞いていない状況でございます。18年ごろに一度そういった4年生までの年齢の拡充という問題が議論されたことがあります。そのときには一応4年生という中学年という立場と、下校時間の関係で、1時間ぐらい保護者が帰ってくるまでの間には十分1人で留守番ができるようにしていかなければならないし、できるだろうということで、3年生までという枠をつくらせていただいた経緯があるかというふうに思っております。

どちらにいたしましても、数多くの意見があるということですので、もう少しその実態について調査した上で、関係機関、放課後児童クラブの運営委員会にて御協議いただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。再々質問に移させていただきます。

市内7カ所の放課後児童クラブの利用状況を視察させていただきました。高富小学校区の高富児童館、富岡小学校区のげんきはうす以外は、答弁にありますように、各地区の公民館や自治会の公民館を利用しており、平成19年10月に厚生労働省が発表いたしました放課後児童クラブガイドラインに定めております最低限のスペースは満たしておりますが、十分なスペースを確保しているとは言えません。

近隣の市町村の中には、小学校の教室などを効率的に活用した空き教室での開設も見受けられますし、通学時の通学路での痛ましい事故も発生し、胸を痛める思いをしているところでもあります。下校時の安全などを考えると、下校を行わなくても済む放課後子ども教室を学校の教室などを利用して行っていただけると効率的にもよいと思いますが、市の空き教室での開設について、どのようにお考えでしょうか。

事前に学校教育課長からは、現在、9校の小学校のうち、空き教室は1校しかない現状は伺っております。少子化により小学生の人数が減っているものの、効率的な施設の利用の観点から空き教室がない現状は理解できます。しかし、学校教育、放課後子どもプランの枠を超え、トータル的な子供たちを取り巻く環境の向上について、今後、空き教室の開設についてどのようにお考えでしょうか、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 再々質問にお答えします。

新しい学習指導要領のもとでの教育が、小学校におきましては昨年度から全面実施となりました。学習内容も平均で3割増加したわけですが、少人数指導、外国語活動、いわゆる小学校英語と言われるものです、総合的な学習等の充実を図ることで、基礎学力の定着や思考力、判断力、表現力の育成、国際化、個性の伸長が求められるなど、教育内容や教育方法も多様化しております。そうした中、対応する教室も当然必要となつてまいりまして、児童数の減少が空き教室の増加にはつながっていないのが現状でございます。

なお、普通教室は児童の個人の持ち物が置いてありますし、理科室、調理室、図工室等は危険物が置いてあるなどの理由から、開設は困難な状況にあります。

近隣の市町におきまして、放課後子どもプランのための教室を開設している学校はありますし、私が一昨年まで勤務をしておりました学校も開設をしておりましたが、活動スペースや教材等の保管スペースが減ることでの不便さや、管理上の理由から、開設後

も課題は多くあります。

また、開設に当たり大きな問題としまして、教室を管理上、独立させる等の校舎改築等も必要となっておりまいます。学校施設が児童・生徒の教育活動をまず最優先する場であることを考えますと、現状での開設は難しいと考えております。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君、質問を変えてください。

○1番（恩田佳幸君） 御答弁ありがとうございました。

通告に従いまして、質問番号3番、外出支援サービス事業について福祉課長に質問いたします。

平成15年4月1日告示されました山県市外出支援サービス事業実施要綱に従い、外出支援サービスを行っております。居宅において日常生活を営むのに支障のある者に対し、専門車両を用いて外出支援サービスを行うことにより、高齢者の健全で安らかな生活を営むことができるように援助することを目的としております。

対象者は、市内に住所を有するとともに、市町村民税の非課税世帯の要支援または要介護認定者で、通院の困難な者、障がい老人の日常生活自立度判定基準によるランクB以上に該当する者で、一般交通機関を利用することが困難な者、市長が特に必要があると認めた者となっております。

具体的に事業の内容として、1カ月に2回まで、市内の医療機関へ通院する場合の送迎となっております。費用は、1回につき500円を負担していただいております。平成23年度は、55名の方が外出支援サービスに登録しており、37名が利用し、全体の利用実績は383回です。自己負担額の総額は19万1,500円となっております。

利用者の方は要支援または要介護認定者で、市民税の非課税世帯ですので、今後の収入がふえる見込みは考えにくく、同時に、今後の生活にも不安を感じながら日常生活を送られていると伺っております。

そうした中で、利用者の心の不安に向き合い、高齢者の生活支援サービスの向上の観点から、医療機関への通院を目的とする外出支援サービスの向上を図ってはいかがでしょうか。外出支援サービスの利用者の取り巻く環境と、今後の高齢者生活支援サービスの向上についてお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

福祉課長、簡潔にまとめてやってください。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

平成12年度に実施された社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉制度は、福祉サービス



の供給体制、サービス給付や財政の構造、公的責任のあり方などに大きな変化をもたらしております。介護保険で代表されるように、福祉サービスを商品として市場において購入し、その費用を補てんする利用者方式に変わってまいりました。

本市においても4人に1人が65歳以上、超高齢者社会を迎えており、今後も早いスピードで高齢化人口が増加していくように思われます。

こうした高齢化社会を乗り切るためには、高齢者が生き生きと社会の支えとして活躍できるようにしなければならないと考えております。そのため、本市では、17年度から山県市地域福祉推進計画の策定の取り組んでまいりました。また、昨年度におきましては、平成24年から26年までの山県市の高齢者福祉計画を策定し、各種の事業を進めているところでもございます。

御質問の外出支援につきましては、平成15年度から本市の公共機関の実情や、一般のタクシーなどの乗車できない要援護高齢者の外出を確保する目的で、旧道路運送法の規定により、中部運輸局岐阜運輸支局へ申請し、有償運送の許可をいただき事業を行っております。利用料につきましては、介護保険の対象サービスの利用料との均衡や、高齢者を取り巻く経済状況等を考慮しつつ、ガソリン代程度の実費を定め、利用者の方に御負担をいただいているところです。

また、利用者の安全確保についても十分な配慮が必要になることから、運転手についても国土交通省の認定する講習会を受講させ、安全確保にも努めているところでございます。

今後の高齢者生活支援サービスの向上につきましては、住みなれた地域で生活をするための仕組みづくりの構築が不可欠と考えております。そのためには、地域住民がみずから生活課題をみずからの手で解決する仕組みをつくるため、現在、第2次地域福祉推進計画を策定しているところでもあります。

また、支援が必要な高齢者やその家族の支援につきましては、高齢者のニーズを早期に発見し、地域医療、介護サービス、介護予防、住まいの整備、生活支援サービスなどがその高齢者の状態や変化に応じて、専門職種間や専門機関や各種団体、地域の住民と連携を図りながら支援を包括的に切れ目なく行える地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括支援センターが動き始めたところでもあります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、一般質問をいたします。

きょう、他の議員への答弁を聞いていて、随分長くなる傾向があるなど感じていますので、私の場合、質問項目が多いですから、通告文から一部説明的なところは省略して読んでいきます。別に質問項目や内容に変更はありませんので、御了解ください。

まず、1番目として、市長にお聞きしますけれども、震災瓦れきの受け入れは困難ではないかということについてお尋ねします。

東日本大震災に関して、復旧や再興に協力していきたいのはだれしも同じことです。その1つとして提案されている瓦れきの広域処理について、問題がなければ協力したいという人もいれば、いろいろな理由から断るべきという人もいます。各地でも対応が分かれています。

そこで、市民の疑問や懸念に答えが出るように、諸点について市長の基本認識を問います。

まず、1つ目ですが、広域処理の必要性について。現地の瓦れき量は推定値でしか出ていません。5月の末には木質系の瓦れきや混合可燃物の推定量が大幅に減りました。厄介なのは、コンクリートなど不燃物。しかし、これも最近は再興のために使い道があると言われてきています。一言で言えば、広域処理が必要とされた量が減ってきているわけですが、市はどのように状況認識をするのでしょうか。

2つ目ですが、運搬やストックについて。仮に受け入れとなった場合、瓦れきはどのように山口市まで運ばれるのか、その際の運搬業者はだれでもよいのでしょうか。施設の敷地に搬入したとして、ストックする場所と方法は現実的にあるのでしょうか。

3つ目ですが、瓦れきと市の焼却炉について。市の焼却炉は稼働を開始したばかりです。瓦れきの塩分、泥、形状、燃焼における発熱量の変化など、その影響はどのように予測されますか。次に、安定運転と不可分な関係にある排出燃焼ガスの有害物質の濃度に対する懸念や影響はどのようにでしょうか。

4つ目ですが、焼却灰の放射能についてです。放射能は封じ込め、拡散させないことが原則で、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超える場合は特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めてきました。ですから、原子力発電所の事業所内から出た廃棄物は、100ベクレルを超えれば、低レベル放射性廃棄物処分場で厳格に管理されています。つまり、従来の放射性廃棄物の基準は、セシウムで100ベクレル・パー・キログラムで、それを超えると一般のごみ処理場などに廃棄することが許されていなかったものが、震災後、8,000ベクレル・パー・キログラムまで埋め立てできることと変更されました。これが広域処理の基準にも転用されています。今回の瓦れき処理や埋め立ては、基準を変えればできなかったことができることになるという、

非科学的で不合理な納得しがたい政府の方針が前提になっています。その結果として市民や作業員の健康や環境への影響、風評被害のおそれが高まったということにほかならないと私は考えますが、市はどのように考えますか。

5つ目ですが、焼却灰の最終処分について。特に瓦れきを焼却すれば、放射性物質の濃度が高まるのは当然のことで、昨年、現地の木材を焼却した灰でも社会問題になっています。最終処分場の寿命、いわゆる残余量が心配されている山県市の焼却事業について、放射性物質を含む焼却灰が最終処分場に与える影響はどのようでしょうか。

6番、焼却後の炉の維持管理について。炉は定期的に点検、清掃、交換等が必要です。瓦れき焼却後に生ずる問題は何が予測されるのでしょうか。

7つ目、トータルコストや契約上の問題です。このように見てきたとき、焼却のコストは、通常の市の一般ごみの処理コストに対してどの程度と想定されるのでしょうか。広域処理の経費はどこが負担するのでしょうか。そもそも処理は自治体間の契約という構図に問題はないのでしょうか。

8番ですが、寄せられている市民の声や意思決定の方法についてです。市は住民の理解が得られれば検討、新聞報道です、というわけですが、どのように確認するのでしょうか。もし受け入れの場合、どのようにして意思決定するのでしょうか。

9つ目、最後ですけど、この種の案件というのは、性質上、100%確定した方針というのはあり得ない、これは当然として、現時点の基本的な結論として山県市は瓦れき処理を受け入れるのか、受け入れないのか。また、その考えは、市民の疑問や懸念にこたえるために市のホームページや広報で示すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まずもって、東日本の大震災の被災地の一刻も早い復興を願いながら答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、1点目でございますが、広域処理の必要性、必要とされた量でございますが、当初、広域処理を必要としていた岩手県と宮城県の瓦れきは401万トンでございましたが、実際には取り壊されずに改修で済んだ建物が当初の計画より多かったことなどから見直しがされまして、平成24年5月、先月末でございますが、233トンと、4割ほど減少され、木くずなどは既に受け入れを決めている他の自治体で処理ができる見通しとなっております。

木くずや混合可燃物を含め、最優先で受け入れを表明する都県への割り振りが7月ま

でかかるとされるなど、岐阜県内の自治体といたしましては、受け入れられる瓦れきの種類や量も不明であり、当面は情報収集に努めることとしております。

2点目の運搬やストックについてでございますが、仮に受け入れたとした場合には、コンテナによる鉄道輸送とトラック輸送による搬入が想定されます。広域処理により焼却処分を委託されるとすれば、被災市町村と契約となり、協議の上で運送方法等を取り決めることから、運搬業者の選定に至るまで、被災市町村が手配することもあり得ます。

基本的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び同法施行規則第2条に基づいて、委託市町村と受託市町村の間の契約によって行う場合の廃棄物の収集は、収集、運搬に関する許可を要しないとしており、特に東日本大震災の被害市町村の災害廃棄物の処理を委託する場合には、平成26年3月31日までに限り再委託基準などの特例措置を設け、受け入れ側の市町村において運搬業者を決めることを可能とされております。

コンテナによる搬入の場合はダンピングができないことと、搬入物の性状確認が必要なことから、ごみピットへの直接搬入ができないため一時保管場所が必要となりますので、当市においては、現実ではないと考えております。

次に、3点目の災害瓦れきと市の焼却炉についてでございますが、当市が受け入れを可能としているのは可燃廃棄物に限定しておりまして、岩手県と宮城県が受け入れを希望される混合可燃物は、細かく破碎をした2次選別後のもので、ごみの性状は、繊維、プラスチックや少量の金属も含まれるとともに、塩分や洗浄し切れない泥土も多く含まれていると思われます。

このうち、塩分などを含んだ瓦れきの燃焼は、腐食性ガスの発生が懸念されるとともに、クリーンセンターの管理受託者の実績データから、焼却施設に影響を与えない塩素イオン濃度が0.4重量パーセント以下とされていることから、施設への負荷を少なくし、安定した燃焼運転を行うには、市の可燃ごみとの混合処理が必要となります。

また、混合した焼却灰と飛灰を灰溶融炉にて溶融した場合には、塩素イオン濃度が増加し、溶融温度が高くなる可能性がありますので、一般の廃棄物との混合率は5%から10%以内が望ましく、平成23年度の可燃廃棄物の焼却実績6,785トンであることから試算すれば、災害廃棄物は年間339トンまでで、1日当たり1トンまでの可燃処理量が受け入れ可能ということになります。

次に、4点目の焼却灰の放射能濃度の基準についてでございますが、放射能に含まれる放射性セシウム、1キログラム当たり100ベクレルとは、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準で、廃棄物を安全に再利用できる基準でございます。コンクリートや金属などを再生利用製品として使用しても安全とする基準は、1キログラム当たり100ベクレ

ル以下と定められています。1キログラム当たり8,000ベクレルとは、廃棄物を安全に処理するための基準で、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準であります。原子力発電所の事故に伴って、環境に放出された廃棄物について一般的な処理方法を想定し、安全に処理するために定めた基準で、焼却灰の放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下となる廃棄物については従前どおり焼却し、埋立処分をすることができるとされています。

なお、広域処理により焼却する場合は、焼却灰が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えないよう、対象とする廃棄物を焼却炉の型式に応じて1キログラム当たり240ベクレル以下、または1キログラム当たり480ベクレル以下のものとされております。

しかしながら、広域処理が思うように進まず、最初に御説明いたしましたガイドラインについても、災害廃棄物安全評価検討会において、安全性の考え方や搬出側における確認方法等を検討し、新たな実測データを盛り込みながら繰り返し改定がなされてきましたが、4月に岐阜県が宮城県から持ち帰った瓦れきのサンプルから放射性物質検査の国の基準の上限値が検出されたこともあって、安心・安全がしっかり確保されると判断することは困難であります。

次に、5点目でございますが、焼却灰の最終処分でございますが、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば、最終処分場に埋め立てることになりますが、飛散防止のための覆土も必要であり、受け入れた廃棄物の量に応じてふえた分だけ最終処分場の容量が減ることになり、残余容量の計画年数の前倒しが必要となります。

次に、6点目の後の炉の維持管理についてでございますが、定期点検時等で発生した耐火物や炉内清掃物を処理する場合、国の基準値内であっても産業廃棄物として処理できない可能性があります。また、土砂がついたまま焼却を行いますと、火格子等機械類の摩耗が計画以上に進行します。また、土砂に含まれた塩分により、移送コンベヤーや焼却灰の受け入れホッパー等の腐食による耐用年数の短縮や維持管理コストの増加が懸念されます。

次に、7点目でございます。トータルコストや契約上の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、広域処理を行う場合は、被災自治体と受け入れ自治体との委託契約により行われ、費用はすべて被災自治体の負担とされており、被災自治体の災害廃棄物に係る処理費用は、国が補助金及び特別交付税により全額負担するとされています。

また、受け入れ自治体の最終処分場への支援として、処分場の容量に対応するための建設費に対し支援措置がとられることとなっています。瓦れきの焼却コストにつきまし

ては、まだ受け入れできるかどうかを検討している段階でございまして、具体的な受け入れの想定ができないため、概算にも至っておりません。

次に、8点目、寄せられている市民の声と意思決定の方法につきましては、広域処理に関して新聞等で各自治体の受け入れの可否や問題点が紹介されておりますので、市民の方から直接お出かけいただいたり、お電話やメールをいただきますが、その時々で御理解をいただいていると考えております。時には参考資料を御提供いただき、感謝もいたしております。

また、市民の方の理解をどのように確認していくのかということにつきましては、仮に市といたしまして受け入れられると判断した場合には、市内の各地域において説明会を開催いたしまして、市民の方々の御意見を伺い、その意向を踏まえ、受け入れの可否を決定することとなります。

9点目、最後でございしますが、現時点での基本的な結論でございしますが、受け入れの可否の検討は、あくまでも住民の理解を得ること、安全が確認されることを大前提に検討しておりますけれども、現状では受け入れの可能性は低いと考えております。

議員御指摘のとおり、市民の方の疑問や懸念に答えるためにも、今後、受け入れの可否が明らかになるような状況となれば、ホームページや広報等で情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長にいろいろと答弁いただきました。

時間も限られていきますので、今最後に、現状では受ける可能性は低いというお言葉でした。

そこについて確認ですけれども、焼却炉の寿命だとか発熱量、いろんな問題についてお聞きしてきた中で、答えをお聞きする限り、実質的には山県市にとっては、これは難しいのではないかということがいろんな事情からわかったというふうに私は聞いたし、答弁もその趣旨だというふうに思います。

そういう中で、一応検討は続けていくということでしたけど、先ほどの可能性は低いということは、ほぼ実質的に、将来のことはともかく、今ここ当分、山県市が瓦れきを受け入れようというふうなことはないと受けとめていいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

その前に1つ訂正をさせていただきます。

先ほど私の説明の中で、答弁の中で、5月末で233トンと申しましたが、233万トンでございまして、訂正をさせていただきます。

また、受け入れの状況でございますが、国、県の今の基本的な状況からいたしますと、議員の御理解に近い、そういった方向性で、今の山口市は進んでいるということでございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 実質的にないだろうという趣旨に受けとめます。

では、次に行きます。第2問目ですけど、消防長にお尋ねしますが、消防団に対する寄附金の是非ということでお尋ねします。

消防団は、消防事務を処理するために設けられた機関であり、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるとされ、消防団に要する費用は、当該市町村が負担しなければならないとされています。非常勤の消防団員は特別職の公務員とされています。これらから、山口市消防団の設置に関する条例が定められ、報酬、費用弁償、公務災害、退職報償金等も整備されています。

以上で明らかなおとおり、消防団は名実ともに山口市の行政組織の一部であり、行政機関としての規律に服します。

さて、消防分団はおおむね自治会の連合のエリアで認識されていますが、自治会から寄附金を得ています。消防本部の調査では、平成23年度の実績として、名称はいずれも協力金であり、市内の10分団のうち4分団、これが毎年の定額、団当たり30万円から70万円、6分団が1世帯当たり300円から1,300円、団の合計でいうと15万円から170万円というふうであり、ほとんどが単位自治会等から分団の口座に振り込まれ、その協力金の額は、団員1人当たりにすると、団によって約4,000円から3万円となります。客観的に見れば、分団単位として一律に割り当てられているとしかありません。実際に自治会側が支払い拒否もしくは減額を求めたところ、団からどうしてもこの額でと強く求められ、継続して納付している事例もあったと聞きます。

ところで、横浜地裁の平成22年3月24日の判決は、消防団員に報酬が支払われるようになった平成20年の条例改正以降は、消防団が本来業務のほか、本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとの司法判断を示しました。歴史的な地域の習慣であるかどうかはともかく、この判示の趣旨から、報酬が支払われる消防団は市の一機関であり、消防団員自体も特別職の地方公務員という身分ですから、自治会からの直接の資金援助を受けることはできないとされています。

そこで、質問しますけれども、1 番目、割り当ての寄附金等の禁止に抵触するということです。

1 つ目、消防協力金は、結局、地方財政法 4 条の 5 で規定される、割り当てで強制的に徴収してはならないに抵触していると考えますが、市は法令上、どのように考えますか。2 点として、市はこのような寄附が続いていることについてどう考えますか。

質問の 2 番で、市の一機関なのに寄附金として歳入されていないということです。消防団が受け取った寄附金は、山県市が受けた寄附金としての歳入金収納が行われなければ違法となるのは当然です。自治法の 210 条、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている総計予算主義に反します。また、地方自治法の 2 条 16 項は、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないとしています。

本県において、分団は、自治会の善意をも含む協力金につき、全分団合計すると 617 万 6,200 円を受領していました。それにもかかわらず、その金員を山県市の歳入金として収納することなく、各分団ごとに費消しました。このことにより、山県市は寄附金としての収入を受けるべき金額の損失を受けたわけです。

少し略しますが、結局山県市は、市長、副市長、課長、団長、分団長に対し不法行為による損害賠償請求権または不当利得の返還請求権等を有していますが、この権利の行使を怠っていると考えます。このことは、例えば市の審議会や委員会が住民からの寄附金を受けつつ消防団同様の処理をしていたらどうなるかということを考えたら明白です。市は、協力金が市の会計に収入調定されていないことを法令上どのように解釈し、説明するのでしょうか。

3 番目ですが、消防の経費は市が負担すべき。本件を具体的に検討すると、山県市の消防団分団会計事務マニュアル、これには、前者、分団会計で支出できる経費と、後者、分団で支出する必要がない経費、つまり市が対応するため事務局へ連絡という 2 つに分けて明示されています。しかし、その前者の中身はというと、市が公金で負担すべきものが多々あると見受けられます。

そこで、私費か市の費用かの経費の分類の基準の見直しと関連マニュアルの訂正が必要ではないでしょうか。それから、今後は団が必要とする経費は市がきちんと予算化して手当てすべきではないでしょうか。

4 項目めとして、条例改正すべきということです。消防団員は公務員としての規律に服するわけですが、各自治体の消防団員に関する条例等を見ると、職務に関し、金員の寄贈もしくは酒食の接待を受け、またはこれを請求しないこと、消防団または消防団員



の名義をもってみだりに寄附を募集しないことなどの趣旨を規定しています。しかし、山根市の条例にはこの種の明示はありません。その理由は何でしょうか。そして、盛り込むべく条例改正すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 消防団に対する寄附金の是非につきましてお答えいたします。

まず、1点目の割り当てる寄附金等の禁止に抵触するとされている点につきましては、そもそも消防団は、市が条例で定め、非常勤公務員としての立場を保証された機関ではございますが、日ごろはそれぞれの本業を持った地域住民によって構成され、自分の地域は自分で守るという自主性と奉仕の精神をもって活動する団体であるということを経御理解いただきたいと存じます。

この協力金は、地域防災の担い手である消防団員の確保という大きな課題を背景に、消防団に対する地域の期待とねぎらいをあらわしたものであり、あくまでも自治会の意思であると考えております。

各地域ごとの協力金の額につきましても、各自治会においてそれぞれの事情を踏まえた上で検討し、決められたものと解釈しており、消防団から一方的に強制したものではないと考えております。

また、これらの自治会の意思、消防団の自主性、長年に築き上げられた双方の関係等を踏まえますと、議員が示されます消防団の公共性のみを理由に協力金を否定できないものと考えております。

しかし、もしも消防団から協力金を強制する行為があった場合には、市といたしましても厳格に対応するとともに、市民の信頼が得られる組織へと導くべきであると考えております。

2点目の、市の一機関なのに寄附金として歳入されていないという点につきまして、議員が引用されました横浜地裁の判例や他市町村の消防団の不適正事例等を参考に、市といたしましても、従前からどうあるべきか検討しているところでございます。

横浜地裁の判決によれば、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとしながらも、寄附の趣旨は、主として地元のために活動する団体である消防団に対する慰労を目的としたものであると認めるのが相当である。そうしたこのような寄附金の趣旨を照らすと、市は、係る公務に関連性のない趣旨を目的とした金員を、用途を指定した寄附金として受領できるものではない。そうすると、市が損失のもと、消防団が不当に利得したとは言えない。これを費消することによって、市が

損害を生じたと認めることもできないと判示し、結果、原告の訴えが棄却されています。

当市といたしましても、判示された内容のように、適正な歳出として会計することは困難であり、市が直接受領すべき性質の寄附行為ではないと考えております。

平成15年に市消防団が発足して以来、各分団と地域住民の間の慣習、慣例等につきまして、市、消防団及び自治会とその都度協議を重ねてまいりましたが、いまだにさまざまな認識の違いと大きな地域格差がございます。地域消防防災力の向上を大前提とした上で、こうした地域格差といった問題や団員確保といった課題等に対しまして、今後も長期的かつ継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の消防の必要経費は市で負担すべきという点につきましては、さきに申し上げました旧町村時代からの慣習、地域性等がこの背景にあることを御理解いただきたいと存じます。

市内の消防団の多くの施設は市の財産として管理していますが、中には消防団のために自治会で整備して提供していただいたものもあります。それらの施設は分団組織と直接関係しており、消防団の組織編成を進める中で、自治会と調整しながら順次見直しております。

備品や消耗品につきましても、公務である消防団活動に必要なものは公費で負担するようにはしておりますが、各分団で必要とするものが活動内容、地域性等により一律でないため、対応に限界があることも御理解いただきたいと存じます。

また、協力金の一部をこれらの経費に充てている経緯につきましては、慰労のみに支出されるのではなく、さまざまな地域活動に還元することで地域の皆様に御理解が得られる支出とするため、むしろ消防団側のほうから提案され、この会計マニュアルに盛り込んだものでございます。

こうした会計マニュアルは、岐阜県が作成した消防団員確保対策等支援ガイドに掲載されておりますが、当市消防団の事例が先進的な取り組みとして評価され、紹介されたものでございます。

このマニュアルは、平成18年度作成当初から、消防団と市が協議した上改定を重ねてきたものでございます。市といたしましても、消防団員の処遇改善に努め、消防団活動に必要なものは可能な限り予算措置するとともに、各分団の自主性を尊重し、自発的活動、みずから運営する意識が低下することのないよう、今後も段階的にマニュアル改定を実施する方針でございます。

4点目の条例改正すべきという点につきましては、市が協力金の存在を承知しながら、故意に条文化していないというわけではございません。県内でも幾つかの自治体が条文

化しておりますが、こうした多くの事例を踏まえた上で、条文化すべきか否かを検討しているところであり、長期的な課題の1つであると認識しております。

条文化する多くの自治体では、職務に関する金品の寄贈または接待を受け、またはこれを請求してはならない。金品の募集、営利行為、義務負担行為をしてはならないとしております。これらを参考にしながらも、まずは自治会の意思を尊重した上で、地域の実情、市の消防防災体制を総合的に判断し、今後も適正な条例整備に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 消防長から答弁をいただきました。

それでは、再質問いたしますけれども、どうも消防の現場にいる消防署の関係者の皆さんではなかなかあつれきもあるのか、いろんな経過の中で明確な答弁がしにくいように感じます。

そういった中で、副市長にお尋ねします。

まず、私は今の非常に長いですけど説明的な答弁、現状追認に尽きるというその姿勢には驚きました。来年のこの時期も、それ以降も、新たな寄附金が今と同じ状況になり続けるということが確実だと、そんな答弁です。

横浜の裁判というのは、もともと消防団のお金で政治家としての市長のパーティー券を買っていたなど、任意性の強い消防団の会計であって、しかも、平成20年度までは団員の報酬や費用弁償もなかった時代の寄附金についての判断です。さらに、自治会側は、平成20年に報酬の条例ができたということを受けて寄附金を廃止したと、そこまで判決に書かれている事例です。

他方、山県市の寄附金というのは、自治体合併のときに報酬の制度ができ、10年後の現在、今でも世帯ごとに一律の計算、あるいは自治会ごとの定額であって、地方財政法の禁止する割り当て寄附に係る違法性についても全く事情が違ふというふうに考えます。

ともかく消防長の答弁が判決を積極的に引用しての答弁でもありますので、市に速やかに改める意欲がないというふうであれば、私も裁判所の判断を仰ぐ覚悟を持って再質問したいと思います。副市長、よろしくお願いします。

まず、1つ目ですけど、そもそも消防を含めて公務に関して、特に法令に定めがない限り、その業務の対価として民間から金員を受け取ってはならないというのは当然だと思うのですが、副市長はどう考えますか。この受け取ってはならないというときの根拠

法令や原則はどういったものでしょうか。

それから、副市長、あなたの住む地元では、消防の協力金的ないわゆる寄附金というのはあるのでしょうか。

3つ目、先ほど通告した質問の1と2に対する答弁の要点の1つ、それは、今の協力金は山根市の消防団とは関係がないお金だから、市は受け取る筋合いはないと、そういう主張です。その市の主張が成立するためには、同一の団員で構成されている団体について、市の条例で定めた消防団とは別の公務をしていない消防団というのが存在することが必要です。つまり、2つの団体の間の明確な境目、区切りがあって初めて二面性が確定するわけです。

そこで質問しますが、2つの消防団の境目をどう定義し、何によってその境目が事実上即しているかと立証するのでしょうか。市の会計の事務のマニュアルや分団の予算の使い道などを見れば見るほど、今の時点においては、その境目があると、これは評価できないというふうに思います。

それから、4つ目ですけど、質問の4について、市への寄附であろうとなかろうと、堂々と速やかに寄附禁止というのを条例に明記すべきではないでしょうか。

それから、5つ目ですけど、団員の報酬は個人あてということで、市に源泉徴収義務があります。課税対象となるのは年5万円の報酬額ですが、これを超えるのは副団長以上ということで、他の自治体でもありますが、源泉徴収をしていたのでしょうか、否かでしょうか。もししていないなら、その額と是正措置はどうでしょうか。

それから、6つ目ですけど、公金の使い道というのはおのずから制限があります。そこで、この問題の打開策を提案したいと思いますが、消防の経費は公金で負担するのは当然という原則の中で、団員報酬を引き上げて、使い方は当事者に任せるとすることには何ら問題がないわけです。

そこで、現実的な課題の消防団員確保やねざらいということへの配慮も含めて、市民の寄附金に頼らず、協力金の相当額について、もちろん団員への支払い方法を適正にするわけですけど、団員の報酬や出動手当を引き上げるということ、つまり市の予算措置で対応してはどうでしょうか。

以上、副市長にお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 私への再質問にお答えをいたします。

1つ目の業務の対価として金員を受け取ってはならないとする根拠法令や原則は何かとの御質問でございますけれども、消防団員のような非常勤特別職につきましては、一

般職を対象といたします地方公務員法第38条のような営利企業等の従事制限、つまり報酬を得て、いかなる事業もしくは事務に従事してはならないといった規定に該当するのは、別途条例の定めを持たない以上、特にないものと考えております。

2つ目の私の地元での協力金的な寄附金はあるのかとのお尋ねでございますけれども、こういった問題、実情は当市に限ったものではないと考えておりますし、そのようにお答えをさせていただきます。

3つ目の消防団の二面性の境目をどう定義し、何によって立証するのかということですが、大きなとらえ方として、消防団の活動は公務として行う消防防災活動と、そのほかの地域に密着した活動とに分けられるというふうに考えます。具体的には、消防操法の訓練や夜警パトロールといったものが前者、地域イベントの際の交通整理や交通安全街頭指導といったものが後者に当たるものと考えております。また、公務に当たる消防防災活動にだけ手当を支給しているということでもございます。

4つ目の速やかに寄附禁止規定を条例に明記すべきとされる点につきましては、消防長が答弁で申し上げましたとおり、自治会の意思を尊重した上で、地域の実情や市の消防防災体制などを総合的に判断した結果として適正な条例整備を進めてまいりたいと考えております。

5つ目の副団長以上の団員報酬に対する源泉徴収につきましては、所得税法に基づき適正に源泉徴収をしているということを確認しております。

最後、6つ目の打開策として御提案いただいたということでございますけれども、団員報酬や出動手当を引き上げてはどうかということにつきましては、市といたしましても、消防団員の処遇改善に努め、消防団活動に必要なものは可能な限り予算措置していきたいと考えているところでありまして、財政状況、現状課題等を踏まえた総合的な判断のもとに、今後とも消防力を低下させないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁、全く納得できませんので再々質問したいのですが、残り時間が3分ということなので意見だけ言っておきますけど、先ほど言いましたが、今までのことは知らなかったかもしれない、細かい寄附金の額とか世帯割とかは、市長も副市長も。しかし、この議会で答弁をつくるために十分勉強された、現状を理解されたということで、来年春、また寄附金が発生します。そのときには、横浜地裁の判決は、不法行為が成立するためには故意過失が必要だと、認識してからは故意過失の段階に入りますので、1年たってこれが続いていたらそのようになるということで、十分御検討

ください。

それでは、3問目ですけれども、学校教育課長にお尋ねしますけど、P T A会計の使い道の適正確保についてということです。

最近、学校のP T A会費の使い道が問題になっています。P T Aの会計のお金が公の学校の経費や備品、修繕、人件費などに使われているケースがあるという問題です。

発端は、ことし3月の参議院の決算委員会で、沖縄の県立高校で早朝の講座を担った教員にP T A会費の一部が支払われていたということです。P T A会費などの保護者徴収金の不適切支出は、これまで和歌山、大阪など14府県の府県立高校で発覚しているが、義務教育の場である公立中学校でも行われていたとも報道されています。

ことし5月から6月に山県市の教育委員会に確認したところ、そういう問題はないということでした。しかし、調査の上かと問うと、調査はしていないということでした。

P T Aは親と教師の集まりであり、学校だけ、あるいは家庭だけではできないことを親と学校が連携して取り組む等とされています。全国的には、P T A活動を強化するところがあれば、廃止するところもあります。

ところで、学校教育法によると、学校の経費は県や市などの設置者が負担するとされますが、学校の経費の具体的な内容を示す規定はありません。そこで、各地のような問題が発生し、発覚して、関係者が困惑しないように確認いたします。

1つ目ですが、山県市内の小中学校のP T Aの事務局は自主的に学校が担うケースが多い。疑うつもりはありませんが、各地で事例が発覚し、公立高校について国が調査を指示している以上、教育委員会の調査しないでそういう問題はないという答えは、いわゆる期待や願望の域を出ません。山県市においてP T A会計の学校経費の流用はないのか、何を根拠に明言するのでしょうか。

2つ目、P T Aから学校への寄附や助成が本来市が公金で負担すべき分に充当されていないのかという問題が残ります。そこで、P T Aから学校への寄附や助成についてです。物的な会計の移動に寄附採納手続は適切になされているか、そして、対応する市側の物品台帳は確実に整備されていますか。

3つ目ですが、金銭的な会計の移動についても、市が本来負担すべき部分について、きちっと想定されているのでしょうか。いずれにしても、助成や補助に寄附の概念は必要ではないでしょうか。

4つ目ですが、P T Aの予算の物品や金銭の移動に関して、支出基準の区分は必要ではないのでしょうか。支出基準をつくるべきではないですか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

1点目のP T A会計の学校経費への流用に関しましては、各校に確認をいたしました結果、沖縄県の高等学校におけるような、教職員が報酬を得て事業に従事するような事案はございませんでした。

また、市内の各小中学校とも、毎年のP T A総会で前年度の一般会計と特別会計の決算報告を行い、承認を得ておりますし、臨時的に必要な経費が発生する場合も、P T A執行部会等に諮ることで適正な運用に努めております。

しかしながら、特別会計の考え方等、さらに適正化を図る必要があると思われまので、山県市P T A連合会や各学校の校長を通して助言をしてみたいと思っております。

2点目の物的な会計の移動に関しましては、寄附採納手続が明確でない面があり、今後、確実に行うよう指導を進めているところでございます。また、市にある物品台帳につきましても、整備が十分でない面もありますので、より一層確実なものとするため、整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目の金銭的な会計の移動に関しましては、校外学習等で児童・生徒の引率をより安全にするために市費の職員を同行させる場合の経費や、部活動補助にかかわる経費等におきまして、助成や補助がなされております。

児童・生徒の教育的活動につきましましては、例えば先般の金環日食におきましては、市内の多くの学校で児童・生徒が早目に登校して、教師の指導のもとに全員で観察をしたり、遅目に登校して家庭で観察をしたわけですが、その際に眼鏡が必要となりますように、教育課程の内容以上の発展した学習に取り組む場合等に急に経費が必要となる場合もございます。

しかしながら、このような助成や補助のあり方、寄附採納の考え方につきましても明確にできますよう、今後、研究してまいりたいと考えております。

4点目の支出基準の区分表に関しましては、現在はございません。他市に聞かしても、そうした区分表はないようですので、今後、国や県の関係課や本市の関係課から指導をいただき、P T A連合会や校長会とも連携して区分表の作成をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

27日に予定しておりました一般質問は本日すべてを終了いたしましたので、27日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、27日は休会とすることに決定いたしました。

28日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時51分散会



平成24年 6 月28日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第    4    号 )

平成24年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 6月28日（木曜日）

---

○議事日程 第4号 平成24年6月28日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

- 日程第5 発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第76号 市有財産の無償貸付けについて
- 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

- 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
 議第76号 市有財産の無償貸付けについて  
 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について  
 議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
 議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について  
 議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
 議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
 議第76号 市有財産の無償貸付けについて  
 議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について

- 日程第5 発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議員派遣の件

---

○出席議員（14名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 恩 田 佳 幸 君 | 2 番 | 山 崎 通 君   |
| 3 番 | 吉 田 茂 広 君 | 4 番 | 上 野 欣 也 君 |
| 5 番 | 石 神 真 君   | 6 番 | 杉 山 正 樹 君 |

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 7 番   | 寺 町 知 正 君 | 8 番   | 尾 関 律 子 君 |
| 9 番   | 横 山 哲 夫 君 | 1 0 番 | 武 藤 孝 成 君 |
| 1 1 番 | 藤 根 圓 六 君 | 1 2 番 | 影 山 春 男 君 |
| 1 3 番 | 村 瀬 伊 織 君 | 1 4 番 | 後 藤 利 瑗 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市 長    | 林 宏 優 君   | 副 市 長  | 松 田 勲 君   |
| 教 育 長  | 森 田 正 男 君 | 総務課長   | 舩 戸 時 夫 君 |
| 企画財政課長 | 久保田 裕 司 君 | 税務課長   | 神 原 義 広 君 |
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消 防 長  | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |     |       |
|------|---------|-----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書 記 | 林 強 臣 |
| 書 記  | 大 野 幹 根 |     |       |

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月21日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第69号、議第71号及び議第76号の所管に属する条例案件1件、予算案件1件、その他案件1件の3議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでは、条例改正をする根拠と旅費条例に該当する地域及び金額等について。議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）についてでは、総務費の事業仕分け事務委託料において、事業の内容及び委託料の積算内容等について。国民体育大会推進費において、工事請負費と備品購入費の内容について。緊急雇用創出事業費の企業立地・動向調査事業委託料において、事業の継続性の見込みと緊急雇用の関係、企業誘致の政策と訪問回数等について。道路新設改良費では、工損事後調査業務委託料の内容について。公園費では、工事内容、維持管理について。給料及び職員手当の増減額の明細では、増減額の内容と機構改革に伴う減額分等について。議第76号 市有財産の無償貸付けについてでは、民間に貸し付けるということに至った経緯、施設の管理体制等についての質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 続きまして、厚生文教委員長 尾関律子君。

○厚生文教常任委員会委員長（尾関律子君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月22日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第68号、議第70号から議第75号及び議第77号の所管に属する条例案件2件、予算案件5件、契約案件1件の8議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第2号）（厚生文教関係）では、非構造部材耐震化工事に関し、該当する施設のおおのの面積について。議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）では、補正予算の内容について。議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結についてでは、指名業者のうち、山県市内に本店、支店等を置いている業者数、パソコン機器の同等品に対する扱いの有無、落札額についての認識等についての質疑応答がございました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 各常任委員会委員長報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第3 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第68号から議第77号までの10議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。



---

#### 日程第４ 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第４、採決。

ただいまから、議第68号から議第77号までの採決を行います。

最初に、議第68号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第69号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第70号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第71号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第72号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第73号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第74号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第75号 平成24年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 市有財産の無償貸付けについて、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第77号 市内4小学校パソコン教室用パソコン等購入契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5 発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について

○議長（藤根圓六君） 日程第5、発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 議長の許可をいただきましたので、発議第3号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

政府は、原子力発電所の安全面の不安除去より、経済的利益や夏場の電力不足回避を優先し、関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働を決断しました。

我が国の原子力発電所は、50基のうち約3分の1が高経年化炉という古いものであります。これまでトラブルや事故を幾度となく起してきましたが、対症療法で対応してまいりました。そんな中で、福島第一原子力発電所の事故は起きました。今後、地震国と言われる我が国で事故が起きない保証はございません。

よって、本意見書を提出し、原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、事故の原因究明と新たな安全基準を策定し、慎重に対応するよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

---

## 日程第6 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第7 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第8 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第8、ただいまから採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議員派遣の件

○議長（藤根圓六君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成24年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時17分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

2 番 議 員 山 崎 通

14 番 議 員 後 藤 利 瑗